

社会 保 障 審 議 会 (第 1 9 回)

平成 2 1 年 8 月 6 日 (木)
1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
厚生労働省 省議室 (9階)

議 事 次 第

○ 議 事

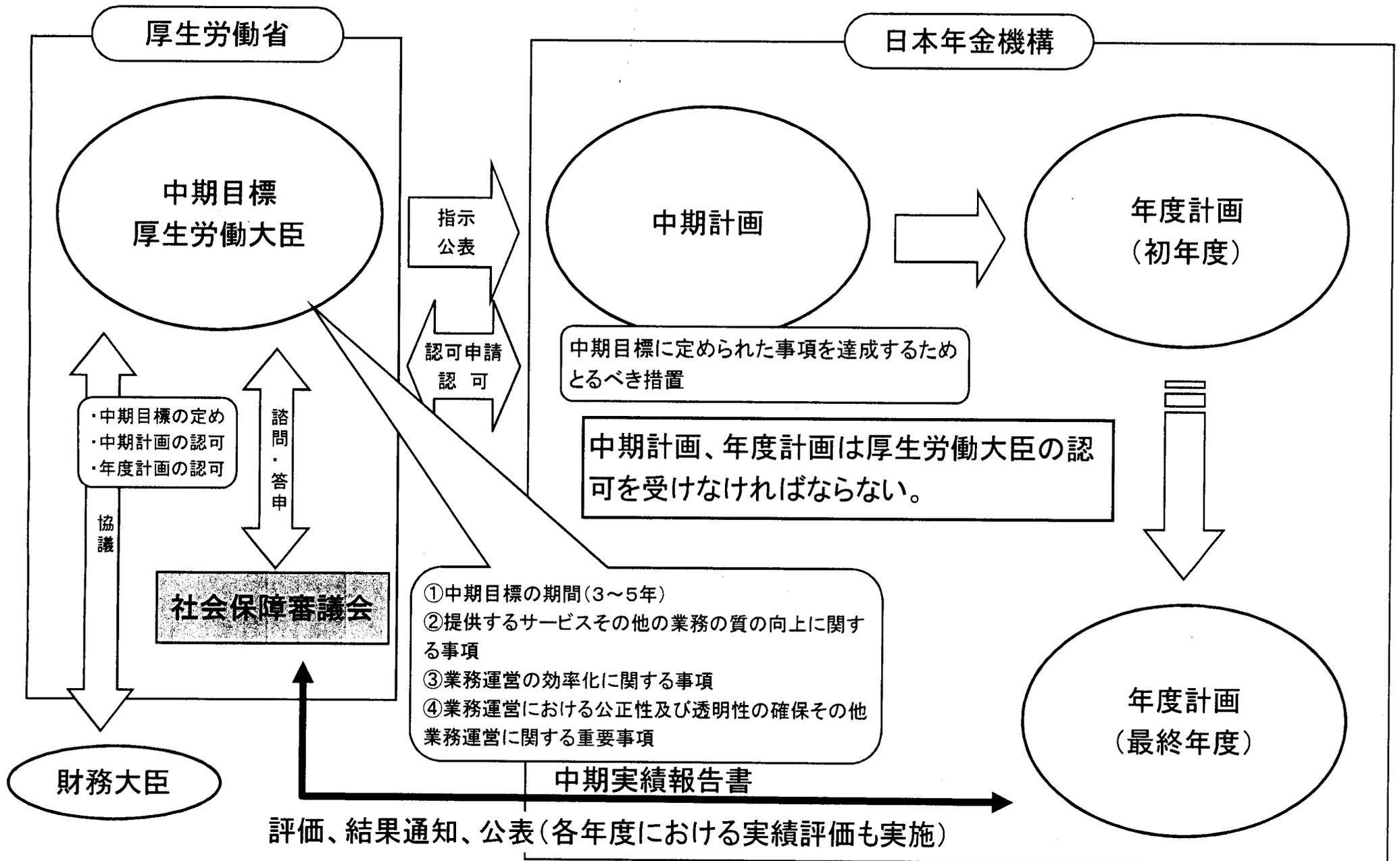
1. 会長及び会長代理の選出について
2. 部会の設置について
3. 分科会、部会の活動状況について

[配付資料]

- 資料 1 — 1 社会保険庁改革に伴う公的年金に係る国と日本年金機構の役割分担等
資料 1 — 2 日本年金機構評価部会 (仮称) の設置について (案)
資料 2 社会保障審議会分科会・部会・特別部会の状況
- 参考資料 1 「各分科会・部会個票」
参考資料 2 「社会保障国民会議最終報告」
参考資料 3 「社会保障改革推進懇談会報告」
参考資料 4 「安心と活力の日本へ (安心社会実現会議報告)」
参考資料 5 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」
参考資料 6 「経済財政改革の基本方針2009について」
参考資料 7 「平成22年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」
参考資料 8 「平成18年度社会保障給付費」
参考資料 9 「平成21年度予算案の主要事項」
参考資料10 「社会保障審議会の設置に関する根拠法令等」

社会保険庁改革に伴う公的年金に係る
国と日本年金機構の役割分担等

日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について



日本年金機構評価部会（仮称）
の設置について（案）

日本年金機構評価部会（仮称）の設置について （案）

1. 部会の設置の趣旨及び審議事項

日本年金機構法（平成19年法律第109号）に基づき、平成22年1月、社会保険庁は廃止され、政府管掌年金事業の一連の運營業務を担う新たな非公務員型の組織として、日本年金機構が設立される。

日本年金機構法においては、厚生労働大臣は、機構の中期目標を策定する場合や業務実績の評価を行う場合などには、社会保障審議会に諮問しなければならないこととされている。

このため、社会保障審議会に、こうした機構の業務運営のあり方についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 当面のスケジュール

本年秋頃に発足予定。

日本年金機構法に基づく機構の業務運営のあり方（中期目標、実績評価等）について、必要な事項を順次議論。

社会保障審議会への諮問関係参照条文

○ 日本年金機構法（平成19年法律第109号）（抄）

（社会保障審議会への諮問）

第五十二条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行おうとするとき。
- 三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。

（中期目標）

第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）
- 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 （略）

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十七条 （略）

2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 （略）

（業務改善命令）

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 （略）

（社会保障審議会への諮問等）

附則第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。

社会保障審議会分科会・部会・特別部会の状況

社会保障審議会分科会の状況

平成21年8月6日現在

分科会名	分科会長	所管部局	所掌事務	平成19年3月以降の審議事項	平成19年3月以降の開催実績	平成19年3月以降の主な報告書等
1 統計分科会	廣松 毅	大臣官房 統計情報部	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議する。	平成22年国民生活基礎調査の調査計画案についての審議並びにWHO-FICインド会議及び内科TAG検討状況について報告した。	4	なし
2 医療分科会	鴨下 重彦 (H21.1.29 任期終了)	医政局	特定機能病院の承認及び医療法人の認可についての審査を行う。	3病院について、特定機能病院と称することを承認した。 医療法人等（2以上の都道府県区域において施設を開設するもの）6法人について設立を許可し、2法人について解散を許可し、7法人について合併を認可し、1法人について社会医療法人と称することを認可をした。	4	平成19年8月： 特定機能病院の承認 及び医療法人の認可について 平成20年3月： 特定機能病院の承認 及び医療法人の認可について 平成20年9月： 医療法人の認可について 平成21年1月： 特定機能病院の承認 及び医療法人等の認可について
3 福祉文化分科会	庄司 洋子	雇用均等・ 児童家庭局	児童福祉文化財（出版物、舞台芸術、映像・メディア等）について、関係者の申請に基づき推薦を行う。	児童福祉文化財の推薦及び特別推薦について審査を行い、その結果推薦作品を決定した。	7	平成19年3月：53点を推薦 20点を特別推薦 平成19年7月：33点を推薦 平成19年12月：51点を推薦 平成20年3月：31点を推薦 16点を特別推薦 平成20年8月：25点を推薦 平成20年12月：50点を推薦 平成21年3月：27点を推薦 15点を特別推薦

分科会名	分科会長	所管部局	所掌事務	平成19年3月以降の審議事項	平成19年3月以降の開催実績	平成19年3月以降の主な報告書等
4 介護給付費分科会	大森 彌	老健局	介護保険法及び介護保険法施行法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	①各介護保険サービスに係る介護給付費の算定基準 ②各介護保険サービスに係る事業の設備及び運営に関する基準（うちサービスの取扱いに関する部分） について審議した。	23	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の改正について（報告）(H20.12.26)
5 医療保険保険料率分科会		保険局	健康保険法、船員保険法及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第77号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	都道府県単位保険料率（平成20年9月までは政府管掌健康保険料率）の変更等、当分科会において審議・処理すべき案件がなかったため、開催しないまま現在に至る。	なし	なし

社会保障審議会部会・特別部会の状況

平成21年8月6日現在

部会・ 特別部会名	部会長	所管部局	所掌事務	平成19年3月以降の審議事項	平成19年3月以降の 開催実績	平成19年3月以降の 主な報告書等
① 福祉部会 (H13.07.26～)	岩田 正美	社会・援護局	社会福祉制度のあり方について有識者で検討を行う。	「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて、審議した。	5	なし
② 人口部会 (H13.08.07～)	廣松 毅	政策統括官	新人口推計の策定にあたっての検討を行う。	新人口推計の策定作業は5年に1度であるため、開催せず。	なし	なし
③ 医療部会 (H13.09.17～)	齋藤 英彦	医政局	医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	平成20年度診療報酬改定に向けて、平成19年12月に平成20年度診療報酬改定の基本方針をまとめた。また、医療提供体制の確保に関し、周産期・救急医療体制等について審議した。	8	「平成20年度診療報酬改定の基本方針」(H19.12.3)
④ 児童部会 (H13.12.04～)	大日向 雅美	雇用均等・ 児童家庭局	子どもや家庭を取り巻く社会環境の急速な変化に対応し、次代を担う子どもが健やかに育成される社会を構築するため、今後の児童に関わる施策等の推進に資する基礎的で広汎な検討を行う。	要保護児童対策や地域の子育て支援対策等、子どもの健全育成や家庭支援のための方策に関し、中長期的、かつ総合的な基本方向を審議した。	5	なし
⑤ 障害者部会 (H13.12.19～)	潮谷 義子	社会・援護局 障害保健福祉部	障害者施策についての検討を行う。	障害者自立支援法については、附則において法施行後3年を目途としてこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、平成21年にその時期を迎えることから制度全般にわたり見直しの検討を行い、施行後3年の見直しにおいて対応すべき事項、今後更に検討すべき事項について審議した。	19	「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」(H20.12.16)

社会保障審議会部会・特別部会の状況

平成21年8月6日現在

部会・特別部会名	部会長	所管部局	所掌事務	平成19年3月以降の審議事項	平成19年3月以降の開催実績	平成19年3月以降の主な報告書等
⑥ 年金数理部会 (H13.12.25～)	山崎 泰彦	年金局	公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定(平成13年3月16日)及び公的年金制度の一元化に関する懇談会報告(同年2月28日)の要請を踏まえた検討及び検証を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること ・被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの検討及び検証などについて審議した。 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的年金財政状況報告—平成17年度—」(H19.11.29) ・「公的年金財政状況報告—平成18年度—」(H20.11.21)
⑦ 年金部会 (H14.01.16～)	稲上 毅	年金局	次期財政検証に向けた年金制度全般にわたる議論を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金国庫負担引上げ及び基礎年金の税方式化に係る意見交換 ・保険料負担と年金給付に関する長期的な均衡に関わる事項 ・平成16年改正後の残された課題についてなど審議した。 	12	<p>「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理—年金制度の将来的な見直しに向けて—」(H20.11.27)</p> <p>平成21年財政検証結果(H21.2.23)</p>
⑧ 介護保険部会 (H15.05.27～)	貝塚 啓明	老健局	介護保険制度の見直しを検討する。	介護保険制度については、法施行後5年を目途に全般に関して検討を行い、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととなっており、3年間の事業運営期間の制度施行状況を中心に、介護保険制度に関する課題及びその対応方策等について審議した。	3	「介護事業運営の適正化に関する意見」(H20.2.6)
⑨ 医療保険部会 (H15.07.16～)	糠谷 真平	保険局	医療保険制度体系に関する改革案の策定にあたっての検討を行う。	医療保険制度に関する諸課題(出産育児一時金、被用者保険における格差の解消について等)及び診療報酬改定の基本方針について審議した。	8	「平成20年度診療報酬改定の基本方針」(H19.12.3)

社会保障審議会部会・特別部会の状況

平成21年8月6日現在

部会・特別部会名	部会長	所管部局	所掌事務	平成19年3月以降の審議事項	平成19年3月以降の開催実績	平成19年3月以降の主な報告書等
⑩ 医療観察法部会 (H17.09.21～)	高橋 清久	社会・援護局 障害保健福祉部	医療観察法に基づく指定入院医療機関に入院中の対象者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行う。	心神喪失者等医療観察法第95条の規定による処遇改善の請求について、同法第96条第1項に基づき、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行った。	4	処遇改善請求に係る審査について (H19.3.15) 処遇改善請求に係る審査について (H19.9.11) 処遇改善請求に係る審査について (H20.3.10) 処遇改善請求に係る審査について (H21.6.17)
⑪ 後期高齢者医療の在り方に関する特別部会 (H18.09.22～)	糠谷 真平	保険局	後期高齢者医療の在り方について審議する。	後期高齢者医療制度の創設に当たり、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるように新たな新たな診療報酬体系を構築することを目的として、後期高齢者医療の在り方について審議した。	6	「後期高齢者医療の在り方に関する基本的考え方」(H19.4.11) 「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」(H19.10.10)
⑫ 少子化対策特別部会 (H19.12.16～)	大日向 雅美	雇用均等・児童家庭局	包括的な次世代育成支援のための具体的な制度改革についての議論を行う。	次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向け、これからの保育制度のあり方、放課後児童クラブ、すべての子育て家庭に対する支援、情報公表・評価の仕組み、財源・費用負担といった事項について、その課題や方向性などについて審議した。	25	「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」(H20.5.20) 「社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて一」(H21.2.24)

各分科会・部会個票

統計分科会

所管部局

大臣官房統計情報部

所掌事務

統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議する。

【平成19年3月以降の審議事項】

直近の会議（第14回、平成21年6月4日開催）では平成22年国民生活基礎調査の調査計画案についての審議並びにWHO-FICインド会議及び内科TAG検討状況について報告。

委員一覧

今田 幸子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科医療情報経済学分野教授 (東京大学医学部附属病院企画情報運営部長)
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
斎藤 英彦	名古屋セントラル病院長
土屋 了介	国立がんセンター中央病院院長
津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
中川 俊男	日本医師会常任理事
永瀬 伸子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
◎廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科・教授
◎は分科会長	

(平成21年8月6日現在)

平成19年3月以降の開催実績：4回

平成19年3月以降の主な報告書等

なし

医療分科会

所管部局

医政局

所掌事務

特定機能病院と称することの承認及び医療法人の認可等についての審査を行う。

【平成19年3月以降の審議事項】

- 特定機能病院：名称の承認・承認の取消
- 医療法人等（2以上の都道府県の区域において施設を開設するもの）：
 - ・ 設立、解散及び合併の認可
 - ・ 業務の一部又は全部停止命令
 - ・ 役員の解任勧告
 - ・ 設立認可の取消
 - ・ 社会医療法人の認可

委員一覧

岩井 宜子	専修大学法科大学院教授
加藤 幹雄	健康保険組合連合会副会長
加藤 達夫	国立成育医療センター総長
桐野 高明	国立国際医療センター総長
齋藤 秀彦	名古屋セントラル病院長
猿田 享男	学校法人慶應義塾常任理事
藤原 淳	社団法人日本医師会常任理事
齋藤 訓子	社団法人日本看護協会常任理事
南 砂	読売新聞東京本社編集局解説部次長
矢後 和夫	社団法人日本病院薬剤師会常務理事
山浦 晶	千葉県立衛生短期大学学長

※ 前分科会長の任期終了後、分科会が開催されていないため、分科会長は未定

（平成21年8月6日現在）

平成19年3月以降の開催実績： 4回

平成19年3月以降の主な報告書等

平成19年8月	特定機能病院の承認及び医療法人の認可について（報告・答申）
平成20年3月	特定機能病院の承認及び医療法人の認可について（報告・答申）
平成20年9月	医療法人の認可について（報告・答申）
平成21年1月	特定機能病院の承認及び医療法人等の認可について（報告・答申）

福祉文化分科会

所管部局

雇用均等・児童家庭局

所掌事務

児童福祉文化財（出版物、舞台芸術、映像・メディア等）について、関係者の申請に基づき推薦を行う。

【平成 19 年 3 月以降の審議事項】

児童福祉文化財の推薦及び特別推薦について審査を行い、その結果推薦作品を決定。

委員一覧

◎庄司 洋子	立教大学教授
見城美枝子	青森大学教授
竹中 淑子	子どもの本研究所主宰
望月 重信	明治学院大学教授
片岡 玲子	立正大学教授
方 勝	玉川大学教授
小玉美意子	武蔵大学教授
鈴木誠一郎	筑波大学大学院教授
落合美知子	児童図書研究家
小泉 裕子	鎌倉女子大学児童学部教授
児玉ひろ美	読書アドバイザー
佐藤 宗子	児童文学評論家
土屋 智子	児童図書研究家
中村 順子	学校司書
宮川 健郎	武蔵野大学教授
上垣内伸子	十文字学園女子大学教授
小林 緑	国立音楽大学名誉教授
指田 利和	宝仙学園短期大学教授
芹川季代子	児童劇指導家
高谷 静治	児童劇演出家
宮里 和則	あそび・劇・表現活動研究家
塩浦 純一	映画音楽研究家
須貝あゆみ	日本レコード協会業務部企画グループ長
鈴木 一光	(財)児童健全育成推進財団 常務理事
田嶋 炎	日本民間放送連盟番組部長
辰巳ヒロミ	子どもの映画研究家
長又 厚夫	日本放送協会審査室審査主幹
西村 達郎	文化創出プランナー・作詞家
◎は分科会長	

(平成 21 年 8 月 6 日現在)

平成 19 年 3 月以降の開催実績：7 回

平成 19 年 3 月以降の主な報告書等

平成 19 年 3 月	53 点を推薦、20 点を特別推薦
平成 19 年 7 月	33 点を推薦
平成 19 年 12 月	51 点を推薦
平成 20 年 3 月	31 点を推薦、16 点を特別推薦
平成 20 年 8 月	25 点を推薦
平成 20 年 12 月	50 点を推薦
平成 21 年 3 月	27 点を推薦、15 点を特別推薦

介護給付費分科会

所管部局

老健局

所掌事務

介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

【平成19年3月以降の審議事項】

介護保険法に基づく次の法定付議事項を審議する目的で開催。

- ① 各介護保険サービスに係る介護給付費の算定基準
- ② 各介護保険サービスに係る事業の設備及び運営に関する基準（うちサービスの取扱いに関する部分）

委員一覧

池田 省三	龍谷大学社会学部教授
石川 良一	全国市長会介護保険対策特別委員会委員（東京都稲城市長）
井部 俊子	日本看護協会副会長
大島 伸一	国立長寿医療センター総長
◎大森 彌	東京大学名誉教授
勝田 登志子	認知症の人と家族の会副代表理事
川合 秀治	全国老人保健施設協会会長
神田 真秋	全国知事会社会文教常任委員会委員長（愛知県知事）
木村 隆次	日本薬剤師会常務理事
久保田 政一	日本経済団体連合会常務理事
木間 昭子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
小林 剛	全国健康保険協会理事長
齊藤 秀樹	全国老人クラブ連合会理事長
篠原 淳子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
武久 洋三	日本慢性期医療協会会長
田中 滋	慶応義塾大学教授
田中 雅子	日本介護福祉士会名誉会長
池主 憲夫	日本歯科医師会常務理事
対馬 忠明	健康保険組合連合会専務理事
中田 清	全国老人福祉施設協議会副会長
馬袋 忠明	民間介護事業推進協議会会長
三上 裕司	日本医師会常任理事
村川 浩一	日本社会事業大学教授
矢田 立郎	兵庫県国民健康保険団体連合会理事長（神戸市長）
山本 文男	全国町村会会長（福岡県添田町長）
◎は部会長	

（平成21年8月6日現在）

平成19年3月以降の開催実績：23回

平成19年3月以降の主な報告書等

平成20年12月26日 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の改正について（報告）

医療保険保険料率分科会

所管部局

保険局

所掌事務

健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)及び健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

具体的には、以下の事項を処理。(平成20年10月に政府管掌健康保険が全国健康保険協会管掌健康保険に変更したため、その前後で所掌事務が一部異なる。)

- ① 標準報酬月額等級区分の追加に係る審議
- ② (H20. 9まで)政府管掌健康保険の一般保険料率の変更に係る審議
- ③ (H20. 10から)全国健康保険協会が厚生労働大臣の変更申請命令に従わない場合の厚生労働大臣による都道府県単位保険料率の変更に係る審議
- ④ 船員保険の標準報酬月額等級区分の追加に係る審議
- ⑤ 船員保険の一般保険料率の変更に係る審議

【平成19年3月以降の審議事項】

(平成20年9月まで)

政府管掌健康保険料率の変更等、当分科会において審議・処理すべき案件がなかったため、開催しないまま現在に至る。

(平成20年10月以降)

都道府県単位保険料率の変更等、当分科会において審議・処理すべき案件がなかったため、開催しないまま現在に至る。

委員一覧

(委員の任命は行っていない)

平成19年3月以降の開催実績：なし

平成19年3月以降の主な報告書等

なし

福祉部会

所管部局

社会・援護局

所掌事務

社会福祉制度のあり方について有識者で検討を行う。

【平成 19 年 3 月以降の審議事項】

平成 19 年 3 月 29 日からは、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて、審議することを目的として開催。

委員一覧

石原 美智子	株式会社新生メディカル代表取締役
石橋 真二	社団法人日本介護福祉士会会長
井部 俊子	聖路加看護大学学長
◎岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
江草 安彦	社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長 (社会福祉法人旭川荘理事長)
小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
京極 高宣	国立社会保障・人口問題研究所所長
木間 昭子	国民生活センター相談調整部調査室長
駒村 康平	東洋大学経済学部教授
白澤 政和	社団法人日本社会福祉士養成校協会会長 (大阪市立大学大学院教授)
高岡 國士	全国社会福祉施設経営者協議会会長 (社会福祉法人成光苑理事長)
鶴 直明	社団法人日本経済団体連合会社会保障委員会医療改革部会委員
中島 隆信	慶應義塾大学商学部教授
福田 富一	栃木県知事
堀田 力	財団法人さわやか福祉財団理事長
村尾 俊明	社団法人日本社会福祉士会会長
森 貞述	全国市長会介護保険対策特別委員会副委員長 (愛知県高浜市長)
吉岡 正勝	社会福祉法人全国老人福祉施設協議会副会長
◎は部会長	

(平成 19 年 7 月 26 日現在)

平成 19 年 3 月以降の開催実績：5 回

平成 19 年 3 月以降の主な報告書等

なし

人口部会

所管部局

政策統括官

所掌事務

新人口推計の策定にあたっての検討を行う。

【平成19年3月以降の審議事項】

新人口推計の策定作業は5年に1度であるため、開催せず。

委員一覧

阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院教授
岩淵 勝好	東北福祉大学教授
鬼頭 宏	上智大学経済学部教授
国友 直人	東京大学経済学部教授
小島 明日奈	毎日新聞社生活報道センター生活家庭担当部長
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
白波瀬佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
鈴木 隆雄	東京都老人総合研究所副所長
津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
◎廣松 毅	東京大学大学院総合文化研究科教授
宮城 悦子	横浜市立大学医学部準教授
山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学教授
山田 昌弘	東京学芸大学教育学部教授
◎は部会長	

(平成18年12月20日現在)

平成19年3月以降の開催実績：なし

平成19年3月以降の主な報告書等

なし

医療部会

所管部局

医政局

所掌事務

医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。

【平成 19 年 3 月以降の審議事項】

平成 20 年度診療報酬改定に向けて、平成 19 年 12 月に平成 20 年度診療報酬改定の基本方針をまとめた。また、医療提供体制の確保に関し、周産期・救急医療体制等について議論を行った。

委員一覧

上田 清司	全国知事会（埼玉県知事）
海辺 陽子	癌と共に生きる会副会長
大西 秀人	全国市長会（香川県高松市長）
尾形 裕也	九州大学大学院医学研究院教授
小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
加藤 達夫	国立成育医療センター総長
高智 英太郎	健康保険組合連合会医療部長
近藤 勝洪	社団法人日本歯科医師会副会長
齋藤 訓子	社団法人日本看護協会常任理
◎齋藤 英彦	名古屋セントラル病院院長
鮫島 健	社団法人日本精神科病院協会
水田 祥代	九州大学理事・副学長
竹嶋 康弘	社団法人日本医師会副会長
田中 滋	慶應義塾大学経営大学院教授
辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML代表
堤 健吾	社団法人日本経済団体連合会社会保障委員会医療改革部会部会長補佐
中川 俊男	社団法人日本医師会常任理事
西澤 寛俊	社団法人全日本病院協会副会長
樋口 範雄	東京大学法学部教授
日野 頌三	社団法人日本医療法人協会理事長
邊見 公雄	社団法人全国自治体病院協議会会長
村上 信乃	社団法人日本病院会副会長
山本 信夫	社団法人日本薬剤師会副会長
山本 文男	全国町村会（福岡県添田町長）
渡辺 俊介	日本経済新聞社論説委員
◎は部会長	

（平成 21 年 8 月 6 日現在）

平成 19 年 3 月以降の開催実績：8 回

平成 19 年 3 月以降の主な報告書等

平成 19 年 12 月 3 日

平成 20 年度診療報酬改定の基本方針

児童部会

所管部局

雇用均等・児童家庭局

所掌事務

子どもや家庭を取り巻く社会環境の急速な変化に対応し、次代を担う子どもが健やかに育成される社会を構築するため、今後の児童に関わる施策等の推進に資する基礎的で広汎な検討を行う。

【平成19年3月以降の審議事項】

要保護児童対策や地域の子育て支援対策等、子どもの健全育成や家庭支援のための方策に関し、中長期的、かつ総合的な基本方向を審議することを目的として開催。

委員一覧

秋田喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
網野 武博	東京家政大学家政学部教授
石津 賢治	北本市長
大澤真木子	東京女子医科大学医学部長
◎大日向雅美	恵泉女学園大学大学院教授
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授
佐藤 進	埼玉県立大学学長
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学教育人間科学部教授
土埴内昭雄	株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員
前田 正子	財団法人横浜市国際交流協会理事長
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
吉田 正幸	有限会社遊育代表取締役
渡辺顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部教授
◎は部会長	

(平成21年8月6日現在)

平成19年3月以降の開催実績：5回

平成19年3月以降の主な報告書等

なし

障害者部会

所管部局

社会・援護局障害保健福祉部

所掌事務

障害者施策についての検討を行う。

【平成19年3月以降の審議事項】

障害者自立支援法については、附則において法施行後3年を目途としてこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、平成21年にその時期を迎えることから制度全般にわたり見直しの検討を行い、施行後3年の見直しにおいて対応すべき事項、今後更に検討すべき事項について議論を行い、平成20年12月16日に報告書を取りまとめた。

委員一覧

嵐谷 安雄	(福) 日本身体障害者団体連合会副会長
安藤 豊喜	(財) 全日本聾唖連盟理事長
井伊久美子	(社) 日本看護協会常任理事
伊藤 勇一	(福) 全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会会長
岩谷 力	国立障害者リハビリテーションセンター総長
梅田 恵	日本IBM(株)人事ダイバーシティ&人事広報担当部長
大濱 眞	(社) 全国脊髄損傷者連合会副理事長
川崎 洋子	(NPO) 全国精神保健福祉会連合会理事長
北岡 賢剛	(福) 滋賀県社会福祉事業団理事長
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長
小坂 孫次	(財) 日本知的障害者福祉協会会長
坂本祐之輔	東松山市長
櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
佐藤 進	埼玉県立大学学長
◎潮谷 義子	(財) 人権教育啓発推進センター理事
新保 祐元	(福) 全国精神障害者社会復帰施設協会顧問
副島 宏克	(福) 全日本手をつなぐ育成会理事長
高橋 清久	藍野大学学長
竹下 義樹	(福) 日本盲人会連合副会長
堂本 暁子	千葉県知事
長尾 卓夫	(社) 日本精神科病院協会副会長
仲野 栄	(社) 日本精神科看護技術協会専務理事
野沢 和弘	毎日新聞夕刊編集部長
広田 和子	精神医療サバイバー
福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
星野 泰啓	(福) 全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会会長
三上 裕司	(社) 日本医師会常任理事
箕輪 優子	横河電機(株)CSR推進本部社会貢献室
宮崎 英憲	東洋大学文学部教授
山岡 修	日本発達障害ネットワーク副代表

〈専門委員〉

小澤 温	東洋大学ライフデザイン学部教授
生川 善雄	千葉大学教育学部教授
浜井 浩一	龍谷大学大学院法務研究科教授
◎部会長	

(平成20年12月16日現在)

平成19年3月以降の開催実績：19回

平成19年3月以降の主な報告書等

平成20年12月16日

障害者自立支援法施行後3年の見直しについて

年金数理部会

所管部局

年金局

所掌事務

公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定（平成 13 年 3 月 16 日）及び公的年金制度の一元化に関する懇談会報告（同年 2 月 28 日）の要請を踏まえた検討及び検証。

【平成 19 年 3 月以降の審議事項】

- ・各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること
- ・被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの検討及び検証
など

委員一覧

牛丸 聡	早稲田大学政治経済学術院教授
熊沢 昭佳	企業年金連合会理事
栗林 世	元中央大学経済学部教授
近藤 師昭	(社)日本年金数理人会相談役
都村 敦子	日本放送協会学園非常勤講師
林 勲	(社)日本アクチュアリー会顧問
宮武 剛	目白大学教授
◎山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

◎は部会長

(平成 21 年 8 月 6 日現在)

平成 19 年 3 月以降の開催実績：10 回

平成 19 年 3 月以降の主な報告書等

平成 19 年 11 月 29 日	公的年金財政状況報告—平成 17 年度—（報告）
平成 20 年 11 月 21 日	公的年金財政状況報告—平成 18 年度—（報告）

年金部会

所管部局

年金局

所掌事務

次期財政検証に向けた年金制度全般にわたる議論を行う。

【平成19年3月以降の審議事項】

- 基礎年金国庫負担引上げ及び基礎年金の税方式化に係る意見交換
- 保険料負担と年金給付に関する長期的な均衡に関わる事項
 - ・ 経済前提専門委員会における検討状況報告
 - ・ 平成21年財政検証結果の報告
- 平成16年改正後の残された課題について
「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理」（平成20年11月27日）をとりまとめ
(内容)
 - ・ 低年金・低所得者に対する年金給付の見直し
 - ・ 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直し
 - ・ 2年の時効を越えて保険料を納めることができる仕組みの導入
 - ・ 国民年金の適用年齢の見直し
 - ・ パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等
 - ・ 育児期間中の者の保険料免除等
 - ・ 在職老齢年金の見直し
 - ・ 標準報酬月額の上限の見直し

など

委員一覧

◎ 稲上 毅	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長 東京大学名誉教授
江口 隆裕	筑波大学ビジネス科学研究科教授
大西 由美子	有限会社セントラルローズ取締役
小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
杉山 千佳	(有)セレーノ代表取締役
都村 敦子	日本放送協会学園非常勤講師
滝澤 八千子	日本労働組合総連合会中央執行委員 UIゼンセン同盟男女参画・社会運動局長
中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
西沢 和彦	(株)日本総合研究所調査部主任研究員
林 真奈美	読売新聞東京本社編集局社会保障部記者
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
宮武 剛	目白大学教授
山口 修	横浜国立大学経営学部教授
山崎 雅男	日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会長
米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
渡邊 光一郎	日本経済団体連合会社会保障委員会企画部会長
渡辺 俊介	日本経済新聞社論説委員
◎は部会長	

(平成21年8月6日現在)

平成19年3月以降の開催実績：12回

平成19年3月以降の主な報告書等

平成20年11月27日	○ 社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理 — 年金制度の将来的な見直しに向けて —
平成21年2月23日	○ 平成21年財政検証結果

介護保険部会

所管部局

老健局

所掌事務

介護保険制度の見直しを検討する。

【平成19年3月以降の審議事項】

介護保険制度については、法施行後5年を目途に全般に関して検討を行い、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととなっており、3年間の事業運営期間の制度施行状況を中心に、介護保険制度に関する課題及びその対応方策等について議論することを目的として開催。

委員一覧

◎貝塚 啓明	東京大学経済学研究科特任教授
山本 文男	全国町村会（添田町長）
木間 昭子	高齢社会をよくする女性の会理事
石川 良一	全国市長会（稲城市長）
井部 俊子	日本看護協会副会長
岩村 正彦	東京大学法学部教授
勝田 登志子	認知症の人と家族の会副代表理事
川合 秀治	全国老人保健施設協会会長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会会長
齋藤 秀樹	全国老人クラブ連合会常務理事・事務局長
久保田 政一	日本経済団体連合会常務理事
三上 裕司	日本医師会常任理事
石原 美智子	株式会社新生メディカル代表取締役社長
植木 彰	自治医科大学さいたま医療センター神経内科教授
小方 浩	健康保険組合連合会副会長
櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
土居 文朗	慶応義塾大学経済学部准教授
野呂 昭彦	全国知事会（三重県知事）
榊田 和平	全国老人福祉施設協議会老施協総研介護委員長
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
吉田 昌哉	日本労働組合総連合会 生活福祉局次長
◎は部会長	

（平成20年2月6日 現在）

平成19年3月以降の開催実績：3回

平成19年3月以降の主な報告書等

平成20年2月6日 介護事業運営の適正化に関する意見

医療保険部会

所管部局

保険局

所掌事務

医療保険制度体系に関する改革の策定にあたっての検討を行う。

【平成 19 年 3 月以降の審議事項】

医療保険制度に関する諸課題（出産育児一時金、被用者保険における格差の解消について等）及び診療報酬改定の基本方針について議論。

委員一覧

磯部 力	立教大学法学部教授
岩月 進	日本薬剤師会常務理事
岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岩本 康志	東京大学大学院経済学研究科教授
逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
大内 尉義	東京大学大学院医学系研究科教授
岡崎 誠也	全国市長会国民健康保険対策特別委員長、高知市長
神田 真秋	全国知事会社会文教常任委員会委員長、愛知県知事
見坊 和雄	全国老人クラブ連合会相談役・理事
小林 剛	全国健康保険協会理事長
齊藤 正憲	日本経済団体連合会社会保障委員会医療改革部会長
坂本 すが	日本看護協会副会長
多田 宏	国民健康保険中央会理事長
対馬 忠明	健康保険組合連合会専務理事
西村 周三	京都大学副学長
◎糠谷 真平	独立行政法人国民生活センター顧問
樋口 恵子	高齢社会をよくなる女性の会理事長
藤原 淳	日本医師会常任理事
山本 文男	全国町村会会長、福岡県添田町長
横尾 俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会会長、佐賀県多久市長
渡辺 三雄	日本歯科医師会常務理事
◎は部会長	

(平成 21 年 8 月 6 日現在)

平成 19 年 3 月以降の開催実績：8 回

平成 19 年 3 月以降の主な報告書等

平成 19 年 12 月 3 日

平成 20 年度診療報酬改定の基本方針

医療観察法部会

所管部局

社会・援護局障害保健福祉部

所掌事務

医療観察法に基づく指定入院医療機関に入院中の対象者の処遇等について専門的かつ独自の機関として審査を行う。

【平成19年3月以降の審議事項】

心神喪失者等医療観察法第95条の規定による処遇改善の請求について、同法第96条第1項に基づき、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行うことを目的として開催。

※心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（抄）（平成十五年法律第百十号）
（処遇改善の請求）

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。
（処遇改善の請求による審査）

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。
2～6（略）

委員一覧

（委員及び臨時委員）

岩井 宜子 専修大学大学院法務研究科教授
◎高橋 清久 国立精神・神経センター名誉総長、藍野大学長
辻 伸行 上智大学法科大学院教授
寺谷 隆子 日本社会事業大学教授
山内 俊雄 埼玉医科大学学長

（専門委員）

上ノ山一寛 医療法人南彦根クリニック院長
小川 忍 社団法人日本看護協会常任理事
平田 豊明 静岡県立こころの医療センター院長
松原 三郎 社団法人日本精神科病院協会常務理事
吉尾 隆 社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院薬剤部長
吉浜 文洋 社団法人日本精神科看護技術協会常任理事

◎は部会長

（平成21年8月6日現在）

平成19年3月以降の開催実績： 4回

平成19年3月以降の主な報告書等

平成19年3月15日	処遇改善請求に係る審査について
平成19年9月11日	処遇改善請求に係る審査について
平成20年3月10日	処遇改善請求に係る審査について
平成21年6月17日	処遇改善請求に係る審査について

後期高齢者医療の在り方に関する特別部会

所管部局

保険局

所掌事務

後期高齢者医療の在り方について審議する。

【平成19年3月以降の審議事項】

後期高齢者医療制度の創設に当たり、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるような新たな診療報酬体系を構築することを目的として、後期高齢者医療の在り方について審議を行う。

委員一覧

遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
鴨下 重彦	国立国際医療センター名誉総長
川越 厚	ホームケアクリニック川越院長
高久 史磨	自治医科大学学長
辻本 好子	NPO法人ささえあい医療センターCOML理事長
◎糠谷 真平	独立行政法人国民生活センター顧問
野中 博	医療法人社団博腎会野中病院院長
堀田 力	さわやか福祉財団理事長
村松 静子	在宅看護研究センター代表
◎は部会長	

(※平成19年10月4日現在)

平成19年3月以降の開催実績：6回

平成19年3月以降の主な報告書等

平成19年4月11日	後期高齢者医療の在り方に関する基本的考え方
平成19年10月10日	後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子

少子化対策特別部会

所管部局

雇用均等・児童家庭局

所掌事務

平成 19 年末の「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」のとりまとめを受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のための検討を行う。

【平成 19 年 3 月以降の審議事項】

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向け、これからの保育制度のあり方、放課後児童クラブ、すべての子育て家庭に対する支援、情報公表・評価の仕組み、財源・費用負担といった事項について、その課題や方向性などについて検討することを目的として開催。

委員一覧

岩淵 勝好	東北福祉大学教授
岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
内海 裕美	吉村小児科院長
大石亜希子	千葉大学法経学部准教授
◎大日向雅美	恵泉女学園大学大学院教授
清原 慶子	三鷹市長
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
篠原 淳子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局长
庄司 洋子	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授
杉山 千佳	有限会社セレーノ代表取締役
高尾 剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
野呂 昭彦	三重県知事
宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山本 文男	福岡県添田町長
吉田 正幸	有限会社遊育代表取締役
◎は部会長	

(平成 21 年 8 月 6 日現在)

平成 19 年 3 月以降の開催実績：25 回

平成 19 年 3 月以降の主な報告書等

平成 20 年 5 月 20 日	「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」
平成 21 年 2 月 24 日	「社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告 一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」

第19回社会保障審議会

平成21年8月6日

参考資料2

社会保障国民会議最終報告

社会保障国民会議 最終報告

**平成20年11月4日
社会保障国民会議**

社会保障国民会議 最終報告

目次

平成20年11月4日
社会保障国民会議

1 最終報告の位置付け	1
2 これからの社会保障 ～ 中間報告が示す道筋 ～	1
1 社会保障国民会議における議論の出発点	1
(1) 国民の安全と安心を支える社会保障	1
(2) 時代の要請・社会の変化に応える社会保障	1
(3) 全ての国民が参加し支える、国民の信頼に足る社会保障	1
(4) 国と地方が協働して支える社会保障	2
2 社会保障改革の基本的視点	2
3 社会保障の機能強化のための改革	2
(1) 社会保障の制度設計に際しての基本的な考え方	2
(2) 社会保障を支える基盤の充実	3
(3) 高齢期の所得保障	3
(4) 医療・介護・福祉サービスの改革	4
(5) 少子化・次世代育成支援対策	5
(6) セーフティネット機能の強化	5
(7) 制度に対する信頼の回復・国民目線に立った改革の実施	6
3 中間報告後の議論	6
(1) 低所得者対策	6
(2) 能力開発政策	7
(3) 医療・介護費用のシミュレーション	8
(4) 少子化対策の意義と課題	9
(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点	9

4 社会保障の機能強化に向けて	11
-----------------	----

5 おわりに ～ 国民会議からのメッセージ ～	13
-------------------------	----

社会保障国民会議 最終報告

平成 20 年 11 月 4 日

社会保障国民会議

1 最終報告の位置付け

社会保障国民会議は、社会保障のあるべき姿と財源問題を含む今後の改革の方向について、国民目線で議論する場として、内閣総理大臣の下に本年1月に設置された。

以来、今日まで約 10 ヶ月、会議の下に置かれた3つの分科会を含め、合計で 31 回にわたる会議を重ね、社会保障を巡る様々な課題について精力的に議論を行ってきた。

この間、5月には公的年金の財政方式に関するシミュレーションを公表し、6月には中間報告をとりまとめたところである。

中間報告においては、今後の社会保障が進むべき道筋として、「制度の持続可能性」とともに「社会保障の機能強化」に向けての改革に取り組むべきことを提起した。

本最終報告は、中間報告及び中間報告において積み残した課題を中心に中間報告後に行った議論を含め、これまでの会議における全体の議論をとりまとめたものである。

2 これからの社会保障 ～ 中間報告が示す道筋 ～

1 社会保障国民会議における議論の出発点

(1) 国民の安全と安心を支える社会保障

社会保障制度は、私たちの暮らしを支える最も重要な社会基盤。国民の期待に応えられる社会保障制度を構築することは、国家の基本的な責任のひとつである。

(2) 時代の要請・社会の変化に応える社会保障

社会保障制度を、持続可能なものとしつつ、経済社会の様々な変化にあわせて、その機能を強化していかなければならない。

(3) 全ての国民が参加し支える、国民の信頼に足る社会保障

社会的な相互扶助の仕組みである社会保障制度は全ての国民にとって必要なもの。給付の裏側には必ず負担がある。国民にはサービスを利用する権利と同時に制度を支える責任があ

る。

(4) 国と地方が協働して支える社会保障

社会保障制度の構築と現場での運用の両面において、国と地方公共団体がそれぞれの責任を果たしながら対等の立場で協力し合う関係を築くことが重要である。

2 社会保障改革の基本的視点

2000年以降の医療・年金・介護などに関する一連の「社会保障構造改革」により、社会保障制度と経済財政との整合性、制度の持続可能性は高まった。

しかしながら、今日の社会保障制度は、少子化対策への取組の遅れ、高齢化の一層の進行、医療・介護サービス提供体制の劣化、セーフティネット機能の低下、制度への信頼の低下等の様々な課題に直面している。

「制度の持続可能性」を確保していくことは引き続き重要な課題であるが、同時に、今後は、社会経済構造の変化に対応し、「必要なサービスを保障し、国民の安心と安全を確保するための「社会保障の機能強化」」に重点を置いた改革を進めていくことが必要である。

3 社会保障の機能強化のための改革

(1) 社会保障の制度設計に際しての基本的な考え方

① 自立と共生・社会的公正の実現

私たちの社会は、個人の自助・自律を基本とし、一人一人の安全と安心は、相互の助け合い・連帯によって支えられている。社会的な連帯・助け合いの仕組みである社会保障制度は、「所得再分配の機能」を通じて、給付の平等・負担の公平という「社会的公正」を実現するものである。

② 持続可能性の確保・国民の多様な生き方の尊重

団塊世代が75歳になる2025年以降を見通し、長期にわたって持続可能な制度の構築を追求する必要がある。同時に、社会保障制度は、人々の暮らしや価値観の変化に対応した制度であるべきであり、個人の職業選択、就労形態や生き方の選択によって制度の適用、給付や負担に不合理な格差が生じるようなことがあってはならない。

③ 効率性・透明性

社会保障制度は効率的で、簡素で分かりやすいものであることが必要である。

④ 公私の役割分担・地域社会の協働

公的な支えである社会保障制度とともに、一人一人が地域社会の一員として様々な地域社会の支え合い・助け合いの仕組みに参加し、共に支え合っていくことが重要である。

⑤ 社会経済の進歩・技術革新の成果の国民への還元

技術革新の成果がサービスの効率化や質の向上に活かされることが必要である。

⑥ 給付と負担の透明化を通じた制度に対する信頼、国民の合意・納得の形成

ライフステージの各段階で、自分の人生設計と社会保障がいかに密接に関わりあっているかを分かりやすく明示されることは、社会保障に対する理解を深め、制度への信頼や改革への合意、必要な負担への納得を形成していく上でも非常に重要である。

⑦ 当事者として国民全体が社会保障を支えるという視点の明確化

社会保障制度においては、国民一人一人が給付・負担の両面で社会保障の当事者であり、社会保障の給付を受けサービスを利用する権利があると同時に社会保障制度を支えていく責任を負っている。制度運営に参加することも国民の権利であり責任でもあり、その実現が図られるよう政府は常に最大限の努力をすべきである。

(2) 社会保障を支える基盤の充実

① 安定的な経済成長の確保

社会保障は国民生活の安定を通じて経済を支え、経済は社会保障を支えている。安定的経済成長に寄与することは、結局は社会保障制度自身の基盤を支えることにつながる。

② 現役世代の活力の維持・強化

社会保障の支え手である現役世代の活力を可能な限り維持し強化していくことが不可欠。若者・女性・高齢者など、働く意思のある人は誰もがその能力を伸ばし、社会で発揮できるようにしていくこと、将来に希望を持って安心して働けるよう、雇用機会、能力発揮機会を拡大することが重要である。さらに自助努力を促進する観点から現役時代の金融資産蓄積を促進するための制度拡充も図るべきである。

③ ユニバーサル社会の実現

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、能力と意思のあるだれもが、その持てる力を発揮して社会の担い手、支え手として社会活動に参画し活躍できる社会の実現が強く望まれる。

(3) 高齢期の所得保障

高齢期の所得保障は、自らの勤労所得・財産所得・年金所得の適切な組み合わせが基本になるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっている。改めて言うまでもなく、公的年金制度の長期的な安定・給付水準の確保は重要な課題である。

① 公的年金(基礎年金)の財政方式

基礎年金制度の財政方式については、平成 21 年度からの基礎年金国庫負担の 1/2 への引き上げ実施を前提に、基礎年金制度の財政方式について、現行社会保険方式、現行

社会保険方式の修正案、税方式(複数案)について、客観的・中立的な定量的シミュレーションを実施し、関連資料(バックデータ)とともに公表した。

建設的な制度改革論議を行うためには、共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠。このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待する。

② 未納問題への対応

未納はマクロ的には年金財政に大きな影響を与えるものではないが、未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)は、皆年金制度の理念を脅かす大きな問題。未納者の属性を分析し、

- ・低所得者についての免除制度の積極的活用
- ・非正規雇用者・非適用事業所雇用者への厚生年金適用の拡大・雇用主による代行徴収
- ・確信的不払者(多くは中高額所得者)に対する強制徴収の実施

などの属性に対応した実効ある対策を早急に実施することが必要である。

③ 無年金・低年金問題への対応

現行の納付率で将来無年金者が大きく増大することは考えにくいとはいえ、将来にわたって継続的に高齢者の一定割合(約2%)の無年金者は発生。未納対策の徹底とともに、最近増加しつつある生活保護受給者の状況にもかんがみ、基礎年金の最低保障額の設定、弾力的な保険料追納等の措置を検討すべきである。

(4) 医療・介護・福祉サービスの改革

① 医療・介護にかかる需要の増大

75歳以上高齢者の増大・家族介護力の低下・地域のサポート力の低下等々により医療・介護サービス需要は増大。需要に応えるサービス確保のための将来の財源確保が大きな課題となることは不可避。

② 不十分・非効率なサービス提供体制

我が国の病院は、人的・物的資源の不足、非効率性が指摘される一方で、救急医療問題、地域医療の困窮、産科小児科医の不足など様々な課題に直面している。これらの課題に対し現段階でできる緊急の対策を講じていくことが必要だが、同時に構造問題の解決への取組が不可欠である。

③ サービス提供体制の構造改革と人的資源・物的資源の計画的整備

「選択と集中」の考え方に基づいて、病床機能の効率化・高度化、地域における医療機能のネットワーク化、医療・介護を通じた専門職種間の機能・役割分担の見直しと協働体制の構築、人的資源の計画的養成・確保など、効率化すべきものは思い切って効率化し、他方で資源を集中投入すべきものには思い切った投入を行うことが必要であり、そのために

必要な人的・物的資源の計画的整備を行うことが必要である。

④ 診療報酬体系・介護報酬体系の見直し

改革を実現していくためには、安定的な財源の確保・継続的な資金投入が必要だが、同時に医療制度・介護制度内部での財源配分のあり方についての見直しも必要。診療報酬・介護報酬体系そのもの、基本骨格のあり方にさかのぼった検討が必要である。

⑤ 医療・介護に関する将来試算の実施

あるべきサービスの姿はどのようなものなのか、そのことを明らかにしつつ、それを実現し、維持していくためにはどれだけの費用(フロー・ストック)が必要なのかを推計する試算を早急の実施。費用推計試算を踏まえ、財源の確保方策について検討を行う。

(5) 少子化・次世代育成支援対策

① 未来への投資としての少子化対策

少子化は日本が直面する最大の課題。基本は、就労と結婚・出産・子育ての「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消。「仕事と生活の調和の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を車の両輪として取り組むことが重要である。

② 仕事と生活の調和の推進

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、全ての働く者について社会全体で働き方の見直しに取り組んでいくことが必要である。

③ 子育て支援サービスの充実

1歳の壁、4歳の壁、小1の壁、小4の壁の解消など利用者視点に立ったきめ細かな運用面での改善が必要。また、施策の担い手となっている市町村レベルでの取組の充実、省庁間の連携の強化を図るべきである。

④ 地域における子育て環境の整備

地域の多様な主体が担い手となり、子ども自身の視点に立つとともに、親を一方的なサービスの受け手とせずその主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

⑤ 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築

大胆かつ効果的な財政投入を行ってサービスの質・量の抜本的拡充を図るべき。同時に、現在様々な制度に分かれている子育て支援関係サービスを再構成し、一元的に提供することのできる新たな制度体系の構築が不可欠である。

(6) セーフティネット機能の強化

社会保障制度が持つリスクヘッジ機能の強化、適時適切なサービス提供の実現という観

点から、①高額療養費制度の改善(現物給付化など)、②低所得者対策の見直し(制度横断的な改革)を行うべき。ITの活用や社会保障番号制の導入検討を積極的に推進すべきである。

(7) 制度に対する信頼の回復・国民目線に立った改革の実施

① 公的年金制度への信頼回復

現行制度に対する不信は、制度それ自体の問題というよりは制度運営に関わる国に対する信頼の低下に起因する面が大きい。公的年金制度の信頼を回復させ、本来の機能を十全に発揮させるためにも、国は、制度への信頼の回復のために総力をあげて努力すべきである。

② 運用面での改善

社会保障制度に関しては、大きな制度改革も重要だが、地方分権の視点に立ち、現行制度の運用を改善することで解決できる課題も多い。運用改善で対応できる事項については、本中間報告での指摘を踏まえて、政府において早急に対応すべきである(この点は「3. 中間報告後の議論」から生まれた提言についても同様である。)

3 中間報告後の議論

中間報告においては、セイフティネット機能の強化の一環としての低所得者対策、現役世代の活力の維持・強化のための能力開発政策、医療・介護のあるべき姿を実現していく観点からの医療・介護費用のシミュレーションの実施、新しい次世代育成支援システムのあり方といった論点が、なお引き続き議論を詰めていくべき論点として残された。

中間報告以降、これらの論点について各分科会において議論が行われ、現行制度の問題点と改善のための具体策について、次のとおり意見をまとめた。

(1) 低所得者対策

低所得者への就労支援を行う上で、日本経済の成長、特に中小企業での就労機会の拡大が重要。また、地域ごとに雇用事情が異なることに応じたきめ細かな就労支援施策の実施が必要である。

施策実施に際しては、過去への反省も十分に踏まえ、施策効果を客観的に把握し施策の改善に不断に反映させる恒久的な仕組みを制度に組み込むべきである。

若年層など現役世代が生活保護を受けざるを得ないときに、そこから抜け出す力をつけるための「ばね板」のような政策が必要。自立支援に向けたハローワーク、自治体の取組強

化などに加え、就労インセンティブに配慮した運営や、能力開発が不十分で自立が困難な若者について、基礎的なレベルの訓練や、ジョブ・カード制度の活用等による実践的な訓練の機会の提供等が必要である。

さらに、改正最低賃金法の趣旨に従って最低賃金を引き上げ、労働者の生活を下支えしていくことも重要である。

低所得者対策として各社会保障制度ごとにきめ細かく負担軽減策が講じられているが、制度ごとの体系がバラバラであり、複雑である。国民の視点からみて、分かりやすく利用しやすいものとするよう制度を見直し、各制度の担当者が相互理解に努めるとともに、制度横断的視点に立って、ワンストップサービスなど手続きの簡素化や負担の軽減、必要な事務の効率化のための基盤整備(社会保障番号・カードの検討等)を進めるべきである。

(2) 能力開発政策

① 工程表と不断の施策改善の仕組

中間とりまとめに記された施策の具体的な推進体制を整備し、工程表を作成して、早急
に実施すべきである。

施策実施に際しては、過去への反省も十分に踏まえ、施策効果を客観的に把握し施策
の改善に不断に反映させる恒久的な仕組を制度に組み込むべきである。

② 能力開発施策体制の強化

職業能力訓練校等のコース・カリキュラムを介護などの今後一層成長が見込まれる分
野のウェイトを高めるよう見直すとともに、その内容も就労時に実際に求められる能力の
開発につながるものとするなど、就労ニーズに即した能力開発の実現に向け、至急かつ
継続的に取り組むべきである。

職業能力開発施策は、教育、雇用保険を活用した職業訓練はもとより、生活保護との連
携をさらに強化する必要がある。また、地域毎に異なる産業・雇用の実態に即し、さら
に施策対象を明確化してきめ細かに対応する必要もある。したがって、国が全国的な視
点から引き続き責任を果たすことはもとより、地方への十分な財源の確保や、権限移譲も
含め、地方がより主体性を持ち、国・自治体・教育界・産業界が一体となって各分野の施
策を総合的・有機的に連動させかつきめ細かに実施運用できる体制を確立すべきであ
る。

③ 職業生涯長期化に対応した能力開発

高齢化が一層進展する我が国において、長期化する一人一人の職業生涯を持続可能
で充実したものとしていくための職業能力開発への支援を強力に進めるべきである。

④ 若年時能力開発対策による社会保障の基盤強化

若年時の能力開発の充実は、生涯にわたる安定した雇用の大前提となるものであり、

低所得に陥らないようにするためにも重要である。そして、このことは雇用保険制度の支え手の確保・充実にもつながる。若年能力開発対策によって、雇用保険制度の安定的な運営を確保するとともに、社会保障制度ひいては我が国経済社会全体の基盤の強化を図るべきである。

(3) 医療・介護費用のシミュレーション

今回の医療・介護費用のシミュレーションは、現状の医療・介護サービス提供体制の問題点に関する中間報告での指摘を踏まえ、医療・介護サービスのあるべき姿を実現するという観点から、サービス提供体制について一定の改革を行うことを前提に推計(シミュレーション)を行ったものであり、「医療・介護サービスのあるべき姿」を具体的に示して行った推計という意味で、これまでになかった推計と言える。

シミュレーションを実施するに当たってのポイントは、以下のとおりである。

- ・ 必要な医療・介護サービスを確保する観点から、大胆な改革を行うことを前提とした。
- ・ 改革シナリオにおいては、サービスの充実強化と効率化を同時に実施することとし、改革の程度に応じた複数のシナリオを実施した。
- ・ 経済成長、科学技術進歩、効率化要素等、医療費の伸びに影響を与える要因を適正に織り込んだ。
- ・ 2025年での改革シナリオ達成を前提に、2025年時点での推計結果を示し、併せて、現在の財源構成を前提に、2025年における必要財源の規模も試算した。

シミュレーションの結果については、以下のとおりである(数値は経済前提Ⅱ—1、B2シナリオに基づく改革を行った場合のもの)。

- ・ 医療・介護提供体制について、
 - ：急性期医療の充実強化・効率化(急性期医療の職員数充実(現在の一般病床全体の平均に比べ倍増の水準に引き上げ)、平均在院日数の短縮(現在の一般病床全体の平均に比べ半減(現状20.3日から10日へ)))
 - ：病院病床の機能分化(現状投影シナリオで一般病床133万床となる場所、急性期・亜急性期・回復期リハビリ病床等に機能分化し、急性期67万床、亜急性期等44万床、合わせて全体として現状程度の病床(約110万床)で高齢化需要増に対応)
 - ：在宅医療・在宅介護の充実(訪問診療の充実、居住系サービスの充実等による居住系・在宅介護利用者の増(現状から約43万人/日の増)等)
 - ：マンパワーの充実確保(全体で現状の1.7~1.8倍に増加)

を前提とするほか、

- ・ 医療費全体について
 - ：経済成長や技術進歩に応じた伸びとともに、

: 予防の強化による患者数減(外来患者約 32 万人/日減)

: 医薬品・医療機器の効率化等の効率化(伸び率ケース①の場合)

を見込んだ。

- ・ 2025 年に、医療・介護費用は現状の 41 兆円(対 GDP 比 7.9%)が、現状投影シナリオで 85 兆円程度(10.8~10.9%程度)、改革シナリオ(B1~B3)で 91~94 兆円程度(11.6~12.0%程度)。
- ・ 追加的に必要となる公費財源については、現状投影シナリオで対GDP比+1.4%程度、改革シナリオ(B1~B3)で+1.8~2.0%程度。これを消費税率換算で見ると、現状投影シナリオで 3%程度、改革シナリオ(B1~B3)で 4%程度。
- ・ なお、途中年次(2015 年)時点で見れば、追加的に必要となる公費財源は、改革シナリオ(B1~B3)で対GDP比+0.6~0.7%程度、消費税率換算では 1%程度。

(4) 少子化対策の意義と課題

少子化問題は、将来の我が国の経済成長や、年金をはじめとする社会保障全体の持続可能性の根幹にかかわるとい点で、最優先で取り組むべき「待ったなし」の課題である。

本年6月の中間とりまとめでは、少子化対策は、将来の担い手を育成する「未来への投資」として位置付け、就労と結婚・出産・育児の「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消を目指し、①仕事と生活の調和、②子育て支援の社会的基盤の拡充を「車の両輪」として取り組むことが重要としている。

あわせて、我が国の家族政策関係支出が諸外国に比べて非常に小さいことから、「国が責任をもって国・地方を通じた財源の確保を図った上で、大胆かつ効率的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが必要不可欠」とされている。

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

中間とりまとめで指摘した「新たな制度体系の構築」に関して、保育サービスのあり方や育児休業制度の見直しについては、すでに専門の審議会において、年末に向けて議論が始まっているところであるが、今後の議論に反映させていくため、以下のように課題を整理した。

① 仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保等

新たな制度体系構築に際しては、潜在的な保育サービス等の需要に対し、速やかにサービス提供されるシステムとすることが必要。

働き方の多様化、子育て支援ニーズの深化・多様化を踏まえ、提供者視点ではなく、子どもや親の視点に立った仕組とすることが重要であり、良質なサービスをきちんと選べる

仕組とする必要がある。また、病児保育などの多様なニーズへの対応も課題。

サービス量の抜本的拡充のためにも、

- ・ ニーズの多様化に対応した保育の必要性の判断の仕組(「保育に欠ける」という要件の見直し)
- ・ サービスが必要な人が安心して利用できるような保障の強化(権利性の明確化)を図り、保育所と利用者が向き合いながら、良質で柔軟なサービス提供を行う仕組
- ・ 民間活力を活用する観点からの多様な提供主体の参入
- ・ 一定の質が保たれるための公的責任のあり方

といった見直しの視点を踏まえつつ、専門の審議会において議論を深めていく必要がある。

放課後児童対策について、制度面・予算面とも拡充する必要。

身近な地域における社会的な子育て支援機能の強化が必要。

育児休業制度については、短時間勤務制度など柔軟な働き方を支援することが重要。あわせて、男性(父親)の長時間労働の是正や育児休業の取得促進などの働き方の見直しが必要。その際、企業経営者の意識改革とともに、企業内保育施設設置に対する支援も含め、企業にインセンティブを与えるような仕組も重要。

縦割り行政を廃し、サービスを実施する市町村における柔軟な取組を可能とすることが必要。

② すべての家庭の子育て支援のあり方

新たな制度体系の構築に当たっては、育児不安を抱える者への対応など、すべての子育て家庭に対する支援をより拡充することが必要。

安心して子どもを産むことができるための妊娠・出産期の支援の拡充が必要。

母子家庭への支援、社会的養護を必要とする子どもや障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する配慮が必要。

地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出すことが必要。

③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に要す

るコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

4 社会保障の機能強化に向けて

今般、医療・介護費用に関する試算(シミュレーション)を行ったことで、中間報告において示した基礎年金に関するシミュレーション、平成19年12月に政府においてとりまとめた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告とあわせて、社会保障の大宗を占める年金、医療・介護、少子化対策に関して、それぞれの課題や改革の方向性、将来必要とされる財源の規模について、具体的な姿が明らかになった。

基礎年金制度については、財政方式を巡る議論があることから、国民会議では、現行社会保険方式による場合と税方式による場合のそれぞれについて定量的シミュレーションを行った。中間報告でも述べたが、建設的な制度改革論議を行うためには共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠であり、このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待するものである。

平成16年の制度改革の効果により現行基礎年金制度の財政は安定しており、シミュレーション結果からは、免除者の増大や納付率低下がマクロの年金財政に与える影響は限定的であることが示された。いわゆる未納問題は現行制度最大の問題であるが、それはマクロの年金財政の問題というよりは、未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)が皆年金制度の理念を脅かし、将来の低年金者・無年金者の増大によって国民皆年金制度の本来機能である「全ての国民の老後の所得保障」が十全に機能しなくなることがより大きな問題であり、その観点から、非正規労働者への厚生年金適用拡大や免除制度の積極的活用などの未納対策の強化、基礎年金の最低保障機能の強化等が大きな課題となる。

医療・介護サービスについては、社会の高齢化に伴い医療・介護サービスを必要とする人が大きく増大していくことから、費用が今後急速に増えていくことは避けられない。他方で現在の医療・介護サービスは様々な構造的問題を抱えていることが指摘されている。この点につ

いて中間報告では、救急医療の問題、地域医療の困窮、産科小児科医の不足などの「当面の緊急課題」について現段階で出来るだけの対策を講じていく必要性を指摘しつつ、同時に、これらの問題の背景にある「構造問題の解決への取組」が不可欠である旨指摘した。

今回の医療・介護費用に関するシミュレーションでは、中間報告で指摘されている現行制度の様々な構造問題(サービスの不足・非効率な提供システムなど)について、サービスの充実と効率化を同時に実施する改革を行い、「医療・介護サービスのあるべき姿」を実現した場合の医療・介護費用について、大胆な仮定をおいて試算を行った。

今回のシミュレーションの背景にある哲学は、医療の機能分化を進めるとともに急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入し、できるだけ入院期間を減らして早期の家庭復帰・社会復帰を実現し、同時に在宅医療・在宅介護を大幅に充実させ、地域での包括的なケアシステムを構築することにより利用者・患者の QOL(生活の質)の向上を目指す、というものである。

今回示されている医療・介護の将来費用推計は、そのような前提に立ち、一つ一つのサービスの改革を積み上げて算定しているものであり、この哲学に基づいたサービス提供体制の姿が実現されれば、現在の医療・介護とは格段に異なる質の高いサービスが効率的に提供できることになる。この点は、今回のシミュレーションを理解する上で非常に重要な点であり、できるだけ分かりやすく国民に示していく努力が求められる。

また、もとより、このようなサービスの姿が実現されるためには、安定的な財源の確保のみならず、サービス供給体制の計画的整備や専門職種間の役割分担に関する制度の見直し、診療報酬・介護報酬体系の見直し、マンパワーの計画的養成・確保、サービス提供者間・多職種間の連携・ネットワークの仕組の構築、サービスの質の評価など、制度面を含めたサービス提供体制改革のための相当大胆な改革が実行されなければならない。

その意味で、このような改革を実際に行っていくに際しては、実現されるサービスの姿を分かりやすく国民に示し、国民的合意を得ながら具体的な改革の道筋(工程表)を明らかにし、一つ一つ確実に改革を実現していくことが必要であることは言うまでもない。

さらに、これらに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示された、少子化対策の充実を図った場合の費用試算を合わせれば、社会保障制度の大宗を占める年金、医療・介護、少子化対策について、その機能を充実強化していく「実現すべき・目指すべきサービスの姿」としてどのようなものがあり、それを実現していくために必要な将来の費用がどの程度のものであるのか、概ね明らかになる。

これに、基礎年金国庫負担を 1/3 から 1/2 に引き上げるために必要な費用を加えれば、社会保障の機能強化のために追加的に必要な国・地方を通じた公費負担は、その時点での経済規

模に基づく消費税率に換算して、基礎年金について現行社会保険方式を前提とした場合には2015年に3.3～3.5%程度、2025年に6%程度、税方式を前提とした場合には2015年に6～11%程度、2025年で9～13%程度の新たな財源を必要とする計算になる(経済前提Ⅱ—1(医療の伸び率ケース①)、医療・介護 B2 シナリオの場合)。

社会保障を支える財源には、公費負担以外に保険料負担がある。年金保険料については、平成16年改正により将来の保険料には上限が設定され、2017年度以降、厚生年金では18.3% (労使折半)、国民年金では16900円(平成16年度価格)に固定される(なお、基礎年金について税方式を前提とした場合には、企業や個人が負担している基礎年金相当分の保険料負担はなくなることになる。)。

医療・介護にかかる保険料負担については、今回のシミュレーションによるサービスの充実と効率化を同時に実現することを前提とすれば、2025年段階で、現行と比較して対GDP比で+1.5～1.7%程度となる。

また、制度に基づく給付・サービス以外に、国のみならず、地方自治体が様々な形で提供する社会保障に関わる給付・サービスがある。地方分権、地域住民のニーズを踏まえた地域の実態に即したサービスの実施という観点からは、このような施策にかかる財源の確保をどのように考えていくかも大きな課題となる。

言うまでもなく、私たちの社会保障を守り、将来世代に負担を付け回しすることなく、信頼できる制度として次の世代に引き継いでいくためには、現在の社会に生きている我々国民がみな、年齢にかかわらず能力に応じた応分の負担に応じなければならない。

社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、同時に必要な機能の強化を実現していくために、今回のシミュレーションの対象でない障害者福祉等を含め、あるべき給付・サービスの姿を示し、それを実現していくための改革の全体像を明らかにしながら、必要な財源を安定的に確保していくための改革に真剣に取り組むべき時期が到来している。

速やかに社会保障に対する国・地方を通じた安定的財源確保のための改革の道筋を示し、国民の理解を得ながら具体的な取組に着手すべきである。

5 おわりに ～ 国民会議からのメッセージ ～

いままで、社会保障に関し、国民が制度の哲学や理念、具体的運用などについてトータル

に議論する場面は、残念ながらほとんどなかったと言えるであろう。

社会保障制度は非常に国民に身近なものであり、国民は日常生活の様々な場面で社会保障の給付を受け、サービスを利用しているにもかかわらず、また、少なからぬ負担を税や保険料の形で負担しているにもかかわらず、その全体像がどうなっていて、制度の改革が個々人の生活にどのように影響するのか、給付・負担両面での当事者としてきちんと関心を持って議論に参加する場面は、なかなかなかったのではないだろうか。

今般の社会保険庁の不祥事や長寿医療制度を巡る混乱は、極めて遺憾なことであり、国（厚生労働省）は自らへの国民の信頼回復のために総力をあげて努力すべきであることは言を俟たないが、他方で、今回のことは、社会保障がいかに関の日常生活に直接大きな影響を持つ重要な制度であるかを、政治や行政当局、そして国民自身にも、改めて実感させるものであったということも言えるであろう。

今後、社会の高齢化が進み、負担の増加が避けられない中で、社会保障の機能を強化し、同時に安定的な持続できる制度にしていくためには、大胆な制度改革が不可避であり、そのような改革を実現していくためには、サービスの利用者＝受益者であり、同時に負担者でもある国民が、文字どおり当事者として議論に積極的に参加し、国民の目線で議論を進めていくことが必須である。

そのためにも、社会保障制度を、より分かりやすく、利用しやすいものにしていくとともに、社会保障に関する情報・データの開示、国民一人一人のレベルで社会保障の給付と負担を分かりやすく示すための社会保障番号制の導入検討を、国民の合意を得ながら積極的に進めていくことが必要である。

社会保障国民会議は、10ヶ月にわたり、現場の声、地域の声をできるだけ取り入れて議論してきた。現行の社会保障が抱える問題点を指摘しつつ、社会保障の機能強化のための今後の制度改革に向けた議論の土台を示し、社会保障国民会議は、この最終報告をもってその役割を終えることになる。

しかし、社会保障と国民のかかわりに終わりはない。当事者である国民の声が広く取り入れられるかたちで、この社会保障国民会議報告に盛り込まれた提案について、具体的な制度改革の道筋を明らかにし、当事者である国民が運用面での改善が行われているか、制度改革への取組が進んでいるか、引き続き監視し、意見を述べていくことは、この国の社会保障を守り、立て直していくために欠かせない。

社会保障は国民自身のものである。国民各位に、自身の社会保障を守るため、機会をとら

えて議論に参加していくことを願い、他方、行政には、国・地方を問わず、社会保障に関し国民の参加を可能とする場を設けていくことを提案し、報告の結びとしたい。

第19回社会保障審議会

平成21年8月6日

参考資料3

社会保障改革推進懇談会報告

社会保障改革推進懇談会 報告

平成21年6月18日
社会保障改革推進懇談会

社会保障改革推進懇談会 報告

目次

平成21年6月18日
社会保障改革推進懇談会

1 はじめに	_____	1
2 社会保障国民会議報告の実現に向けた成果	_____	1
1 「中期プログラム」における「社会保障の機能強化の工程表」	1	
2 雇用分野における改革の進捗	3	
3 さらなる改革の前進に向けて	_____	4
1 新しい子育て支援制度の下での給付・サービスの抜本的拡充	4	
(1) 守るべき基本姿勢	4	
(2) 新たな制度体系の構築に向けて	5	
2 職業能力開発の機能強化	6	
(1) 職業能力開発の投資効果の改善	6	
(2) 地方における人材育成体制の整備	7	
3 介護人材育成戦略	8	
(1) 介護報酬引き上げと処遇改善について	8	
(2) 介護施設等におけるマネジメント改善について	9	
(3) 介護労働者の処遇向上と介護サービスの質の向上	9	
(4) サービスの質の向上と連動した職業訓練の強化	10	
4 子どもを守るセーフティネット機能の強化	10	
(1) 児童虐待相談対応件数の大幅な増加	10	
(2) 不十分なセーフティネット機能	11	
(3) 児童相談所の機能強化等児童虐待防止対策の強化	11	
5 社会保障制度への信頼醸成と国民合意の形成	14	
4 おわりに	_____	15

社会保障改革推進懇談会 報告

平成21年6月18日

社会保障改革推進懇談会

1 はじめに

社会保障改革推進懇談会は、社会保障改革の推進を国民的な議論の下で進めるとともに、社会保障国民会議の提言のフォローアップを行うため、昨年末に設置された。以来、半年間で4回の議論を行い、社会保障国民会議における議論を更に発展させるとともに、中間報告・最終報告が提言した社会保障制度改革の進捗状況について関係府省から報告を受けた。

本報告は、社会保障国民会議報告の実現に向けた成果を総括するとともに、急速な雇用情勢の悪化等を受け、専門家のヒアリングを含め、さらなる改革の前進に向けて最終報告後に行った議論を併せ、とりまとめたものである。

2 社会保障国民会議報告の実現に向けた成果

1 「中期プログラム」における「社会保障の機能強化の工程表」

昨年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」において、社会保障国民会議の中間報告・最終報告に描かれた姿を基に作成された「社会保障の機能強化の工程表」が今後の社会保障制度改革の検討の「軸」と位置付けられた。この「社会保障の機能強化の工程表」は、年金、医療・介護、少子化対策等の分野における機能強化の課題を2025年まで時系列でまとめたものである。この工程表に従い、平成21年度補正予算等により、次のような社会保障制度改革が実施されるとともに、「経済財政改革の基本方針2009(原案)」において、この工程表で示された諸課題に関し、2011年度までに実施する重要事項、2010年代半ばに向けた取組の方向等が示された。

(1) 共通

「経済財政改革の基本方針2009(原案)」において、社会保障番号・カード(仮称)を2011年度中を目途に導入すること、それに向け、省庁横断的な検討や実証実験の結果を踏まえた制度設計を行うこと、あわせて、番号・カードを活用した社会保障サービスの向上・創設の検討を行うこととされている。

(2) 年金

基礎年金国庫負担割合2分の1法案(国会審議中)の附則において、基礎年金の最低保障機能強化等についての検討規定を盛り込んだ。

(3) 医療・介護

① 医療

- ・ 地域医療再生のため、5年間程度の基金を都道府県に設置し、地域全体での連携の下、計画に従って、以下の事業を地域の実情に応じて実施して、地域医療再生・強化を図る。(平成21年度補正予算)
 - － 医療機能連携のための施設・IT基盤の整備
 - － 医療機関の役割分担・機能分化の推進
 - － 大学病院等と連携した医師派遣機能の強化
 - － 医師事務作業補助者の配置 等
- ・ 医療新技術に対応するための革新的医薬品等の開発支援を行う。(平成21年度補正予算)
 - － がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査の迅速化を図る。
 - － 新型インフルエンザ対策のため、全国民分のワクチン開発・生産期間を大幅に短縮する体制(現在1年半～2年→約半年)を5年以内に整備する。

② 介護

- ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の緊急整備を進める。(平成21年度補正予算)
- ・ 2009年度のプラス3.0%の介護報酬改定による介護従事者の処遇改善を図る。
- ・ 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行う。(平成21年度補正予算)
- ・ 介護経験のない離職者等に対する職業訓練、潜在的有資格者の再就職支援、現に働く介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援などを行う。(平成21年度補正予算)

(4) 少子化対策

- ・ 「安心こども基金」(2010年度まで)等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進める。
- ・ 一時預かりサービスの利用助成と普及、地域子育て支援拠点等の基盤整備など、すべての子ども・家庭を対象とする子育て支援サービスの整備を進める。(平成21年度補正予算)
- ・ 社会的養護等の特別の支援を必要とする子ども達等へのサービスを拡充する。(平成21年度補正予算)
- ・ 妊婦健診への公費負担を通常必要とされる14回程度まで拡充する。(平成20年度第2次補正予算)
- ・ 男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、育児・介護休業法の一部改正法案を国会に提出。

2 雇用分野における改革の進捗

1で述べた「社会保障の機能強化の工程表」に示されなかった分野においても、社会保障国民会議が求めた機能強化の取組は、例えば次のとおり、着実に実施されている。

(1) 非正規雇用者への雇用保険の適用拡大

社会保障国民会議の中間報告において、社会保障制度のセーフティネット機能の強化のため、非正規労働者への社会保険の適用拡大を早急に進めるべきとしたことを踏まえ、雇用保険法の一部を改正し、雇用保険について、受給資格要件の緩和、給付日数の暫定的な充実、適用基準の見直し等を図った。

(2) 職業能力開発施策の充実に向けた工程表

社会保障国民会議の最終報告において、能力開発政策に関し、具体的な推進体制の整備と工程表の作成を求めたことを踏まえ、厚生労働省は「職業能力開発施策の充実に向けた工程表」を公表した。

3 さらなる改革の前進に向けて

2で総括したように、社会保障国民会議が提言した制度改革は着実に進捗している。社会保障改革推進懇談会は、こうした提言のフォローアップを行うと同時に、急速な雇用情勢の悪化等を受け、次の論点に関し、さらなる改革の前進に向けた議論を行った。

まず、少子化・次世代育成支援対策について、経済対策等により子育て支援サービスの整備は進んでいるものの、なお利用者のニーズには十分に答えられていない現状を踏まえ、新しい子育て支援制度の検討を急ぐ必要があるとの認識に基づき、制度改革に当たっての基本的な考え方について再度検討した。

次に、昨年来の急激な雇用情勢の悪化の中で、就業促進策として特に期待のかかる職業能力開発政策を取り上げ、職業能力開発の投資効果の分析、新たな体制についての検討を行った。また、急速な雇用情勢の悪化にもかかわらず慢性的な人員不足が続いている介護分野における人材育成の在り方について議論を深めた。

更に、深刻な児童虐待事件が繰り返し発生していることを問題視し、子どもを守るセーフティネット機能の強化という観点から、児童虐待防止対策全般について議論した。

1 新しい子育て支援制度の下での給付・サービスの抜本的拡充

社会保障国民会議の最終報告は、「少子化問題は、将来の我が国の経済成長や、年金をはじめとする社会保障全体の持続可能性の根幹にかかわるという点で、最優先で取り組むべき「待ったなし」の課題である」とした。同会議第三分科会の中間とりまとめでは、少子化対策を、将来の我が国の担い手を育成する「未来への投資」として位置付け、我が国の家族政策関係支出が諸外国に比べて非常に小さいことから、「国が責任をもって国・地方を通じた財源の確保を行った上で、大胆かつ効果的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが不可欠」と指摘した。

社会保障改革推進懇談会においては、こうした考え方に沿って、子どもは将来の日本社会の担い手であり、少子化対策は未来の日本に対する先行投資に他ならないという観点から、新しい子育て支援制度の在り方と、給付・サービスを可及的速やかに、抜本的に拡充するための方策について議論した。

(1) 守るべき基本姿勢

社会経済構造の変化に伴い、家族や地域社会の姿も大きく変容を遂げ、社会保障制度が特定の家族・地域社会モデルを前提とすることが難しくなっている。いま、政府に求められているのは、これから子どもを産み育てる世代等の多様な価値観・需要(ニーズ)に対応するサー

ビスを抜本的に拡充することである。

すべての女性・男性のための新しい子育て支援制度の構築に当たっては、これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応し、「利用者目線」に徹してサービスを抜本拡充するため、次の3つの基本姿勢を守る必要がある。

《その1》 サービス提供者中心の行政からサービス利用者中心の行政へ

《その2》 サービス利用者のニーズに十分に応えるサービス提供体制へ

《その3》 これから子どもを産み育てる世代のニーズの正確な把握に基づく政策へ

(2) 新たな制度体系の構築に向けて

新しい子育て支援制度の目標は、すべての子どもが支援サービスを受けられること、利用者のニーズ(夜間・休日保育、病児保育、保育と教育の同時提供、各種先進支援事業、小学生への拡大等)に合ったサービスを提供すること、女性でも男性でもひとりで子育てできること(子どもを持つすべての家庭への支援の強化)である。

この点、サービスの良否や適否を判断するのは、最終的には行政ではなく利用者であること、また、国・地方公共団体は利用者のニーズに合ったサービスを提供できる者を支援育成することが重要である。このため、利用者がサービスを選択しサービス提供者と直接契約すること、サービス提供者の多様化と提供主体ごとのイコールフットイング(支援条件の均等化)の確保、利用者が判断できるよう、サービス内容、経理内容等の情報公開と第三者による評価の徹底、地域の実情に応じた規制緩和、について制度的担保が必要である。また、サービス利用者を守るためのサービス提供者の廃業規制・破綻処理制度についても検討すべきである。

なお、既に述べたとおり、少子化・次世代育成支援対策は、将来の日本社会の担い手である子どもたちの健全な成長を目的とした、未来の日本に対する先行投資に他ならない。

年金・医療・介護といった高齢者関連施策にかかる給付が、特段の制度改革を行わなくても高齢化の進行とともにいわば機械的・不可避免的に大きくなっていく性格を持つものに対して、少子化・次世代育成支援にかかる給付の規模は、まさにこの分野にどれだけの資源を投入するかという国民合意・政策選択によって決まる。その意味で、少子化・次世代育成支援対策は、高齢化を背景とする他の社会保障制度改革とは性格が異なる。「中期プログラム」において述べられている社会保障の費用の区分経理や、安心社会実現会議において提言されている「社会保障勘定」の中でも、少子化対策部分については、更に区分することも考えられるのではないか。

2 職業能力開発の機能強化

昨年来の世界的な不況により、我が国においても製造業を中心とする雇用情勢の急激な悪化が深刻化する中で、若年・非正規労働者の不安定な地位が改めて浮き彫りとなっている。失業・離職等による生活環境の激変を緩和し、早期の就業復帰を促進するための「セーフティネット」策としての職業能力開発施策の真価が今ほど問われている時はなかろう。こうした情勢を背景に、職業能力開発施策について、現状の政策効果を検証すると共に、あるべき提供体制と今後の機能強化についての議論を行った。

(1) 職業能力開発の投資効果の改善

職業能力開発、特に若年層に対する職業能力開発は、雇用を通じた所得確保を各人に可能にする点で、社会保障制度の持続可能性、ひいては、日本経済全体の持続可能性を高める上で重要な意義を有しており、その旨、社会保障国民会議でも指摘されている。

この意味で、職業能力開発は、将来への投資とも考えられる。今後、こうした投資を強化していくに当たっては、最大限の投資効果を実現することが求められる。そのためには、様々な能力開発の費用と効果を客観的なデータにより検証し、その結果を政策の実施に反映させることが重要である。

例えば、短期的に離職を余儀なくされた者や非正規雇用であることを理由に職業能力の向上が十分に望めない職場で働いている者、特に若年層に、公的に職業能力開発を実施する必要性は高いが、こうした場合に能力開発に要する一定の社会的コストに比して、どれだけの社会的便益が得られているのか、投資効果を可能な限り詳細に把握することの意味は大きい。

本懇談会では、こうした検証に向けた新たな取組として、厚生労働省による推計作業の結果が示された。これによれば、平成20年度、国(独立行政法人 雇用・能力開発機構)実施分で、約1430億円(施設内訓練175億円、委託訓練1254億円)、都道府県実施分で約240億円(施設内訓練39億円、委託訓練199億円)との社会的効果が示された。一定の仮定を置いた定量的な検証において、国及び都道府県の実施する公共職業訓練(離職者訓練)の実施により、我が国全体として約1670億円のネットでの社会効果が生み出されているとの結果となっており、一般的な推計であるが、正確な投資効果把握に向けた第一歩であると言える。若者を中心に提供される公的職業能力開発が、社会全体で負担するコストに見合う便益がもたらされているという点で、将来への投資として必要かつ有効な政策であることを示唆していると言えよう。

今後は、職業訓練を受けた者のフォローアップ調査(就職の有無だけでなく職種や賃金など)を強化するなど、効果把握のためのデータ収集を充実させつつ、離職者訓練のみならず在職者訓練や新卒者訓練を含め、データに基づく、できるだけきめ細かな検証がさらに進められるべきである。さらに、こうした成果を踏まえ、人的資本投資という視点から費用対効果分析を進め、PDCAサイクルにつなげていくことにより、投資効果を絶え間なく改善させ、戦略的な職業能力開発行政を展開すべきである。また、介護分野など、雇用吸収が期待される個別分

野についても同様の定量的な検証が進められるべきである。

(2) 地方における人材育成体制の整備

公的職業能力開発を含む人材育成政策は、国と都道府県が、役割分担を決め、地方の現場で様々な関係機関が教育訓練を実施している。国は、全国的な雇用対策の観点から、地域を越えたセーフティネットとしての離転職者の早期再就職のための職業訓練と高度・先進的な職業訓練の開発普及を担っている。一方、都道府県は、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、地域の実情に応じた職業能力開発の推進、地方公共団体としての産業政策、福祉政策との連携を通じた雇用の創出・安定の取組を実施している。また、各種教育機関も教育を通じて人材育成への関わりは深い。

こうした国と都道府県の役割分担については、二重行政の弊害を避ける点で重要な意義を有するが、形式的な役割分担に拘泥しすぎて実体面での必要な連携がなされないことがないよう十分な留意が必要である。人材育成という大きな政策目的の達成に向けて、対等・協力の観点から各現場における連携の実をあげることが重要になる。

実際に、公的職業能力開発の各種サービスが提供されている地方の現場では、それぞれの実情に応じた形で柔軟な対応が取られている事例も多い。本懇談会では、職業訓練が実際に行われる「現場」の実情について、複数の都道府県の実態調査を行い、あるべき、地方における人材育成の体制について検討を進めた。

その結果、国と都道府県の役割分担の姿については、地方の現場で興味深い新たな動きが伺われた。

まず、大半の都道府県の現状を見ると、上記の役割分担の考え方に沿って、国と都道府県が相互に重複を避けるよう調整が進められている。その限りにおいて両者の調整は進められているが、例えば、産業政策、教育政策などの職業能力開発と密接に関連する隣接分野との連携などは、必要性は認識されつつも、具体的な動きにはつながっていないといった状況がある。

一方で、一部の都道府県においては、産業誘致を支えるための産業人材育成や雇用吸収力の高い地場産業への人材供給の促進など、産業政策と連携し、戦略的な職業能力開発の体制作りが進められていた。産業政策と連携した人材育成ニーズの見極めと、教育機関との連携などを通じた人材育成体制の双方において、戦略的な連携の端緒が見られる。

さらに進んだ都道府県では、人材育成に関係する一連の関係者、すなわち、国(独立行政法人)、都道府県、教育界、民間職業訓練機関、産業界等の代表者が参集し、産業政策と連動した地方独自の人材育成計画の策定、地域での能力開発リソースの棚卸し、関係機関の連携の取れた計画実施体制の構築等を進めるなどの、地方における人材育成プラットフォームを形成し、一層の戦略的な対応への動きがみられる。

全国的観点からの能力開発の実施の一方で、人材ニーズやそれにふさわしい人材供給体制の構築は地域の特性に根ざした部分もあり、これに向けた関係機関の連携の仕方も地域ごとに特色があつて然るべきである。今後は、参集の代表者のレベルを、例えば、都道府県知事

のリーダーシップのもとでの枠組とするなど、関係機関の連携を一層強化したり、人材育成サービスのワンストップ化や利用者の目線からのポータルサイトの設置、様々な育成プログラムの相互調整など、地域における人材育成ニーズを客観的データに基づいて見極めた上で、地域の人材育成機関が相互に連携を図りながら、総力を挙げて人材育成ニーズを充足していく様々な取組が各地域において進められるよう、国としてもその環境整備に努めていくべきである。

3 介護人材育成戦略

高齢化が急速に進展する中で、老後の安心を支える介護サービスの充実が急務であり、社会保障国民会議の最終報告ではその供給体制の将来像が費用の見込みとともに示された。

しかし、介護分野は身体的に厳しい労働を余儀なくされる上に、処遇面等の問題ともあいまって人材の定着率の低迷が指摘されている。行政・民間ともに、急拡大する介護ニーズを満たす人材供給の絵姿を描き切れていないといえる。

昨今の厳しい経済情勢の下で、製造業を中心に失業・離職が大量に発生し、いわば「職を求め」人が労働市場に大量に存在する一方で、雇用吸収力が高く、老後の生活を支える重要産業としての介護分野での人材不足が継続するというミスマッチが生じている。今こそ、政策的な対応を効果的に実施し、介護分野の魅力を高め、介護分野で職が得られる若者を増やすことを通じて量・質ともに拡大する介護ニーズを充足し、国民の老後の安心を確保することが必要である。特に、マクロ的に見て、必要な介護労働を新卒者だけで充足することは極めて困難であることから、転職者が介護分野に定着するための方策が必要とされている。

現在提供されている介護サービスは、サービス提供事業者の経営の在り方により、介護サービスの質や従事する労働者の意欲、満足度にバラツキが見られることが各種の分析によって明らかにされている。従って、介護分野における人材定着には、単なる金銭的な処遇改善にとどまらず、介護サービスにおける供給主体の経営の在り方にも遡った対策も必要である。また、経営努力で処遇が総合的に改善され、人材の定着率を高めていくことが、同時に人材を介して提供される介護サービスの質の向上につながっていくという点にも留意すべきである。

(1) 介護報酬引き上げと処遇改善について

介護労働者の現状をみると、他産業と比して、平均賃金が低く、特に男性において格差が顕著である。「男性が長く勤められない職場である」と言われる状況がデータでも裏付けられている。介護労働者の離職理由の上位には「待遇に不満」が挙げられており、介護労働における処遇・待遇への不満の解消は急務である。

特に、その中心をなす金銭面での処遇・待遇改善については、平成21年の介護報酬改定において実施されるプラス3%改定の効果が期待されるが、介護報酬水準と現場の従事者の賃金水準の間には、サービス提供事業者の経営など様々な要因が介在しており、その関係は

必ずしも直接的ではない。従って、過去の事例も含め、介護報酬水準と賃金水準の相関関係についての定量的なデータを分析し、介護報酬引き上げを賃金水準の具体的な向上につなげていく上での課題を明確化するとともに、必要な政策的対応を講ずることが求められる。

また、平成21年度補正予算で講じられる「介護職員処遇改善交付金(仮称)」も介護労働者の平均賃金の上昇につながっていくことが期待されるが、上記と同様の政策効果の検証と改善へのフィードバックを図ることが有益である。

(2) 介護施設等におけるマネジメント改善について

介護分野における人材定着に向けた処遇改善策は、単に賃金水準の引上げにとどまらない。介護労働者の離職傾向には、事業者の人的資源管理、つまりは経営問題が大きく影響している。例えば、各介護事業所において、介護労働者の介護への取組意識(「考えながら実践することができるか」、「自ら働きかけ、介護される者との関わりを実感できるか」など)が、介護労働に従事したいという意欲(内発的動機づけ)と密接に関係していることがデータにより示されている。こうした内発的動機づけを高め、離職傾向を減少させていくことは、経営(マネジメント)の問題にほかならない。

各介護事業者のマネジメントの不断の改善を促すためには、近年徐々に進みつつある介護事業者の会計等の経営透明化を一層進めることも有効であろう。経理面等の透明化を進めることにより、(1)で述べた賃金上昇の具体的な検証作業も一層促進される。また、こうした透明化措置は単にガバナンスの強化による人材重視の経営への転換のみならず、サービス利用者の選択の幅を広げ、介護サービスの質の向上にもつながることが期待される。

(3) 介護労働者の処遇向上と介護サービスの質の向上

介護労働者の処遇向上は、それ自体が目的ではなく、利用者にとっての介護サービスの質の向上に結びつかねばならないことは当然である。しかし、処遇向上をサービスの質の向上にどのように結びつけていくか、必ずしも明確な道筋が明らかになっているとはいえない。ここでも客観的なデータの蓄積と課題の抽出、それに裏打ちされた政策展開が求められる。現時点で取り組むべき課題としては、少なくとも以下が考えられる。

- ① 介護サービスにおける「質」の意義の明確化と標準化の推進
- ② そのために必要な介護労働者の資質の明確化
- ③ 介護労働者の資質の向上に向けた教育・訓練体系の確立と教育訓練の実施
- ④ 利用者による介護サービスの質の評価と労働者の処遇への反映

上記の4項目は、同時に進められて初めて、介護労働者の処遇改善、介護労働者の資質向上、介護サービスの質の向上が好循環として実現できるものと考えられ、総合的な取組が求められる。

(4) サービスの質の向上と連動した職業訓練の強化

上記の処遇改善を通じた人材定着、サービスの質の向上への介護行政領域の取組と有機的に連携して、昨今の労働市場の状況にも即した効果的な職業訓練を実施することが重要であり、様々な面での施策強化が求められる。例えば、

- ① 製造業を中心とする離職者の職業経験を活かし、介護分野に参入してもらえるような能力開発・資格制度の枠組を検討すべきである。新卒者同様にキャリアパスの第一歩から歩ませるだけでなく、多様な活用を検討すべきである。
- ② 在職者が専門性を高めるためには、サービスの質の評価と結合した体系的な研修・資格制度の確立など、教育訓練の強化が図られるべきである。
- ③ さらに、大学や大学院などによる、質の高いサービスに向けた科学的・体系的な調査研究活動も強化すべきである。

4 子どもを守るセーフティネット機能の強化

社会保障国民会議の中間報告は、「現在様々に指摘されている社会保障のセーフティネット機能の低下をめぐる指摘について分析すると、現在の社会保障制度の体系や制度を支える基本的考え方それ自体が、雇用の流動化・就労形態の多様化、女性・高齢者の社会参画の拡大、ライフスタイルの多様化といった社会経済状況の変化、私たちの暮らし方の変化に対応できていないことに大きな背景・要因があるのではないかと考えられる」とし、「社会保障制度全体について、社会経済の実態に即した制度の再点検・見直しを早急に行い、具体的な対応策を講じることが強く望まれる」と、セーフティネット機能の強化を強く求めた。

社会保障改革推進懇談会においては、繰り返される児童虐待の問題に着目し、児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長・人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす重大な問題であるとの認識のもと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とする児童福祉法の原理に立ち返り、国・地方公共団体が責任を持って整備・維持すべき「子どもを守るセーフティネット機能」について、制度の再点検を行った。

(1) 児童虐待相談対応件数の大幅な増加

児童虐待防止法が施行された平成12年以降、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は大幅に増加し、平成19年には4万件を超えた。また、平成17年4月から市区町村も児童虐待の通告窓口となったが、全国の市区町村における児童虐待に関する相談受付件数は平成19年には5万件を超えた。これら相談件数はなお増加傾向にあり、虐待相談の大部分を占める12歳未満の児童の数が全国で約1,400万人であることを考えれば、もはや児童虐待は希な例外的事件ではなく、身近に起き得るものとして捉え、十分な対策を講じる必要がある。

(2) 不十分なセーフティネット機能

児童相談所に関しては、厚生労働省の検討会等の場において、その職員配置が担当区域の人口を基本的な基準(保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね5万から8万までを標準)としており、急増する虐待相談を含む相談件数を反映していないことや、都道府県における頻繁な人事異動のため職員の専門性が必ずしも確保されていないことなど、繰り返しその職員の数・専門性に関する課題が指摘されている。

平成17年4月から、市区町村は第一義的な児童家庭相談窓口となったところであり、努力義務とされている子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)については、平成20年4月1日現在、全市区町村の94.1%(法律上の要件を満たさないものを含む。)が設置し、制度改正が予定した枠組みの構築は進んでいる。しかしながら、主たる相談窓口に従事する相談担当職員のうち、専任職員の割合は39.4%であり、児童福祉司と同様の資格を有する者は12.3%にすぎず、夜間・休日に対応している市区町村は72.0%にとどまるなど、実際には十分な相談・対応体制が取られているとはいえない。

(3) 児童相談所の機能強化等児童虐待防止対策の強化

① 虐待を受けた子どもの早期発見・適切な養護

すべての子どもが安心して暮らせる環境は育児に不可欠な社会基盤であり、その実現に必要なセーフティネットを構築することは少子化対策の一環でもある。児童相談所等による児童虐待防止対策に加え、児童養護施設等による社会的養護体制についても、1で述べた新しい子育て支援制度の一部として明確に位置付け、次のとおり、量的・質的な拡充を進める必要がある。

イ 児童相談所・市区町村の相談体制の強化

児童相談所について、相談件数の増加や相談内容の困難化から、虐待事例について、初期の緊急対応で手一杯となり、本来行うべき子どもの自立支援や家族再統合に向けた親子の支援まで手が回らない状況にある。現状を放置すれば、いずれ虐待から児童を保護する最後のセーフティネットとしての機能を十分に果たせなくなるとの指摘もある。国は、児童福祉司1人当たりの担当事例件数といった実効的な最低基準を示すなど、児童相談所の必要な職員体制の確保のため必要な措置を講じる必要がある。

脆弱とも言える市区町村の相談体制の抜本的強化は焦眉の課題である。小規模な市区町村においては、人事ローテーションの関係上、相談窓口の専門性の確保が難しい現状もあり、例えば、児童相談所の職員を市区町村に出向させることにより、都道府県単位での専門職の採用・人事配置を行う、民間の専門家を任期付職員として配置する、といった工夫が求められる。

この点、児童相談所・市区町村の相談窓口職員の人件費は地方自治体の一般財源に依拠しており、このことが全国一律の体制強化を難しくしているとの指摘もある。しかしながら、こうしたセーフティネット機能の整備が地域や自治体の事情で左右されるべきではない。1

で述べた子育て支援対策の抜本的拡充の際には、既述の児童福祉法の原理に立ち返り、児童虐待防止対策もその一部に組み込むことにより、児童相談所・市町村の相談体制の抜本的強化を図るべきである。

ロ 教育機関との連携強化

虐待を受ける児童が通学する幼稚園、小中学校等の教育機関において、虐待をうかがわせる兆候が発見される場合もある。しかしながら、教員の児童虐待に対する認識が十分ではなく、対応が遅れたために痛ましい事件を未然に防げない、という事例が散見される。

この点、児童虐待防止法は、国及び地方公共団体は、学校の教職員が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする、と定めている。既に述べたとおり、もはや児童虐待は希な例外的事件ではなく、学校単位では発生する可能性が十分にあることを前提として、教育機関におけるより積極的な取組が求められる。既に文部科学省では、本問題に適切な対応がなされるよう、教育関係者への周知・研修に取り組んでいるところであるが、さらに、児童虐待事件が発生した場合、学校等の教育機関における不適切な対応が疑われるときには、教育委員会が調査しその結果を公表する、児童虐待の早期発見・早期対応のため、一般教員に対して毎年の児童虐待防止に関する研修を義務化する、スクールソーシャルワーカーの配置を推進する、といった取組が必要である。

ハ 児童養護施設等の社会的養護体制の拡充

児童福祉施設に入所している子どものうち、虐待を受けた子どもの割合は高く(乳児院で34.6%、児童養護施設で59.2%等)、これらの施設は児童虐待の事後的対応の受け皿となっている。こうした社会的養護体制は、様々な原因で親とともに暮らすことのできない子どもの健全な成長・安全な生活のため不可欠であり、1で述べた子育て支援対策の抜本的拡充の一環として、量的拡充を進めるとともに現行の最低基準の改善を図る必要がある。特に、一時保護所について、緊急対応時における処遇の複雑性・困難性を踏まえ、現在準用している児童養護施設の最低基準とは別に、新たに独自の最低基準を設けることを検討すべきである。また、里親制度の普及に必要な措置についても更に検討を進める必要がある。

また、虐待を受けた子どもには、長期にわたり、様々な困難が形を変えて持続するため、関係機関が連携して長期的・継続的な支援を行う必要がある。子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図ることを通じ、こうした長期的・継続的ケアマネジメントの確立を急ぐ必要がある。

② 虐待を予防するための子ども・家族に対する包括的な支援

イ 発生予防施策の在り方の検証

「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省通知)は、「子ども虐待が生じる家族は、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題、子どもの特性等々、実に多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っているという理解が大切である。…放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化するのが通常であり、積極的介入型の援助を展開していくことが重要との認識が必要である。」と、児童虐待を家族の複合的・構造的課題としてとらえ、積極的介入型の援助が必要としている。この点、児童虐待の発生予防のため行われている現行施策を見ると、地域子育て支援拠点事業は保護者への情報提供サービスの側面が強く、訪問型の乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業は実施率が低水準にとどまっている。

児童虐待の要因として、保護者の幼少時の体験や、現在の経済問題、夫婦問題等の生活上のストレス・家族の機能不全が挙げられることが多いが、こうした問題は現行の発生予防施策では解決されない。また、虐待問題を抱える家族は自ら援助を求めようとしない場合が多いため、来所型相談機関の整備では児童虐待を予防できないとの指摘もあり、様々な子育て支援サービスを提供する過程で家族の構造的課題を早期に発見し、積極介入型の援助を行うという包括的な支援施策が求められている。児童虐待を未然に防ぎ、子どもの人権を守るからこそが真の虐待「防止」対策であり、1で述べた子育て支援対策の抜本的拡充の一環として、現行の発生予防施策を検証するとともに、こうした子どもと家族を包括的に支援するサービスの在り方について検討する必要がある。

ロ 地域住民全体を支える地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制をいう(地域包括ケア研究会報告書)。地域包括支援センターは、こうした地域包括ケアシステムの中核拠点として設置され、現在、全国に約4,000カ所整備されている。

本来、地域包括ケアシステムは地域住民全体に対して保健医療・福祉サービスを包括的に提供するという概念であるが、現実には、地域包括支援センターは高齢者を対象とした施設であり、児童、障害者、生活困窮者等を包摂したシステムは未だ構築されていないといつてよい。

保健医療・福祉サービスの体系は複雑であり、利用者がこれらのサービスを十分に活用するためには、日常生活圏域において、これらのサービスを適切にマネジメントするサービスの提供が不可欠である。例えば、特定の市区町村において、地域包括支援センターの機能を強化し、児童や生活困窮家庭に関するケースワークを担当する職員を配置するなど、モデル事業等を活用し、子どもや子育て家庭を含めた地域住民全体を支える地域包括ケアシステムの在り方について、早急に検討すべきである。

5 社会保障制度への信頼醸成と国民合意の形成

安心社会実現会議報告には、「安心社会のための信頼醸成と国民合意の形成」として、次のとおり書かれている。

負担とは、そもそも国民に還元されるべきものである。大事なことは、税負担が国民の安心を高める、その具体的なプロセスが示されることである。

各種の世論調査によれば、多くの国民は、社会保障を重視した安心社会を望んでいる。しかし、他方で政治や行政への不信が強いために、税負担が見返りのあるかたちで使われるという見通しをもてず、社会保障強化への合意形成が難しくなる。結果的に各種の私的負担が増大し、資産の有効活用も阻まれている。この不信の連鎖を断つことが必要である。

政治と行政は、まず国民の不信に真正面から向き合い、国民の安心にかかわる現状と課題を率直かつ明確に語ると同時に、制度の透明性を高め、信頼回復に努めなければならない。この点で、「安心保障番号／カード」(社会保障番号／カード)の導入が検討されてよい。もとより、個人情報の流出などがないように、万全の措置が採られなければならないが、制度をめぐる信頼醸成のための効果は大きい。

また、制度への信頼を高めるときに常に念頭に置くべきは、社会保障の制度がたいへん複雑で分かりにくい、ということである。社会保障がどのように国民の安心と関わっているのか、国民がその義務と負担の見返りに得ている安心の一覧を分かりやすく示していくことも大事である。学び、働き、子どもを産み育てるなどのライフサイクルの具体的場面で、いかなる給付やサービスを受けられるのかを具体的に解説した「社会保障ハンドブック」が作成され、配布されるべきである。また、初等中等教育において、支え合いとしての社会保障の意義・役割についての理解を深める教育を行うことが検討されてよい。

昭和36(1961)年に確立された我が国の皆年金・皆保険制度が50年という節目の年を迎えようとする今、社会保障の機能強化に向け、私たちは強い意志を持って社会的な合意を形成しなければならない。新たな合意形成のためには現行の社会保障制度への信頼回復が不可欠であり、国は、社会保障番号・カード(仮称)、「社会保障ハンドブック」等による国民への説明・広報に尽力すべきである。

既に述べたとおり、社会保障番号・カード(仮称)については、「経済財政改革の基本方針2009(原案)」において2011年度中を目途に導入することとしており、引き続き着実な検討と実施を求める。「社会保障ハンドブック」についても、2010年までに試行的に作成し、国民皆年金・皆保険制度50周年に当たる2011年までに全国民に配布すべきと考える。さらに、社会保障制度に関する教科書を作成し、初等中等教育において、われわれ自身の社会がこうした支え合いにより成り立っていることを教えることも検討されてよい。

4 おわりに

社会保障改革推進懇談会は、社会保障国民会議の提言を実現するため、内閣府、厚生労働省等における制度改革の進捗状況についてフォローアップを行ってきた。「中期プログラム」の閣議決定を受け、平成21年度予算、補正予算等を通じ、社会保障国民会議報告が提言した制度改革は着実に進捗しており、同会議の中間報告・最終報告は、今後の社会保障制度改革の基礎として広く認知されたと言えよう。

しかし、社会保障国民会議の最終報告でも述べたように、社会保障制度は国民生活に不可欠の社会基盤であり、社会保障と国民のかかわりに終わりはない。当事者である国民の声をより広く取り入れ、運用面での改善や制度改正への取組について、不断に見直していくことが必要である。この点、安心社会実現会議は、その報告において、「安心社会実現本部」を設置し、社会保障制度改革を含め、安心社会を実現していくための改革の行程を監視することを求めている。厚生労働省の積極的な取組はもとより、同本部が社会保障制度改革についての推進役となることにより、引き続き、社会保障国民会議の提言が速やかに実現されていくことを期待する。

社会保障国民会議は、社会保障のあるべき姿と、その中で、政府にどのような役割を期待し、どのような負担を分かち合うかを、国民が具体的に思い描くことができるような議論を行うために開催された。この点、安心社会実現会議報告が述べているように、社会保障制度改革のための討議と合意形成は、まさに政治の役割である。与野党がいかなる基本原則を共有し、どのような政策で対立するかが共に明らかになったときに、国民は社会保障制度改革についても具体的な判断基準を得ることができる。同報告が「優先課題」として掲げる、基本原則についての合意形成の場としての、超党派による「安心社会実現円卓会議」が設置され、国民の選択を通じて社会保障制度改革が進められていくことこそ、社会保障国民会議が希求した姿である。

安心と活力の日本へ
(安心社会実現会議報告)

安心と活力の日本へ
(安心社会実現会議報告)

平成21年6月15日
安心社会実現会議

目次

前文	1
I 日本型の安心社会と自由市場経済	2
1 日本型の安心社会とは何か	2
2 社会的公正と自由市場経済の統合	2
II 人生を通じた切れ目のない安心保障	3
1 雇用をめぐる安心	3
2 安心して子どもを産み育てる環境	4
3 学びと教育に関する安心	5
4 医療と健康の安心	5
5 老後と介護の安心	6
III 安心社会実現に向けて求められる役割と責任	7
1 無駄のない高機能な政府へ	7
2 安心社会のための信頼醸成と国民合意の形成	8
3 安心社会実現への役割と責任	9
4 取り組むべき優先課題	10
IV 安心社会実現に向けての道筋	11
1 持続可能な安心社会の構築	11
2 2010年代半ばまでに達成すべきこと	12
3 2020年代初頭までに達成すべきこと	13
別紙 本会議において指摘された優先課題	15

前文 日本の目指す国家像と社会の姿

グローバルな経済秩序の変容と金融危機を背景に、日本の経済と社会をめぐる状況は依然として厳しい。先行きの不透明さゆえに、悲観的な気分の広がりも見られる。未曾有の危機という言葉も行き交う。だが、今は行動の時である。

振り返ってみると日本は、これまで何度も経済危機を打開し、転換期の試練を乗り越えてきた。その度にこの国は、経済力を強め、安定の度合いを高め、非西欧世界の発展モデルとなってきた。それを可能にしたのは、家族と子供たちの豊かな未来を願う人々の思いであり、困難に立ち向かっていく国民一人ひとりの知恵と勇気であった。

日本の政治は、こうした国民の思いに応え、知恵と力を結集して、直ちに行動に移らねばならない。一刻も早く見通しの悪い霧のなかを抜け出て、21世紀の日本を、新たな安定と繁栄の軌道に乗せていかなければならない。

そのために私たちは、「安心社会」のビジョンを掲げ、経済成長戦略との一体化を図りながら、これを実現していく必要がある。厳しい経済環境のなかであるからこそ、国民が安心して働き能力を発揮できる社会を構築することは、社会が活力を蘇らせるための必須の条件である。年齢性別を問わず社会に参加し、挑戦できる社会をつくりださなければならない。制度の裏付けを伴った安心の拡がり、内需の拡大、資産の活用を生み出す。また、経済成長の成果を社会全体の底上げへとつなげ、さらなる成長への跳躍台を形成する。安心社会と成長戦略の連携こそが、安定と繁栄の軌道への最短の道なのである。

同時に、今日の世界にあって、安心と安全を一国単位で享受し続けることは、可能でもなければ望ましくもない。躍動するアジアに向かっても、大きく変化を続けるグローバル社会に対しても、日本を開いていく必要がある。この国の産業力、技術力、金融力をとおして世界に貢献し、地球環境との共生とアジアの人々やG20などとの共存共栄、すなわち「共生貢献」をすすめていくことが大切である。

「安心社会」と「共生貢献」は21世紀日本を前へとすすめる車の両輪である。安心に支えられた強い経済でアジアと世界に貢献し、またアジアと世界との共生で国の安心を高めていかなければならない。安心社会がつくりだす信頼と活力、共生貢献をとおしての成長と協調、その交点に立つ「高信頼国家」こそが、21世紀日本の目指す国家像である。

I 日本型の安心社会と自由市場経済

1 日本型の安心社会とは何か

世界経済の大きな変化と高齢化・少子化の進展により、多くの国民が、将来の生活に強い不安を抱いている。年金や医療など、制度の機能不全がこうした不安を増幅している。格差の拡大や固定化、貧困問題が、社会の活力を弱め、また保護のためのコストも増大している。家族や地域の変容とつながりの希薄化で、社会のどこにも帰属感をもてず、閉塞感にとられる人も増えている。失業率や相対的貧困率が高まると、犯罪が顕著に増大する傾向にあることは、統計的にも明らかである。

こうした中で私たちが目指す安心社会は、まず第一に、「働くことが報われる公正で活力ある社会」である。国民が生き活きと働く機会が保障されることが、社会の活力の根本であり、活力のない社会から安心は生まれない。働くことは、人として生きる誇り、喜びであり、また、多くの国民がこの誇り、喜びを享受することで社会には力が満ち溢れる。安心社会は、決して「いたれり、つくせり」で受け身の安心を誘う社会ではない。国民一人ひとりの、能動的な参加を支える社会である。

またそれは第二に、「家族や地域で豊かなつながりが育まれる社会」である。人は人とのつながりのなかで安心を感じ、モラルを高め、成長することができる。助け合い、いたわり合い、支え合うコミュニティを持続させていく支援が要る。

国民が安心して働き、生活していくためには、教育・訓練、医療、保育、介護、住宅などの基本的な支えが不可欠である。国民の必要に沿った、質の高い支えをつくり出す上で、国、自治体、民間企業、NPOの連携が求められる。したがって「安心社会」は、第三に「働き、生活することを共に支え合う社会」である。

2 社会的公正と自由市場経済の結合

これは単なる理想の社会像ではない。21世紀に持続的な経済成長を実現する上で、まず求められる社会のかたちである。また、どこか外国のモデルをそのまま移入するものでもない。時代とのずれが明らかな古い制度を徹底して改革しつつも、日本社会のまとまりをつくってきた安心確保のかたちを、今日にふさわしいかたちで再生させていくための構想である。

戦後日本の経済成長においては、民間企業の長期的雇用慣行や、地方に仕事をつくりだす仕組みが、家計を担う国民に働く場を提供した。雇用をめぐる安心は、この国の格差を抑制すると同時に、成長への大きなエネルギーをつくりだしてきた。

他方でそこには、行き過ぎた官の介入、集権化、利権の拡大があり、制度疲労もすすんでいた。グローバルな市場競争が拡大するなかで、制度構造の抜本改革が強く唱えられたことは、当然であったしその限りで意義のあることであった。しかし、こうした改革が、活力を支える安心までを掘り崩す結果になってはならない。

今、社会的公正と自由市場経済を新しい次元で統合し、日本型の自由市場経済を構築していくべきである。グローバル時代に見合った新・日本モデルともいうべき、新しい頂が目指されるべきである。それは、官の介入に牽引されるものでも、市場を放任するものでもない。企業と各ステークホルダー（消費者、労働組合、NPO、地域社会）との間での信頼形成とルール創造を基礎とした、節度とモラルのある自由市場経済である。

II 人生を通じた切れ目のない安心保障

これまで日本では、現役世代の安心は雇用と家族が担い、社会保障支出は人生後半に集中する傾向があった。OECDレポートによれば、日本の高齢者一人あたり支出は現役世代向け支出の1.7倍であり、この比率はOECD諸国平均の倍以上になる。

安心社会の実現のためには、高齢者支援を引き続き重視しつつも、若者・現役世代支援も併せて強化しながら、全生涯、全世代を通じての「切れ目のない安心保障」を構築することが求められる。

具体的には、次の5つの領域が連携していくことが大事である。

1 雇用をめぐる安心

意欲のあるものには働く場があること、能力を発揮する機会があること、すなわち雇用の安心こそが、5つの安心の扇の要であり、安心を活力につなげていく起点である。

日本の活力を生んできた長期雇用の保障を継承しつつも、セーフティネットの整備など、雇用を社会全体で支えるかたちを強めていく必要がある。わが国の積極的労働市場政策への支出（GDP比0・3%、2005年）は諸外国に比べて小さい。長期雇用に、中途採用、職業訓練、社会人入学の支援制度などを組み合わせて、一生チャレンジし続けることができる条件づくりを急がねばならない。

失業者や、心身の障害などで雇用から遠ざかっている人々に対しては、職業能力開発、雇用環境整備、住宅政策などが相互に連携しながら、社会への迎え入れ（ソーシャル・インクルージョン）を図らなければならない。自治体で質の高いワン・ストップサービスが提供されるように、国は財政的、行政的な支援をするべきである。

真面目に汗を流して働いているのに生活が厳しくなるばかり、ということがあってはならない。働く意欲と見返りを高めるためにも、最低賃金の見直しが取り組まれるべきである。その際、雇用そのものを維持するために、中小企業の生産性上昇へのイニシアティブが重視される。ワーキング・プアと呼ばれる低所得層に対しては、勤労所得に対する給付付き税額控除の導入が求められる。また、非正規労働者への雇用保険、厚生年金、健康保険の適用拡大も必要である。この場合、企業負担の増大に対しては法人税の引き下げなどで調整する。

雇用そのものの維持と拡大も併せて追求されなければならない。低公害車や新しい発電システムへの投資など、持続可能で環境融和型の産業育成による雇用拡大がこれからの課題となる。とくに雇用に不安が広がる地方では、農業や建設業が、環境融和型の仕事（グリーンジョブ）として再生し発展できることが必要である。

2 安心して子どもを産み育てる環境

次世代が育ちゆくことは、何ものにも代え難い喜びであると同時に、社会の持続可能性の基礎である。少子化の進展は「静かな有事」であり、この国の街角から子どもたちの元気な声が遠ざかっていくことは容認できない。もう一人子どもがほしいのに、経済的事情でそれができない子育て世代、保育所が見つからず相談相手もなく、これからの育児に不安を強めている若い母親には、支援が必要である。児童、家族関連の政府支出は、GDP比で0・8%と、OECDの平均が2%であるのに対して立ち後れている（2005年）。社会全体での次世代育成に向けて、さらなる努力が必要である。

「社会保障国民会議」が提起した「次世代支援新システム」の構築をすすめ、子育てを社会全体で支援する制度条件の整備を急ぐ。

母子家庭における子どもの貧困率が6割を超えていることは看過できない。人生のスタートラインにおける格差が世代を超えて固定化されることは、日本社会から夢を奪い活力をそぐ。働く低所得世帯と並んで、子育て世帯に対して給付付き税額控除が導入されるべきである。

3 学びと教育に関する安心

将来を担う世代が、自立心を養いながら、様々な変化や困難を乗り越える知識と能力を備えていくことは、安心の源である。教育は、将来に向けた中長期の見返りが大きな投資であり、「国家百年の大計」である。また、教育機会の均等化をすすめ、個人の努力による階層間の移動を可能にすることが社会の活力を生む。しかしながら、日本の公私の教育支出の対GDP比は、4・9%（OECD平均5・8%）とそれ自体が相対的に低い。さらに私的負担の割合が高く、とくに高等教育の私的負担の支出全体に対する割合は、OECD平均が27%であるのに対して、66・3%となっている。

高等教育では、給付型奨学金や私的負担の抑制などで社会人の学びなおしを支援し、高等教育と雇用をつなげるキャリア・カウンセリングなどの整備をすすめることが、雇用を社会全体で支えていくためにも重要である。

中等教育における就労体験の拡大なども含めて、教育が実社会とのむすびつきを強めていくことは、若者たちがなぜ、何を学ぶのかを不断に問い返し、使命感を得る機会を広げる。知識や技能に加えて高い志をもち、グローバル社会で自信をもって発言できる人材の育成が、国と社会の力を強める。

就学前教育は、一生の間さまざまなチャレンジを重ねていく基礎力を形成するものであり、各国でもその効果が指摘されている。生まれ育った家庭における格差を固定化させないためにも、社会保障と教育が交差する領域として、厚労省、文科省の関連組織の一元化を図りながら財源を確保していく必要がある。

4 医療と健康の安心

日本では、医療費がGDP比で8・1%（2005年、OECD平均9%）と相対的に抑制されてきたにもかかわらず、人口一人あたりの医師診療件数はOECD平均の倍以上であり、諸外国に比べて医療サービスを受けやすい環境が実現されてきた。ところが、急性期病院を中心に医師不足が深刻化し、地方では病院の経営破綻が拡がり、この安心が急速に揺らいでいる。

医療救命救急センターにおける医師、看護師の配置などをできるだけ早急にすすめるなければならない。併せて二次医療圏において、病院のコンソーシアム（共同運営体制）を組織しつつ医療機関の機能分担と集約をすすめる、地域の医療ニーズに応じていくべきである。二次医療圏において、とくに産科、小児救急に対応する救急医療体制を確保する。レセプト（診療報酬明細）のオンライン請求（電子請求）への切り替え、データに基づいた効率的医療の推進など相対的に遅れている医療IT化への対応を速やかに進められなければならない。

また、国民の命と基本的人権（患者の自己決定権・最善の医療を受ける権利）を実現するため、2年を目途にそのことを明確に規定する基本法の制定を推進しなければならない。

5 老後と介護の安心

介護保険や年金の改革など、老後の安心を確立する努力が重ねられ成果もあがったが、制度には綻びも見られる。老後の生活の見通しがつき、個人だけで備えずにすれば、内需を拡大し、資金を社会全体に環流させていくことにつながる。介護保険と年金制度それ自体の改革をさらにすすめると同時に、高齢者の生活インフラである「住まい」の確保ともむすびつけて、老後の安心を高めていくことが求められる。介護施設や病院といった日常生活から切り離された形ではなく、コミュニティにおける医療・介護連携の推進やそれに連動した独居高齢者に対する「住まい」の保障によって、地域の中で安心した老後生活が確保されるようにすることが重要である。この問題は、人口が急速に減少しつつある地域の集積による「まちづくり」にもつながるものである。

この国の人々の老後は、孤独な隠遁生活ではなく、社会と関わり続ける人生の第二ステージでなければならない。柔軟な年金制度や多様な参加機会の提供で、そのようなステージが準備されていることは、切れ目ない自己実現の保障であり、大きな安心の一つである。高齢者が、これまで培った知識、経験、つながりを活かしながら活躍できれば、地域社会もまた力を得る。労働力人口が減少する我が国にあっては、多くの高齢者が意欲や能力に応じて働くことができる就労機会の拡大は、経済成長の上でも重要である。

以上の5つの安心領域は、雇用を軸として相互に密接に支え合う関係にある。教育の再編による安心強化は、長期雇用を社会全体で支える仕組みにつながり、雇用の安定は老後の安心を高める。雇用の場でワークライフバランスがすすみ、

産科、小児科を中心に医療供給が整備されたとき、社会全体での次世代育成に弾みがつく。そして5つの安心領域の交点となる雇用領域で、年齢性別を問わず国民の力が発揮されるとき、すべての国民が生き活きと暮らせる安心社会が実現でき、安心社会は安定した経済成長の基盤となる。

Ⅲ 安心社会実現に向けて求められる役割と責任

1 無駄のない高機能な政府へ

安心社会の実現は、政府規模の肥大化を招くのではないかと危惧するむきもあろう。当然であって、いたずらな政府規模の拡大や過剰な行政介入があってはならず、行政の無駄は削減しなければならない。

ただし、各国の公的支出と、経済成長率や財政収支の関係を見ると、公的支出が大きいからといって、必ずしも成長が阻害されたり、財政が赤字となっていたりするわけではない。政府が大きいか小さいかよりも、いかに無駄なく高機能であるか、国民が生き活きと力を発揮する条件をどこまで作りだせるかが重要である。5つの安心の実現は、まさにそのような条件づくりに他ならない。

そのためには、政府、民間企業、NPO、コミュニティ・家族の間での、効果的な役割分担、ベスト・ミックスが追求されなければならない。得意な分野ごとあるいは地域ごとに、多様な主体が力を発揮し、相互に連携していくことが大切である。その際、政府だけを公共の担い手と見なすのは時代にそぐわない。日本の企業は、株主ばかりではなく地域社会や従業員も大事にして公共性を重んじてきたが、その伝統が活かされてよい。NPOの発展・成熟やコミュニティの再生も期待される。多様な主体が公共を分担し、支え合い、総合的な力を発揮していくという意識と構えが必要である。

他方で政府の機能については、国の制度立案とともに、個人・家庭やコミュニティで担うこと、住民に身近な市町村で担うこと、県、国と補完していくことをしっかりと踏まえ、いっそうの分権化も推し進められなければならない。特に、雇用を軸とした安心社会のためには、都道府県が経済振興などでより大きなイニシアティブを発揮することが期待される。また、市町村は、民間団体や都道府県と連携しつつ、就労支援、教育、住宅、保育などをおして、住民が元気に働き地域経済を活性化できる条件を拡大する。

2 安心社会のための信頼醸成と国民合意の形成

安心社会の実現は、大きな負担増を招くのではないか、という懸念もあろう。しかしわが国の現在の国民負担率（税負担と社会保険料負担の対国民所得比）は、実はOECD加盟28カ国中23位と最も低い水準のグループに属する。無駄のない高機能な政府の実現で、不必要な支出をなくしていくと同時に、安心と活力を高める上で不可欠な負担については、政策にかかる費用とそのため財源を明示し、堂々と議論をしていくべきである。「打ち出の小槌」があるかのようにふるまうべきではない。

負担とは、そもそも国民に還元されるべきものである。大事なことは、税負担が国民の安心を高める、その具体的なプロセスが示されることである。

各種の世論調査によれば、多くの国民は、社会保障を重視した安心社会を望んでいる。しかし、他方で政治や行政への不信が強いために、税負担が見返りのあるかたちで使われるという見通しをもてず、社会保障強化への合意形成が難しくなる。結果的に各種の私的負担が増大し、資産の有効活用も阻まれている。この不信の連鎖を断つことが必要である。

政治と行政は、まず国民の不信に真正面から向き合い、国民の安心にかかわる現状と課題を率直かつ明確に語ると同時に、制度の透明性を高め、信頼回復に努めなければならない。この点で、「安心保障番号／カード」（社会保障番号／カード）の導入が検討されてよい。もとより、個人情報流出などがなく、万全の措置が採られなければならないが、制度をめぐる信頼醸成のための効果は大きい。

また、制度への信頼を高めるときに常に念頭に置くべきは、社会保障の制度がたいへん複雑で分かりにくい、ということである。社会保障がどのように国民の安心と関わっているのか、国民がその義務と負担の見返りに得ている安心の一覧を分かりやすく示していくことも大事である。学び、働き、子どもを産み育てるなどのライフサイクルの具体的場面で、いかなる給付やサービスを受けられるのかを具体的に解説した「社会保障ハンドブック」が作成され、配布されるべきである。また、初等中等教育において、支え合いとしての社会保障の意義・役割についての理解を深める教育を行うことが検討されてよい。

さらに大事なことは、安心社会を実現していくプロセスの折々で、国民が、担った負担が見返りのあるものであったと実感できることである。内閣府に「安心社会実現本部」を置き、縦割り行政を束ねて自治体を支援しつつ、改革の行程を監視していかなければならない。また、負担にふさわしい政策がどこまで実現し、その効果がどれほどあったかが、データに照らして明らかになる必要がある。国民からの照会に応え情報公開をおこなう窓口として、また、行政の怠慢があればこれを告発する機関として、「安心社会実現オンブズマン」の設置を検討する。

3 安心社会実現への役割と責任

安心社会の実現は、その意味では政府と国民の間の、一つの社会契約である。政府が裏切ることなく国民の利益を守り、自己実現を支援するという信頼の上で、国民にもまた、地域社会でそして職場で、機会の拡がりを活かした積極的な参加が期待される。

さらに、企業、医療・介護機関、NPO、家族とコミュニティなど、すべての社会の構成員が改革に参加し、それぞれにふさわしい役割と責任を分かち合うことが必要である。この役割と責任の分担の仕方は、しばしば公助、共助、自助のバランスとして表現される。ある安心水準を達成する上で、もし公助を抑制するならば、国民は、NPOなど共助の活動を引き受けたり、あるいは私費でのサービス購入をすすめるなど自助を拡大する必要が生じる。いかなるバランスが最適であるかは、日本社会のこれまでの成り立ちや経験もふまえつつ、検討をすすめるべき事柄である。そして、21世紀の日本にふさわしい「安心給付と負担のあり方」について、合意を形成しなければならない。

各種の税負担、保険料負担をどのように組み合わせるかも、国民各層の担税力、企業の競争力維持、社会保険制度の持続可能性を勘案しながら、決定していくべき事柄である。寄附税制の整備などで、善意の資金が社会を巡っていくことを奨励し、評価していくことも大事である。

政治、行政、自治体の責任もいっそう高まる。政治は安心と活力を高めるビジョンについて議論を巻き起こし、与野党が党派を超えて共有できる部分を共有し、将来へのよりいっそう明確な見通しを示していかなければならない。行政は、安心強化と信頼再構築のために、安心保障番号／カード（社会保障番号／カード）などのインフラ整備を急ぐべきである。また、都道府県や市町村も、雇用支援に関する総合的な取り組みをすすめるなど、各分野での速やかな対応を期待される。

4 取り組むべき優先課題

これまでの日本は、民間企業の長期雇用と地方に仕事を供給する仕組みに支えられて、比較的小さい社会保障給付（負担）で国民の安心を実現してきた。社会保障給付は高齢世代への支援（年金・医療・介護）が中心であった。経済社会の大きな転換を経て、これまでの仕組みをそのまま維持することは困難である。高齢世代の安心を支えるためにも、現行制度の綻びを修復しつつ、現役世代および次世代を対象とした給付の比重を拡大していく必要がある。そして、世代をとおして切れ目のない支援型の安心保障を構築していくべきである。

地域医療再生や介護基盤の整備、次世代育成など、「社会保障国民会議報告」およびそれに先行してとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本重点戦略会議報告」において具体的に提示された社会保障の機能強化のための諸改革を、工程表に基づいて着実に実行していくことがまず求められる。

社会保障の機能強化にかかる費用（公費）については、社会保障国民会議報告においてすでに試算が示されており、2015年段階で消費税換算約3.3～3.5%、2025年段階で消費税換算約6%である。

国民会議報告が示す改革は、日本の社会保障の根本部分を維持するための施策である。今日では、これに加えて、雇用を軸とした安心社会構築の第一歩を踏み出すために、別紙で整理した諸施策が取り組まなければならない。

このうち、特に向こう3年間（2011年度までの間）において緊急に取り組まれるべき施策は以下の通りである。

10の緊急施策

- (1) 子育て世帯、働く低所得世帯を支援する給付付き児童・勤労税額控除の創設
- (2) 子育て支援サービス基盤の計画的整備（多様なサービスの実現、事業参入促進）
- (3) 就学前教育の導入およびその保育や育児休業制度との総合化
- (4) 所得保障付き職業能力開発制度など雇用・生活保障セーフティネットの構築
- (5) 給付型奨学金制度の導入など高等教育の私的負担を軽減する措置
- (6) 非正規労働者への社会保険・労働保険適用拡大など非正規雇用の処遇格差の是正

- (7) コミュニティにおける医療・介護連携の推進とそれに連動した独居高齢者に対する住宅保障
- (8) 安心保障番号／カード（社会保障番号／カード）の導入
- (9) 「安心社会実現本部」「安心社会実現オンブズマン」の設置
- (10) 政府をあげて改革に取り組むための行政組織の再編・人的資源の再配分

経済財政諮問会議資料によれば、これら緊急に取り組むべき課題のうち、給付き児童・勤労税額控除にかかる費用については控除・給付を合わせて約1～4兆円程度、雇用・生活保障セーフティネットにかかる費用については生活保障・職業訓練を合わせて約0.4～2.3兆円程度と試算されている。

IV 安心社会実現に向けての道筋

1 持続可能な安心社会の構築

安心社会への改革が、社会保障国民会議で主に打ち出された年金、医療・介護および次世代育成の3領域に、雇用と教育を加えた5つの領域として示し直されることは、必ずしもこれまでの3領域に新たに2つの領域が積み重なって、改革の重さが増したことを意味するのではない。逆であって、新たに強調された2つの領域は、安心社会を社会の活性化と経済成長にむすびつける接合点である。5つの領域が連携を強めることは、切れ目のない安心社会の持続可能性、実現可能性を高めることを意味する。

この「5つの安心改革」を、相互に連携させながら、確実に遂行していかなければならない。その行程は決して平坦なものではない。国民と政府が手を携え、進捗状況を確認しながら踏破していかなければならない。そのためにも、「5つの安心改革」について時間軸に沿った具体的目標を定め、それを継続的に達成していく「道筋」を示す必要がある。

ここで大事なことは、安心社会はそれ自体が持続可能なものでなければならない、ということである。次世代がそのつけを回されるだけ、ということがあってはならない。次世代もまた安心を享受し、活力を発揮し続けることができる基盤を構築することが、我々の世代の責務である。

したがって、安心社会実現に必要なコスト（負担）とその財源についても、合意形成を急ぐ必要がある。社会のすべての構成員が役割と責任を分かち合うという原則を貫きつつ、国民各層の担税力、企業の競争力維持、社会保険制度の持続可能性を勘案しながら、消費税を含む税制改革への行程を示す必要がある。

税制の抜本改革には、所得再配分機能の強化、低所得者対策（給付付き税額控除、消費税給付返還制度の導入）や世代間分配の促進（無利子非課税国債）なども含まれる。そして国民のニーズに届く、実感を伴った給付の実現と一体不可分に、改革を実行していかなければならない。

そのための討議と合意形成は、まさに政治の役割である。自由で豁達な批判が止むならば、政治は衰退する。しかし、不信感を煽ることが自己目的となったときにも、政治は劣化する。与野党が党派を超えて、「安心給付と負担のあり方」というこの国を明日につなげていく基本原則について、討議と合意形成をすすめるべきである。そのための円卓会議の設置などが検討されてよい。与野党がいかなる基本原則を共有し、どのような政策で対立するかが共に明らかになったときに、国民は政権選択への具体的な判断基準を得ることができる。

2 2010年代半ばまでに達成すべきこと

この期間には、「中福祉の綻び」を修復するとともに、雇用を軸とした、持続可能な安心社会の土台部分が構築されていかなければならない。取り組むべき優先課題については、前節で示したところである。またより詳しい政策課題は別紙に示した。2010年代前半から半ばにかけては、団塊世代が本格的に高齢世代入りし、就職氷河期の若年世代が社会の中核を担う年齢に到達しはじめる。こうした現実をふまえて、スピード感のある改革の実施が求められる。

そのための一方策として、雇用、介護、次世代育成、医療についてのサービス基盤や人材養成に関する数量目標を年次ごとに示した「支援型社会サービス・人材整備プラン」を国・自治体がそれぞれ策定しなければならない。

また、政治や行政への不信が社会保障強化への合意形成と制度改革を困難なものにしてきた経緯をふまえて、便益の実感を伴った負担の形を示すとともに、改革推進の機構整備や「安心保障番号／カード（社会保障番号／カード）」の導入など、国民の信頼回復につながる様々な措置を実施することもこの時期の課題である。

加えて、この時期の行財政システムの改革として、負担が確実に国民に還元されることをはっきり示すため、政府に「社会保障勘定」を創設し、消費税を社会保障給付のための目的税として、その収入はすべてこの「社会保障勘定」に入れる、という方法も検討に値する。税負担が見返りのあるかたちで具体的な給付に使われることが明確になれば、不信の払拭と社会保障強化への合意形成の大きな助けとなる。

また、安心社会実現へのとば口となる2011年は国民皆保険・皆年金達成50周年でもある。1961年、日本は世界で4番目に皆保険を、12番目に皆年金を達成した。この歴史をいかに継承し、日本型安心社会をどう発展させていくか、政府と国民および国民相互の対話を深める取り組みがもたれてよい。

3 2020年代初頭までに達成すべきこと

この期間は、安心社会を確かなものとし、それを次世代へとつなげていくための改革を行う期間である。

2で示した諸改革が着実に実行されれば、その成果はこの時期に順次表れる。全世代・全生涯を通じた切れ目のない安心保障を、国民が実感できる形で本格的に立ち上げることこそ、この時期の課題である。そのことによって、不安が経済停滞を招き不安を高めるという悪循環を、安心が活力を生み安心を強めるという好循環に転換することができる。日本の政治を萎縮させてきた「不信の連鎖」を、「信頼の連鎖」へと転換することができる。

また、2020年代は、団塊世代が本格的に高齢世代となり、我が国の高齢者人口がピークを迎える時期である。この時期までに出生率の確実な上昇反転を実現することができれば、2030年代以降の日本社会の持続可能性に確かな見通しが得られる。安心社会強化のための諸施策、税制改革、経済成長戦略の三位一体で、この時期までに財政収支の均衡を実現できれば、私たちは胸を張ってこの国を次世代に託することができる。

2で示した諸改革の上に、世代ごとのさらにきめの細かい施策を展開することを通じて、各世代それぞれに対応した生活支援体系を明示し、「便益の実感を伴った持続可能な安心社会」の構築を目指す。

- ・若者世代 集中的な人材投資（未来への投資）による国際性や専門性を発揮できる豊かな人材の育成、若者の自己実現・チャレンジ支援

- ・子育て世代 子育てと就労の両立が普通に可能となる社会基盤の確立、安定した家族形成支援を通じた確実な出生率反転の実現
- ・働き盛り世代 仕事と生活の両立（住民としての地域参加、家族生活の充実）を可能にする働き方改革、リカレント教育の充実等を通じた複線型キャリアパス・複線型人生設計の支援
- ・高齢世代 雇用や地域活動への参加機会の拡大による「70歳現役社会—生涯現役社会」の実現
本格的高齢社会を支える地域医療・介護・生活支援の実現

2035年、今この国で産声を上げている子どもたちが新たな勤労世代となる。その時この世代は、どれほどの人口規模となり、どれだけの安心と活力と希望をもって実社会に足を踏み出そうとしているであろうか。この年は、日本の未来を決める大きな節目の年となろう。まかり間違っても、この世代が、不安と経済停滞の悪循環から抜け出せないまま、財政赤字のコストだけを負わされるといふことがあってはならない。私たちは、日本の未来に対する責任を深く自覚し、また私たち自身が活力に満ちた社会を生きるために、安心社会への第一歩を踏み出さなければならない。

別紙

本会議において指摘された優先課題

1 雇用をめぐる安心の再構築

(1) 持続可能な雇用創出

- ① 経済成長戦略の着実な実施
- ② 農業再生、第一次産業中心の地域に第二次、第三次産業を引き寄せる、いわゆる「第六次産業」の形成
- ③ 維持修繕型事業への転換など公共事業改革
- ④ グリーンニューディール型の産業基盤育成

(2) より柔軟で安心な雇用システムの形成

- ① 非正規労働者への社会保険・労働保険適用拡大
- ② 企業活力と雇用維持の両立（労働分配率の引き上げ+法人税引き下げ）
- ③ 職業能力開発（ジョブカードの普及）
- ④ 雇用慣行・採用慣行の見直し（新卒一括採用見直し、中途採用の拡大など）

(3) 社会統合・社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現

- ① 勤労所得に対する給付付き勤労者税額控除の導入
- ② 自治体におけるワンストップ型の就労支援サービスの提供
- ③ 所得保障付き職業能力開発制度など雇用・生活保障セーフティネットの構築
- ④ 最低賃金の見直し

2 子育て支援の充実

(1) 一元の子育て支援制度（「次世代支援新システム」）の速やかな創設

- ① 就学前教育、育児休業（所得保障）と保育（サービス保障）の総合化
- ② 子育て支援サービス基盤の計画的整備（多様なサービスの実現、事業参入促進）

(2) 若者の家族形成支援

- ① ワークライフバランスの実現（育児休業制度の充実、労働時間の弾力化などの両立支援策の拡充）
- ② 子育ての経済負担の軽減（給付付き税額控除、保育・教育費負担の軽減）

- (3) 母子家庭における子どもの貧困の解消
 - ① 母子家庭の就労の質を高める支援
 - ② 給付付き税額控除による経済支援

- 3 教育についての安心強化
 - (1) 雇用流動化時代に即した教育整備
 - ① 高等教育における職業指導（キャリアガイダンス）の制度化など、教育課程における円滑な職業生活移行の強化、社会人入学の負担軽減
 - ② 一生チャレンジを続ける基礎力形成のための就学前教育導入

 - (2) 教育の機会均等化と質の強化
 - ① 給付型奨学金制度の導入など高等教育の私的負担の軽減
 - ② 公立初等中等教育の質の強化
 - ③ 若者の国際交流（留学・ボランティア）の拡大、国際人材育成の強化
 - ④ 高等教育（大学）の研究開発費の強化

- 4 「公」の新たな担い手の支援
 - (1) 地域を起点とした公的安心サービス提供基盤の整備
 - ① 地域医療の再生、特に二次医療圏における救急体制の整備と当該救急部門のファイナンスの確立
 - ② コミュニティにおける医療介護連携の推進とそれに連動した独居高齢者に対する住宅保障

 - (2) 多様な主体による「公」の実現
 - ① 行政、企業、NPO、ボランティアなど多様な主体によるサービスの実現
 - ② 社会貢献型ベンチャー、社会的企業など、新たな「公の担い手」育成のための支援

- 5 信頼の再構築、改革の着実な遂行
 - (1) 制度の透明度向上と信頼構築
 - ① 安心保障番号/カード（社会保障番号/カード）の早期導入とそれを活用した利用者サービスの向上
 - ② 社会保障勘定など区分経理の導入
 - ③ IT化による医療・介護サービスの質の向上と生産性向上
 - ④ 医師と患者の信頼関係確立のための医療基本法の制定

- ⑤ 税・社会保障による実感を伴った所得再配分機能強化
 - ⑥ 低所得者の勤労所得に対する給付付き税額控除導入、低所得者の社会保険料負担の見直し
 - ⑦ 世代間分配の促進 無利子非課税国債、消費税給付返還制度の導入
- (2) 国民合意の形成・改革の着実な遂行・執行体制の見直し
- ① 支援型社会サービス・人材整備プランの策定
 - ② 国民合意形成のための2011年「国民皆保険・皆年金50周年」の取り組み
 - ③ 安心社会実現の基本原則についての合意形成の場としての、超党派による「安心社会実現円卓会議」の設置
 - ④ 改革の進捗を監視し、政策効果を評価するための「安心社会実現本部」、改革について国民に情報提供し、行政の怠慢があればこれを報告する「安心社会実現オンブズマン」の設置
 - ⑤ 政府をあげて改革に取り組むための行政組織の再編・人的資源の再配分

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に
向けた「中期プログラム」

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」

平成20年12月24日
閣議決定
平成21年6月23日
一部改正

I. 景気回復のための取組

- (1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、2008年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、累次の景気対策（安心実現のための緊急総合対策、生活対策、生活防衛のための緊急対策及び経済危機対策）を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。
- (2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる「未来開拓戦略」等を推進する。

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の3原則

- 原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。
- 原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
- 原則3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、

堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告」（2008年11月4日）などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源（保険料負担、公費負担及び利用者負担）のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのつけまわし（公債）に依存しながら賅っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賅うことを理想とし、目的とする。
このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2

分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1. 税制抜本改革の道筋

- (1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、2008年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

- (2) 消費税込収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税込収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税込収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税込収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。

- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する。
- (6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- (8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

IV. 今後の歳出改革の在り方

歳出改革の原則

- 原則 1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。
- 原則 2. 経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- 原則 3. 経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

- (1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- (2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。
具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

- ・ 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

- ・ 非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

V. 中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

- 原則 1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則 2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 13 号）において措置済み）
- (3) 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする。なお、Ⅲ. 1. (1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当て

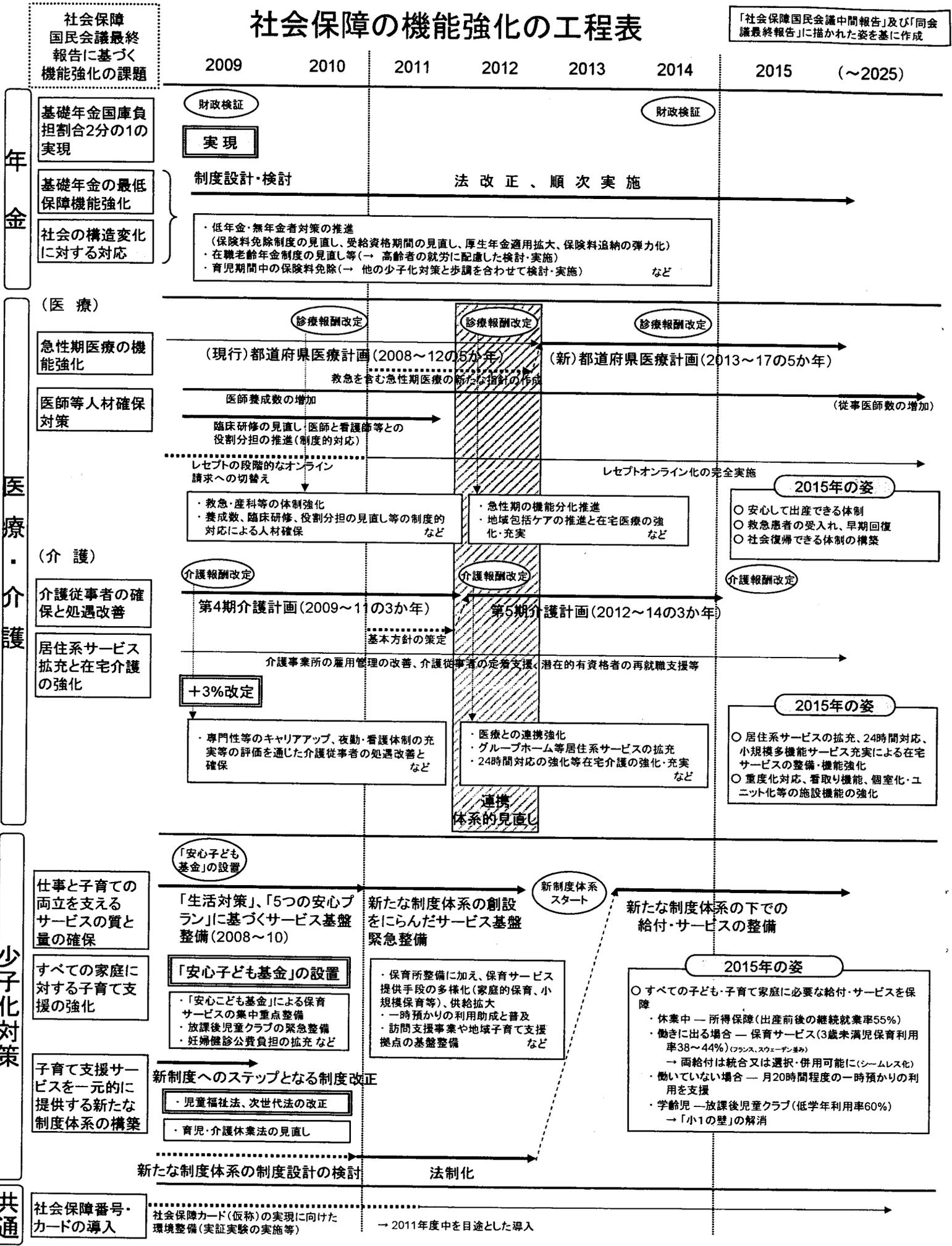
することにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする措置を講ずるものとする。

- (4) 「経済危機対策」及び関連補正予算において時限的に講じられた社会保障の機能強化の措置のその後の対応については、「経済財政改革の基本方針2009」における社会保障の機能強化の必要性の観点等を踏まえつつ、財源確保と併せて検討する。

(了)

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「同会議最終報告」に描かれた姿を基に作成



経済財政改革の基本方針2009について

経済財政改革の基本方針 2009

～安心・活力・責任～

平成 21 年 6 月 23 日

経済財政改革の基本方針 2009

(目次)

第1章 危機克服の道筋 1

1. はじめに 1
2. 経済の現状と課題 1
3. 社会の現状と課題 2
4. 「安心と活力」の両立を目指して 3
 - (1) 「経済の危機」と「社会の危機」への一体的対応 3
 - (2) 財政健全化と安心社会実現 3
 - (3) 当面の「最優先課題」(府省に広くまたがる横断的課題) 3

第2章 成長力の強化 5

1. 成長戦略の推進 5
 - (1) 低炭素革命 5
 - (2) 健康長寿 6
 - (3) 魅力発揮 6
2. アジア・世界の持続的成長への貢献 7
3. 農政改革 9
4. 地域発の成長 10
5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 11
6. 規制・制度改革 12

第3章 安心社会の実現 13

1. 生活安心保障の再構築 13
 - (1) 安心社会とは 13
 - (2) 安心社会実現の道筋 13
 - (3) 安心社会に向けての行政基盤の強化 15
2. 安全・生活の確保等 15
3. 防衛・防災・治安等 16
4. 教育の再生 17

第4章 今後の財政運営の在り方 18

1. 平成22年度予算の基本的考え方 18
 - (1) 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方 18
 - (2) 平成22年度予算の方向 18
 - (3) 新たな行政改革の取組 19
2. 財政健全化目標 20

(別紙1) 「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題のうち
2011年度までに実施する重要事項 21

(別紙2) 「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題への
対応策の具体化 23

第1章 危機克服の道筋

1. はじめに

我が国の経済と社会は、これまで培ってきた「豊かさ」と「希望」と「信頼」とを次代に引き継げるか否かの歴史的な正念場にある。

外にあっては、世界同時不況と資源環境制約の高まり、内にあっては、少子高齢化、格差の拡大傾向、財政悪化など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。国民の暮らしと生活を守ることを最優先すべく、経済と社会を一体的にとらえた変革に取り組まなければならない。将来世代への「責任」を堅持しつつ、国民相互の信頼や助け合い、連携によって「安心社会」を実現し、各世代や各企業それぞれの「努力と挑戦」を最大限に引き出す。一方で、低炭素革命や健康長寿社会の創造、アジアへの共生型貢献等を通じて有効需要の基盤を内外で広げ、国民や企業の「活力」を高める。「安心・活力・責任」を同時達成するための経済と社会の変革である。

「安心・活力・責任」という3つの目標は対応次第では相反するおそれがある。将来への道筋をあいまいにしたままの局所的な対処療法では、経済と社会双方からなる「複合危機」は克服できない。「経済の危機」と「社会の危機」を一体的にとらえ、3つの目標への相乗効果を最大に発揮する施策の実行へと政府全体の資源配分を傾斜していかなければならない。

本「基本方針2009」はこうした観点から取りまとめたものである。

2. 経済の現状と課題

一部に底打ちの兆しが見られるものの、我が国の経済は、依然として「当面の危機」と「構造的な危機」に直面している。

第一の課題は、我が国経済の当面の「底割れ」の防止と、確実な底入れ・反転の実現である。世界の金融危機や耐久消費財需要の急激な収縮などの要因による失業の急増や資金繰り倒産などを最小限にとどめるべく、また、主要先進国と比べて一時的に突出したマイナス成長幅に陥った我が国経済を国際協調の観点も踏まえて下支えすべく、政府及び日本銀行は、可能な限りの最大限の措置を講じてきた。

輸出や生産等一部に明るさが見えてきたとはいえ、今後とも、国内における雇用情勢の一層の悪化やデフレが懸念されるところであり、また、過剰信用の巻き戻しなど世界の金融・経済の不確実性は高い。政府は、「経済危機対策」¹等に基づき、金融対策、雇用対策などを中心に「当面の危機」を克服する。また、日本銀行に対しては、我が国経済が、物価安定の下での持続的成長経路に復帰するため、引き続き政府との緊密な連携の下で、適切かつ機動的な金融政策運営を期待する。

第二の課題は、金融危機後の世界経済を見通し、産業構造・雇用構造を大きく転換

¹ 「経済危機対策」（平成21年4月10日）

することによって過度に外需に依存した経済成長から新たな持続的成長へと移行することである。

まず、低炭素、健康長寿、ソフトパワーなどの分野で世界最先端の「未来市場」を創出し、市場とイノベーションの好循環を生み出すことにより、国際的な競争優位の獲得と質の高い雇用の創造を図る。このためには、規制改革、モデル市場づくり、内外の資本・人材・技術の集積が必要である。同時に、アジアを始め世界が直面する資源・環境・広域インフラ整備等の課題解決に、我が国の優れた産業力・技術力をいかして積極的に貢献しながら、世界の再成長の果実を国内に取り込む。

内需と外需の「双発エンジン」によりけん引されるこうした新たな持続的成長プロセスを一刻も早く始動すべく、以上の二つの課題への対応を不可分一体なものとして、2010年度においても引き続き大胆に取り組む。

3. 社会の現状と課題

少子高齢化の進行、企業・家族・地域の機能・役割の変容やつながりの希薄化、格差の拡大傾向、若年失業の増大等を背景に、多くの国民が将来の生活に強い不安を抱いている。我が国社会は「静かなる危機」に直面している状況にある。

「希望と信頼」を次代に引き継ぐためには、国民の間の不安感の高まりに正面から向き合い、すべての国民が参加する活力があり公正な「安心社会」の実現を全力で進めていく必要がある。

第一の課題は、制度や行政への信頼を回復し、強化することである。このためには、安定財源の裏打ちの下で、年金・医療・介護など社会保障制度の「ほころび」を早急に修復するとともに、信頼構築のための制度・行政基盤を早急に整えていく必要がある。また、新型インフルエンザ対策や消費者行政などの分野にも万全な対応が必要である。

第二の課題は、「雇用を軸とした安心社会」を実現していくことである。将来の人口構造や産業構造を踏まえ、次代の日本を担う若者世代・子育て世代の支援・育成の強化を始め、意欲あるすべての世代の人々の「働く安心」を基軸としながら、「子育て」、「学びと教育」、「医療とコミュニティ」、「老後と介護」といった各分野での安心強化のための施策を有機的、効果的に連携・強化していかなければならない。

その際、「官から民へ」、「大きな政府から小さな政府へ」といった議論を超えて、「安心社会」の実現に向けて無駄なく「機能する政府」への変革や、企業・NPO・地域などの参加と役割・責任分担による新たな「公」の創造を国全体の課題として位置づけ直すことが必要である。

4. 「安心と活力」の両立を目指して

(1) 「経済の危機」と「社会の危機」への一体的対応

「経済の危機」と「社会の危機」への対応は、相互に補完し合い、強め合うことができる。老後や介護への安心を確保することにより、巨額の金融資産をいかした内需主導成長が動き始める。若者世代の能力発揮や少子化対策の強化により、将来の成長力が底上げされる。経済の過度のマイナス成長を防ぎ、「未来市場」にかかわる産業の拡大を通じて、質の高い雇用を創出することは、日本型安心社会の基軸となる「雇用の安心」をもたらす。

経済と社会、どちらの危機への対応を優先するかという視点を超えて、双方の危機に同時、かつ一体的に取り組む。安心と活力を高める上で不可欠な支出については、政策にかかる費用とそのための安定的な財源を具体的に明示し、検討を早急に進める。残された時間は短い。2010年代前半から半ばにかけて、団塊世代が高齢世代入りし、就職氷河期の若年世代は社会の中核を担うべき年齢に到達し始めることになる。

(2) 財政健全化と安心社会実現

金融危機後の世界各国の財政状況の悪化から、国際的な長期金利の上昇傾向が見られる中、我が国財政の持続可能性を確保し財政硬直化についてのリスクを最小化しつつ、安心社会を実現するためには、我が国財政について健全化への中長期的な取組姿勢を市場からの信頼に足る形で明確に示すことが不可欠である。また、そのための財源は、具体性・持続性・安定性を兼ね備える必要がある。以下を基本方針として、財政健全化と安心社会実現に向けて取り組む。

- ① 行政の無駄を不断に削減することは当然であり、徹底した行政改革と歳出改革は継続する。ただし、経済危機的状況に照らし、果断な対応は適時適切に図る。
- ② 「中期プログラム」²と「平成21年度税制改正法」附則³の税制の抜本改革の規定に則って、社会保障の機能強化と安定財源確保を着実に具体化する。
- ③ 安心社会を実現するための雇用を軸とした新規施策（雇用・生活セーフティネット、職業訓練、教育等の分野における新規施策）については、「安定財源なくして制度改正なし」との原則に立って、税制抜本改革や歳出歳入改革の中で、所要の財源を確保する。

(3) 当面の「最優先課題」（府省に広くまたがる横断的課題）

以下を当面の「最優先課題」とし、関係府省は、予算・人材両面において最大限の重点対応を行う。さらに、内閣主導で、府省横断的なプロジェクト・チームを設置する等により迅速かつ総合的な取組を図る。

² 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』（平成20年12月24日閣議決定、平成21年6月23日一部改正）

³ 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第13号附則第104条）

① 経済危機克服

- i) 経済と社会の安定の基軸である雇用については、雇用維持のための緊急取組に加え、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力向上と再挑戦の機会拡大のための支援を強化する。その際、企業・自治体と連携しながら「縦割り」を超えた政府横断的取組を図る。
- ii) 同時に、新たな持続的成長プロセスを一刻も早く始動するため、
 - ・ 低炭素・環境共生型社会に向けて民間投資を引き出すための取組（制度改革・先進モデル市場づくり・リスクマネーの供給・内外人材の集積等）を多年度にわたり強化する。
 - ・ 地域経済の回復のため、各地域の取組を全力で支援する。国は、発想を転換し、予算のみならず、人材・人脈・情報・アイデア・制度改革等執行面において各地域の主導を最大限に支援する。
 - ・ 金融危機後の世界経済の再成長を確固たるものとするため、国際協力に関する各省の取組（金融通貨協力、インフラ整備・環境・技術等、貿易投資、人材交流等）を連携させ、戦略的な国際貢献を加速する。特にアジアとの間については、「共生型貢献」を進め、内需の基盤と成長の源泉をアジアへと拡大する。

② 安心社会実現

- i) 社会保障の「ほころび」の修復なしに政府への信頼回復はない。税制抜本改革を通じた安定財源の裏打ちを制度的に確保しつつ、社会保障の機能強化について、効率化を図りつつも、緊急措置として前倒しで「先行実施」を図る。また、少子化対策や子育て世代への支援を総合的に強化する。
- ii) 安心社会実現のための具体的な道筋について合意を図るため政府与党一体で検討を行うとともに、安心社会の基盤となる情報インフラ、行政体制、人材の傾斜配置などへの取組を政府横断的に進める。

第2章 成長力の強化

未来への投資を戦略的に進め、国民の夢を一つ一つ実現しつつ、我が国の成長力を強化する。これにより、環境や人口減少等の制約を克服し、日本の底力を発揮させ、中長期的な経済成長を実現し、安心社会の実現とあわせ、国民が回復を実感できる経済社会を目指す。

1. 成長戦略の推進

重点的・集中的な投資、戦略的なプロジェクトの実行、大胆な制度改革を実施し、短期的な需要創出と中長期的な成長力強化の「二重の配当」を得るため、「新経済成長戦略改訂版」⁴を基礎とした「未来開拓戦略」⁵等を実行する。多年度を視野に入れた対応を進めることとし、平成21年度における取組の検証を本年度末までに行い、それを踏まえて平成22年度以降の戦略を点検し推進する。

(1) 低炭素革命

- 太陽光発電・省エネ世界一プラン（2020年頃に再生可能エネルギーの対最終エネルギー消費比率を世界最高水準の20%程度へ、太陽光発電を20倍程度へ）、エコカー世界最速普及（2020年に新車販売の5割へ）、低炭素交通・都市革命、資源大国実現プランを推進する。

<主な施策>

- ・ 太陽光発電の導入抜本加速、風力・小水力等再生可能エネルギーの利用推進、建築物のゼロエミッション化の加速的展開、温室効果ガス排出の少ない省エネ機器等の加速的普及、国内クレジット制度の活用、環境・エネルギー革新技術等の開発・実証の集中実施、環境ビジネスへの投資促進、CO₂排出量の「見える化」等、カーボン・オフセット⁶の普及。
- ・ 次世代自動車などエコカーの需要拡大、国際競争力の強化。
- ・ 低炭素交通機関の世界最速開発・最速普及（超電導リニア、フリーゲージトレイン等）、低炭素交通インフラ整備等の集中対策（国土ミッシングリンク、スーパー中枢港湾・産業港湾インフラ、モーダルシフト⁷対策、整備新幹線等）、我が国高速鉄道システム等の海外展開、公共交通機関の利用促進、コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり。
- ・ レアメタル等を含む製品のリサイクルシステムの構築、廃プラスチックの総資

⁴ 「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」（平成20年9月19日閣議決定）

⁵ 「未来開拓戦略」（平成21年4月17日）

⁶ 自らの温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。

⁷ 貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ること。

源化、先進国型シッパーサイクルの推進による鉄資源の確保と低炭素化への貢献、アジアにおける資源循環システムの構築、森林吸収源対策など森林の整備・保全と木材・木質バイオマス利用の推進、世界水ビジネス市場に参入、安全を前提とした原子力発電及び核燃料サイクルの推進・原子力産業の国際展開の推進、原子力教育の推進、上流権益確保への支援強化、海洋資源の探査・開発促進、クリーンアジア・イニシアティブ等の推進。

- ・環境保全の取組によって経済を再生させる「緑の経済と社会の変革」に向け、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会への移行等を推進。

(2) 健康長寿

○ 介護機能強化プラン（介護雇用を3年間で30万人創出）、地域医療強化・健康産業創出プラン、医療・介護福祉新技術イノベーションプラン（未承認薬等の開発支援・承認審査迅速化、新型インフルエンザワクチンの開発・生産期間短縮等）を推進する。

<主な施策>

- ・介護人材の処遇改善に向けた取組、介護職員等の資格取得等のキャリア形成支援、介護基盤の緊急整備等、バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。
- ・地域医療の再生、大学病院の機能強化、医療拠点病院の強化等、医療機関に対する優遇融資拡充、地域総合健康サービス産業創出プロジェクト。
- ・がん等の戦略的分野における医薬品・医療機器・再生医療の開発・橋渡し・実用化加速国家プロジェクトの中長期的戦略に基づく推進、医薬品・医療機器の承認までの期間の短縮、安全対策の体制強化、世界トップレベルの新型インフルエンザ対策、生活支援ロボット等実用化の推進、医療IT化推進。

(3) 魅力発揮

○ 農林漁業潜在力発揮プラン（植物工場を3年以内に3倍増）、ソフトパワー発揮プラン（2020年にコンテンツ輸出比率を米国並みへ）、世界に誇る観光大国実現（2020年までに訪日外国人旅行者数2000万人へ）、人財力強化・技術力発揮プラン、IT底力発揮戦略を推進する。

<主な施策>

- ・緑と水の環境技術革命、耕作放棄地解消、農山漁村IT活用総合化、食品産業グリーンプロジェクト、先進的モデルの実施、ものづくり技術をいかした農林漁業の付加価値拡大。
- ・林業・木材産業の再生に向け、持続的林業経営の確立、「緑の雇用」の推進、間伐材の総合利用に向けた路網整備・機械化、生産・加工・流通体制の整備、国産材の需要拡大等を推進。力強い水産業の確立に向け、漁業収益力の向上等による燃油価格の変動等にも対応し得る持続的経営の確立、産地販売力の強化、

漁業の就業者対策、地産地消等消費拡大、漁場の整備等を推進。

- ・ ソフトパワーの海外展開支援、次世代著作権取引支援システムの整備、地域ソフトパワー発信・活用の強化。
- ・ 国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改善（訪日査証の見直し、羽田・成田空港の機能強化、関西空港・中部空港のフル活用、空港入国審査待ち時間の短縮等）、日本ブランド発信強化による需要拡大、訪日外国人旅行者への外国語対応の強化。
- ・ 小中高校における理数教育、社会・職業への円滑な移行のためのキャリア教育・職業教育の強化、世界トップレベルの研究環境実現、大学等における教育研究の水準向上、創造性に富んだ若手研究者の育成、超小型衛星システムの開発や中小企業・ベンチャー等の活用による宇宙開発利用分野での新市場創造等、地域の産業構造の変革、雇用の安定に向けたセーフティネットの強化、人材育成の推進等。
- ・ グリーンITで世界をけん引、ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化、ITを活用した地域の活性化等、ITによるアジア知識経済圏の構築等、電子行政の加速、IT社会基盤の整備、高度IT人材等の育成強化、先進的デジタルネットワークの構築。
- ・ デジタル放送の送受信対策、デジタル受信機器の普及促進、公共施設のデジタル化等、地上テレビジョン放送のデジタル化の推進を始めとするICT基盤の整備等の推進。
- ・ IT戦略本部において決定する「デジタル新時代への戦略」（仮称）を早期に策定し、着実に施策を実施。
- ・ 国民電子私書箱（仮称）は、平成25年度までの整備を目指し、既存のシステムの利用を視野に社会保障番号・カード（仮称）と一体的に検討し、本年度中に基本構想を策定。
- ・ 「第2次情報セキュリティ基本計画」⁸に基づき、「セキュア・ジャパン2009」の施策を着実に実施し、情報セキュリティ対策を推進。

2. アジア・世界の持続的成長への貢献

① アジア経済倍増へ向けた成長構想等

- ・ アジアの経済規模が2020年に現在より倍増することを目指すとともに、世界の成長センターであるアジアの強みを最大限いかし、我が国がアジアとともに発展する道筋をつける。そのため、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）等が、「アジア総合開発計画」を策定するなど、アジア諸国と協力しながら、我が国の国際公約に則り、アジアの広域開発を推進するとともに、アジアの内需拡大に向けた制度整備等を進める。

⁸ 「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日）

- ・アジア諸国との物流面の連携強化等を図るため、新たな総合物流施策大綱を平成21年中に策定し、物流施策を推進する。
- ・アジアの金融市場安定のため、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化の早期実現など、アジア域内の金融協力強化に、ASEAN+3諸国と緊密に連携し積極的に取り組む。
- ・アジア諸国を中心に「法制度整備支援に関する基本方針」⁹を踏まえ、法制度整備支援を推進する。

② ポスト京都議定書の枠組みづくりへの貢献等

- ・「京都議定書目標達成計画」¹⁰及び「低炭素社会づくり行動計画」¹¹に基づく取組を推進する。
- ・先進国は2015年、途上国は2025年に排出量をピークアウトするとともに、2050年までに世界全体での半減につなげるため、我が国として2020年に2005年比15%削減するとの中期目標¹²及び2050年に60~80%削減するとの長期目標を掲げ、本年12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議での、米中印等の主要排出国を始めとする「全員参加」型の公平で実効性ある次期枠組みの合意を目指し、イニシアティブを発揮する。このため、次期枠組みに責任を共有して参加する途上国への技術移転、革新技术や原子力の開発・適切な普及等にも力を入れ、今後の国際交渉に全力で取り組むとともに、低炭素革命実現に向け各界各層で一致協力した行動を進める。
- ・アジア・世界の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するため、2010年10月に愛知県名古屋市中で開催される生物多様性条約第10回締約国会議に向け、議長国としてリーダーシップを発揮する。

③ 高度人材受入促進と対日投資の拡大

- ・外国高度人材受入れの推進組織など体制の整備を図るとともに、「外国高度人材受入政策の本格的展開を」¹³に即し、本年秋までにアクション・プログラムを策定し、必要な政策を実施する。
- ・「対日直接投資加速プログラム」¹⁴に則って、対日投資の拡大を進めるとともに、内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について包括的検討を引き続き進める。
- ・海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する。

④ 経済連携、新興国・資源国との関係強化等

- ・多角的自由貿易体制の維持・強化に向け、保護主義の抑止とWTOドーハ・ラウンドの早期妥結に取り組む。民間知見を活用し、途上国の一村一品運動を支

⁹ 「法制度整備支援に関する基本方針」(平成21年4月22日)

¹⁰ 「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月28日閣議決定)

¹¹ 「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)

¹² 省エネなどの国内での努力を積み上げて算定したもの(いわば「真水」の目標)。

¹³ 「外国高度人材受入政策の本格的展開を」(平成21年5月29日)

¹⁴ 「対日直接投資加速プログラム」(平成20年12月11日改定)

援する。

- ・ 経済連携協定については、「2010年に向けたEPA工程表」¹⁵に基づき、引き続き積極的に推進するとともに、投資協定等の締結を推進する。
- ・ 2010年に我が国が議長を務めるアジア太平洋経済協力（APEC）において、地域の統合と発展に向けた新たなビジョンを示し、その実現に向けリーダーシップを発揮する。
- ・ 中東・ロシア・中南米・アフリカ等の新興国・資源国と産業協力による重層的關係を強化する等、エネルギー安全保障の強化や新興市場の拡大に取り組む。
- ・ 海外への農業投資の促進などにより、世界及び我が国の食料安全保障に資する。

⑤ 総合的な外交力強化

- ・ 戦略的国際協力の推進、知的交流や日本語普及を含むソフトパワー発揮等の政府の対外的機能につき、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を軸に、NGO等外部人材の積極的活用を含め、できるだけ早期に総合的な外交力を質・量双方で強化する。
- ・ 対アフリカ政府開発援助の倍増、クールアース・パートナーシップ構築等の国際公約を着実に実施し、地球規模課題に対する指導力発揮、テロとの闘い、核軍縮等の気運の高まりを踏まえた軍縮・不拡散の推進、平和構築の人材育成や人間の安全保障を含め、国際社会での責任ある役割を果たす。これらの戦略的援助に必要な事業量を確保する。
- ・ 円借款の更なる迅速化を図る。JICAの海外投融資業務について、開発効果の高い新しい需要に対応するため、早急に過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、本年秋を目途にJICA・関係省を中心に協議の上、きちんとした執行体制を確立し、関係省によるチェック体制を整備した上で実施する。
- ・ 科学技術外交及び宇宙外交を強化する。

3. 農政改革

「産業としての持続性」、「食料の供給力」、「農山漁村の活力」の三つを再生するため、農政改革を進め、農林水産政策の新たな展開を図る。

- ・ 新たな「農地法」¹⁶について、生産現場等への浸透を図り、農地集積加速化事業等を通じて農地の面的集積を進め、多様な経営体の参入や連携を進めるとともに、平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する。新たな構造展望を明確にするとともに、担い手の育成、農地の利用集積を進展させるための総合的な工程表を作成する。

¹⁵ 「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）

¹⁶ 「農地法等の一部を改正する法律」（平成21年6月17日成立）

- ・ 現在の水田農業の構造改革が遅れていること、生産調整の実施者に不公平感があることを踏まえ、自給力の向上のための米政策・水田農業の在り方について検討を進める。世界的な食料需給のひっ迫の可能性も踏まえ、大豆・麦・米粉・飼料米などの定着・拡大が進むような思い切った生産振興策を検討し、早期に実施に移す。
- ・ 若者が農業に魅力を感じられるようにするとの観点から、生産・流通・販売の各段階における改革を通じて農業・農村の所得増大が図られるよう取り組む。農業経営体の参入促進・育成・支援に関する施策の充実を図る。
- ・ 従来の直接支援に加え、農山漁村が本来有する自然環境の保全など様々な機能の向上や地域社会の維持を図るための支援策について検討し、早期に実行に移す。
- ・ バイオマス資源や自然エネルギー資源など農山漁村の潜在力をいかした新産業の創出を支援し、地域の活性化に役立てる。

4. 地域発の成長

活力と独自性のある地域づくりを進め、地域発の成長を実現する。

- ・ 太陽光発電の導入加速や低炭素交通インフラ整備等の低炭素革命、地域医療再生等の健康長寿、農林漁業の潜在力発揮、観光大国等の魅力発揮、IT底力発揮戦略、といった成長戦略を地域において推進し、地域発の成長につなげていく。
- ・ 地域交通の活性化、内航海運の活性化を図るとともに、地域におけるまちづくりへの支援や地域の実情に応じた活性化策等を推進する。
- ・ 離島航路・産業の再生を図るとともに、離島における子弟教育の充実や適切な医療の確保への取組なども含めた離島地域の実情に応じた活性化策等を積極的に推進する。
- ・ 商店街が地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たすことを踏まえ、空き店舗利用、地域資源活用等による商店街活性化の取組を積極的に推進する。
- ・ 住宅・建築物の耐震化、長寿命化等の促進、既存住宅の流通促進など住宅ストックの有効活用、資金調達の円滑化等により、住宅投資の活性化、離職者の居住安定確保等を図る。
- ・ 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権改革を着実に推進する。
- ・ 地方分権改革の推進とあいまって、「地方再生戦略」¹⁷等に基づき、地域の人材力強化、地域力の創造等に取り組む。
- ・ 「定住自立圏構想」¹⁸により定住を促進する取組を、各府省連携して推進する。

¹⁷ 「地方再生戦略」（平成20年12月19日改定）

¹⁸ 「定住自立圏構想」（平成20年5月23日）

- ・ 現行「過疎法」¹⁹の失効を控え、厳しい現状を踏まえた新たな過疎対策に取り組む。
- ・ 経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。
- ・ 直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。
- ・ 地方分権改革の推進を図った上で、「道州制基本法」(仮称)の制定に向けて、内閣に「検討機関」を設置する。
- ・ 力強い子どもの成長を支える子ども農山漁村交流プロジェクトを着実に推進し、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図る。

5. 中小企業の活性化と研究開発の強化

① 中小企業の活性化

- ・ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独占禁止法」²⁰、「下請法」²¹等による取締り強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。
- ・ 資金繰り対策に万全を期するほか、ダンピング対策の充実等を図り、官公需の受注機会の確保に配慮する。また、「小規模企業共済制度」を拡充する。

② 研究開発の強化等

- ・ 将来のイノベーションの源泉となる基礎科学力強化や出口を見据えた研究開発の促進に取り組む。また、「研究開発力強化法」²²等に基づき、産学官連携の強化、研究成果の実用化促進、研究支援体制強化、多様な人材の育成を図るとともに、次期科学技術基本計画の策定に向けた検討を進める。
- ・ 我が国を代表する研究者が研究に専念できる新たな研究者最優先の支援制度等により、世界最先端の研究開発を推進し、基礎研究も含め我が国の研究開発力や国際競争力の強化を図る。
- ・ 革新的な環境・エネルギー技術や先端医療技術、デジタル技術、新型インフルエンザ等感染症対策、防災対策、気候変動対策等、成長力強化と安全・安心確保につながる研究開発を推進する。産学官連携の拠点形成を通じた科学技術による地域活性化やグローバルな研究開発の拠点形成等のイノベーション創出に向けた取組を推進する。
- ・ 「第3期知的財産戦略の基本方針」²³に基づき、グローバルな知財戦略を推進す

¹⁹ 「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)

²⁰ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)

²¹ 「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)

²² 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号)

²³ 「第3期知的財産戦略の基本方針」(平成21年4月6日)

る。

- ・ 「宇宙基本計画」²⁴に基づき、研究開発力を高めつつ、利用重視の政策に転換するとともに、国民生活の向上、安全保障の強化、産業育成、国際協力の推進、環境の保全等を図るため、利用システム・研究開発プログラム等の施策を推進する。
- ・ 海洋資源の開発・利用等「海洋基本計画」²⁵に基づく施策を総合的に推進する。

6. 規制・制度改革

成長力の強化に向けて、規制・制度改革に取り組んでいく必要がある。新たな産業や技術により国際競争力を強化し、新規の需要と雇用の創出に資するよう、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」²⁶等に沿って積極的に取り組むとともに、規制改革に係る推進組織間の連携の強化等により、規制・制度改革の実効性の向上を図る。

- ・ ライフサイエンス分野等の新事業創出が見込まれる革新的なテーマについて、資金面での支援に加え、規制・制度改革要望に係る検討・支援を行う。
- ・ 医師と看護師等との役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。
- ・ IT利活用促進のための重点点検を平成21年中に実施し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。
- ・ 休暇の取得・分散化を促進するため、内閣官房と観光庁は、関係省庁、経済界、労働界、教育界と連携して具体的な検討を行い、今秋までに結論を得る。
- ・ 規制改革会議がその設置期限を迎えることから、今後の推進体制について検討することとし、平成21年度中に成案を得る。

²⁴ 「宇宙基本計画」（平成21年6月2日）

²⁵ 「海洋基本計画」（平成20年3月18日閣議決定）

²⁶ 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）

第3章 安心社会の実現

安心社会の実現のために、社会保障の機能強化・効率化と雇用を軸とした生活安心保障の再構築を進める。その財源については、第1章 4. (2)の基本方針に従って確保する。また、消費者政策を始めとする安全・生活の確保等、防衛・防災・治安等や教育の再生に取り組む。

1. 生活安心保障の再構築

(1) 安心社会とは

- ・「安心社会」とは、国民が生き生きと働く機会が確保され、働くことが報われる公正で活力ある社会であり、また、人が助け合い、いたわり合い、支え合う社会である。こうした安心社会を実現するためには、現役世代支援も含めて、全生涯・全世代を通じての「切れ目のない生活安心保障」を再構築する必要がある。
- ・このため、持続可能性を確保しながら、社会保障の機能強化・効率化を図ることにより、高齢者施策を中心とする社会保障の「ほころび」に対応する。加えて、人生前半の安心保障について、若年層の雇用を軸とした生活安心保障を再構築するとともに、子どもの成長過程や生活に対応して少子化対策を抜本的に拡充し、社会の「安心」と「活力」を両立させる必要がある。

(2) 安心社会実現の道筋

- ・上記の生活安心保障を再構築する取組を、中期的に下記の3つの局面に沿って同時に進める。その際、新たな費用負担を伴う施策については、国民の納得が得られるよう税制抜本改革を実施する前までに、改革内容や費用額を具体的に明らかにする。あわせて、格差の是正・固定化防止等の政策で、少子化対策に含まれる政策については、「中期プログラム」の枠内での確立・制度化を検討する。

① 安心再構築局面（2009年度～2011年度頃）

この期間においては、優先課題の着実な実施と安心基盤の設計を行う。

- ・「中期プログラム」で示された社会保障の機能強化・効率化のうち、2011年度までに実施すべき重要事項については、先般成立した平成21年度第1次補正予算²⁷で対処することとなっている優先課題など（別紙1参照）を軸に、着実に実行に移す。
- ・上記社会保障の機能強化・効率化のうち、2010年代半ばに向けた取組については、税制抜本改革の検討にあわせて、「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題（別紙2参照）を軸に検討を進め、対応策の具体化を行う。
- ・子育て等に配慮した低所得者支援策（給付付き税額控除等）について、財源確

²⁷ 「平成21年度一般会計補正予算（第1号）」（平成21年5月29日）

保方策とあわせ、制度設計の論点を含めて検討する。

- ・ 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策とあわせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。
- ・ 雇用・生活保障セーフティネット（職業能力開発と一体となった求職者の所得保障）の整備・改善の財源の在り方を含めた検討、職業訓練やジョブ・カード制度の拡充、高等教育における職業適性診断等職業指導の推進、国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施、非正規雇用から正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正（社会保険の適用拡大など）、仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。
- ・ 高齢者医療制度について、高齢者の心情等に配慮しつつ、より良い制度への見直しを着実に進める。
- ・ 高額療養費制度等について、患者負担の現状や医療保険財政の状況等を踏まえつつ、その在り方を検討する。
- ・ 住まい・まちづくりと連動した単身高齢者等への支援（都市部を始めとするケア付き住宅や介護施設・拠点の整備、日常生活・見守りの支援、住替えの支援等）を強化する。

② 安心回復局面（2011年度頃～2010年代半ば）

この期間においては、持続可能な財政構造の確立にあわせて、安心基盤を重点的に整備する。

- ・ 安定財源を確保した上で、2015年までの「医療・介護及び子育てサービス・人材整備」目標を実現する。
- ・ 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供を推進する。
- ・ 子育て等に配慮した低所得者支援策（給付付き税額控除等）の検討を踏まえた対応、所得課税や資産課税の見直しを通じた格差是正を行う。
- ・ 修学困難な高校生・大学生への公平な教育機会の確保のための制度（授業料減免等教育費負担の軽減）の質的充実・拡大、若年層の人材投資（留学・研修への支援）の拡充を行う。

③ 安心充実局面（2010年代半ば～2020年代初め）

この期間においては、団塊世代が年金生活に入る本格的な高齢時代到来も踏まえながら、各世代に対応したきめ細やかな以下の施策を通じて、安心の充実を図る。

- ・ 若者世代：国際性や専門性が発揮できるような集中的な人材投資。
- ・ 子育て世代：少子化傾向の反転につながる充実した子育てと就労の両立支援策。
- ・ 働き盛りの中年世代：地域参加とリカレント教育（社会人に対する再教育）等を通じた複線化したキャリアパスの形成支援。
- ・ 高齢世代：雇用や地域活動への参加機会の確保等を通じた「生涯現役社会」の促進、地域の中での生活支援・介護体制の整備。

(3) 安心社会に向けての行政基盤の強化

- ・ 安心社会に向けた行政基盤を強化するため、国民への総合的なサービスの提供、閣僚主導にふさわしい規模、地方分権の徹底、官民挙げた人材の投入などの視点を踏まえ、現行の行政組織の見直し・再編へ向けた検討を行う。
- ・ 子育て支援、仕事と子育ての両立などの「少子化対策」や、困難を抱える子ども・若者を助け、自立させるための対策を始めとする各般の「子ども・若者支援策」を総合的に推進するため、内閣府の体制を強化する。

2. 安全・生活の確保等

① 消費者政策等

- ・ 消費者庁を創設するとともに、地方の相談窓口の充実や消費者教育の一体的な取組を図るなど、消費者行政を推進する。
- ・ 公文書管理法制を確立し、国立公文書館を中心に公文書管理の体制を整備する。
- ・ 輸入食品の監視等、食品の安全性の確保に係る取組を推進する。
- ・ 契約内容の適正化等安心して民間賃貸住宅等に居住できる市場環境を整備する。

② 生活支援等

- ・ 障害者の生活支援や就労支援、雇用維持・拡大等の施策を進めるとともに、「自立支援法」²⁸を見直す。
- ・ 児童相談所の機能強化等児童虐待防止対策の強化を図る。
- ・ 生活困窮者、失業者等に対する相談支援を推進する。
- ・ 男女共同参画センターや女性センターなどによる女性のライフコースを通じた相談やネットワーク構築の推進を支援する。また、女性の就業支援を推進する。
- ・ 子ども等への日本語指導等を含めた定住外国人への支援を推進する。
- ・ 公的賃貸住宅への子育て支援施設の併設等を推進する。
- ・ 生涯を通じて歯及び口腔の健康を保持する社会を目指し、8020 運動²⁹を推進する。
- ・ がんの総合的な対策を講ずるとともに、難病対策を推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。
- ・ 新型インフルエンザ対策について、これまでの取組状況も踏まえ、国際的な協力も含め、万全の対応を図る。
- ・ 子どもの健康と環境に関する研究の推進等、国民の安心を環境面で確保する。

²⁸ 「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)

²⁹ 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした歯科保健の普及啓発活動。

3. 防衛・防災・治安等

① 防衛

- ・北朝鮮によるミサイル発射、核実験など厳しさを増す安全保障環境に適切に対処するとともに、任務の多様化・国際化への対応を図るため、人的基盤や情報機能の重要性も踏まえつつ、「防衛計画の大綱」³⁰の修正等の検討を進め、国の諸施策との調和を図る中で、効率的な防衛力の整備を着実に推進する。
- ・米軍再編関連措置を着実に進める。
- ・選択と集中の考え方の下、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努めるとともに、防衛調達等の改革を実施する。

② 防災

- ・集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。災害時等の安全な通行を確保するための道路整備、学校等の耐震化について、引き続き推進する。
- ・「宇宙基本計画」及び「地理空間情報活用推進基本計画」³¹に基づき、衛星による測位・監視技術等の活用による災害・安全保障情報の迅速な提供等を推進する。
- ・地籍整備を推進する。

③ 治安等

- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」³²を進め、「世界一安全な国、日本」を目指す。また、犯罪の見逃し防止及び公衆衛生の向上のため、法整備に向けた動きも踏まえつつ、死因究明制度に係る施策を着実に推進する。
- ・海賊対策、海上保安の確保等海洋の安全、密輸阻止等の水際対策を推進する。
- ・「第8次交通安全基本計画」³³に基づく取組を推進し、今後10年間で交通事故死者数の半減を目指す。また、「地域自殺対策緊急強化基金」の活用などを通じ、自殺対策を強化する。
- ・「官邸における情報機能の強化の方針」を踏まえ、内閣の情報機能を強化する。
- ・「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」等を着実に実施する。
- ・北方領土隣接地域の特殊事情等にかんがみ、交流等事業、隣接地域の振興、後継者の育成等を推進する。
- ・司法制度改革の一環として、裁判員制度の円滑な実施・定着及び日本司法支援センターの業務と体制の充実を図る。
- ・地域の暮らしを守る鳥獣被害対策を着実に推進する。

³⁰ 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日閣議決定）

³¹ 「地理空間情報活用推進基本計画」（平成20年4月15日閣議決定）

³² 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日）

³³ 「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月14日）

4. 教育の再生

- ・ 「教育基本法」³⁴の理念を実現し、公平な教育機会を確保するため、公教育の質の向上を図る。そのため、「教育振興基本計画」³⁵等に基づき、①初等中等教育については、新学習指導要領の円滑な実施、幼児教育、特別支援教育、国語教育、外国語教育、徳育や読書・体験活動の充実、「スクール・ニューディール」構想の推進、教員が一人一人の子どもと向き合う環境づくり、教職員定数の適正化や多様な手段を通じた学校のマンパワーの充実、学校の事務負担軽減、教育的観点からの学校の適正配置、②高等教育については、国際的に開かれた大学づくり、高等教育の教育研究基盤の充実、競争的資金の拡充などの新たな時代に対応した教育施策に積極的に取り組む。
- ・ 安心して教育が受けられる社会の実現に向けて、各学校段階の教育費負担に対応するため、所要の財源確保とあわせた中期的な検討を行いつつ、当面、軽減策の充実を図る。
- ・ スポーツが人間形成に重要な役割を果たすことにかんがみ、武道教育の推進や、スポーツ立国を目指し、オリンピック等の招致、国際競技力の向上、地域スポーツの振興、これらのための体制の充実などを推進する。「青少年育成施策大綱」に基づく青少年の健全育成や、「食育推進基本計画」³⁶に基づく食育を推進する。日本文化の発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。

³⁴ 「教育基本法」（平成 18 年法律第 120 号）

³⁵ 「教育振興基本計画」（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）

³⁶ 「食育推進基本計画」（平成 18 年 3 月 31 日）

第4章 今後の財政運営の在り方

「短期は大胆、中期は責任」との観点から、今後の財政運営を行う。

1. 平成22年度予算の基本的考え方

(1) 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・我が国経済は、雇用情勢の一層の悪化が懸念されるものの、輸出や生産に明るい動きが見られ、「経済危機対策」を含む累次の景気対策の着実な実施により、景気は底割れが回避され、先行きは緩やかに持ち直していくことが期待される。
- ・平成22年度においては、世界経済の改善に応じて外需が回復するとともに、対策の効果が引き続き発現し、民需の持ち直しの動きが徐々に進展していくことが見込まれ、景気の回復が確かなものとなることが期待される。
- ・しかしながら、雇用の大幅な調整、物価の下押し圧力によるデフレ懸念、世界の景気後退長期化のおそれ等の我が国経済を下振れさせるリスクが存在することに留意する必要がある。
- ・政府は、引き続き景気回復を最優先で進める。「経済危機対策」においては、多年度を視野に入れ、時宜を得た様々な施策を講ずることとしており、これらを着実に実施することにより景気を回復させるとともに、中長期的に、日本経済の成長力を高めていく。また、本「基本方針2009」に基づき、安心と活力を両立させる国づくりへの取組を加速する。
- ・経済危機的状況に照らし、果敢な対応を適時適切に図る。

(2) 平成22年度予算の方向

- ・平成22年度予算は、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る上で重要な予算である。「基本方針2006」等³⁷を踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。

(安心と活力のための予算編成)

- ・上記の基本姿勢に沿って、昨年度とは異なる概算要求基準を設定し、メリハリの効いた予算編成を行う。
- ・経済社会状況への対応等として、「第1章 4. (3) 当面の『最優先課題』」とともに、「第2章 成長力の強化」、「第3章 安心社会の実現」に述べた取組を推進する。そのため、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分

³⁷ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)等

の重点化・効率化を行う。

- ・各府省の予算要求に当たっては、成果目標を掲げ、事後評価を十分に行い、予算の重点化に活用するなど、PDCAサイクルを着実に実施する。

(3) 新たな行政改革の取組

- ・ 不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底を継続していく。
- ・ 簡素にして温かい政府を創るため、「量の改革」とともに、政府全体としての具体的な取組方針³⁸に基づく「質の改革」を進める。
- ・ 国民全体の奉仕者として、責任を自覚して職務を遂行する等のため、国家公務員制度改革を着実に実行する。
- ・ 新たな定員合理化計画（5年間で10%以上）を策定するとともに、「出先機関改革に係る工程表」³⁹に沿って出先機関の事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等を進めるための取組を行う。
- ・ 人事院に対し、今夏勧告時に地域別官民給与の実態を公表し、その状況も踏まえつつ、俸給表水準について必要な見直しを検討するよう要請⁴⁰している。
- ・ 独立行政法人について、来年度に中期目標期間が終了する統合予定法人の見直しを前倒す等により、「独立行政法人整理合理化計画」⁴¹を確実に実施する。
- ・ 独立行政法人、特殊法人等、国と特に密接な関係を持つ公益法人等における役員の報酬・退職金について、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」等⁴²の趣旨を踏まえ点検を行う。
- ・ 重要対象分野である地震対策及び医師確保対策の政策評価を推進する。

³⁸ 『「質の行政改革」に関する取組方針』（平成21年6月19日）

³⁹ 「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日）

⁴⁰ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成20年11月14日閣議決定）

⁴¹ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）

⁴² 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成20年11月14日閣議決定）、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成18年8月15日一部改正）

2. 財政健全化目標

「短期は大胆、中期は責任」との方針の下、経済成長や社会保障制度を持続可能なものとするため、以下の目標を掲げ、財政健全化の取組を進める。

- ・ 財政の持続可能性を確保するため、財政健全化目標の基本として国・地方の債務残高対GDP比を位置付け、これを2010年代半ばにかけて少なくとも安定化させ、2020年代初めには安定的に引き下げる。
- ・ このため、今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス⁴³黒字化の確実な達成を目指す。さらに、我が国の債務残高が他国に類例を見ないほどの高い水準にあることから、利払い費を含む財政収支の均衡を視野に入れて、収支改善努力を続ける。
- ・ 当面の経済財政運営に当たっては、まずは景気を回復させ、5年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字（景気対策によるものを除く）の対GDP比を少なくとも半減させることを目指すが、この目標については、現下の世界経済等の流動的要素にかんがみ、時宜に応じた検証を行う。

⁴³ プライマリー・バランスは、基礎的（初期的）財政収支を意味する。

「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題のうち2011年度までに実施する重要事項

共通

- ・ 社会保障番号・カード（仮称）を2011年度中を目途に導入する。それに向け、省庁横断的な検討や実証実験の結果を踏まえた制度設計を行う。
- ・ あわせて、番号・カードを活用した社会保障サービスの向上・創設の検討を行う。

医療・介護

(医療)

- ・ 地域医療再生のため、5年間程度の基金を都道府県に設置し、地域全体での連携の下、計画に従って、以下の事業を地域の実情に応じて実施して、地域医療再生・強化を図る。
（平成21年度第1次補正予算）
 - － 医療機能連携のための施設・IT基盤の整備
 - － 医療機関の役割分担・機能分化の推進
 - － 大学病院等と連携した医師派遣機能の強化
 - － 医師事務作業補助者の配置 等
- ・ 2013年度からの都道府県医療計画の改定に向け、急性期医療の新たな指針を作成する。
- ・ 2010年度に見込まれる診療報酬改定において、「選択と集中」の考え方にに基づき、診療報酬の配分の見直しを行うとともに、救急、産科等の体制強化などの方策を検討する⁴⁴。
- ・ 地域間、診療科間、病院・診療所間の医師の偏在を是正するための効果的な方策及び医師等人材確保対策を講ずる。
- ・ 看護師等の専門性を更に高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、業務範囲と責任の所在を明確にしつつ、チーム医療・役割分担を積極的に推進する。
- ・ 医療新技術に対応するための革新的医薬品等の開発支援を行う。（平成21年度第1次補正予算）
 - － がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査の迅速化を図る。
 - － 新型インフルエンザ対策のため、全国民分のワクチン開発・生産期間を大幅に短縮する体制（現在1年半～2年→約半年）を5年以内に整備する。
- ・ 後発医薬品の使用促進等、医療の効率化を進める。
- ・ 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」を踏まえ、2011年度当初までのレセプトの原則完全オンライン化を進める。

⁴⁴ 診療報酬点数の設定に関しては、社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定される「診療報酬改定の基本方針」に基づき、中央社会保険医療協議会への諮問・答申を経て行われる。

(介 護)

- ・ デイサービスセンター等を併設した公的賃貸住宅の整備などを進める。
- ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の緊急整備を進める。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 2009年度のプラス3.0%の介護報酬改定による介護従事者の処遇改善を図る。
- ・ 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行う。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 介護経験のない離職者等に対する職業訓練、潜在的有資格者の再就職支援、現に働く介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援などを行う。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 2009年度の介護報酬改定の事後検証も踏まえ、介護報酬の在り方について、望ましい地域包括ケアの観点から検討を進める。

(医療と介護の連携)

- ・ 医療と介護が連携したサービスを提供するための診療報酬と介護報酬の同時改定(2012年度見込)に向けた検討を進める。

少子化対策

- ・ これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応した新しい子育て支援制度の在り方の検討を進め、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な法制上の整備を図る。
- ・ 「安心子ども基金」(2010年度まで)等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進めるとともに、放課後子どもプランを推進する。
- ・ 一時預かりサービスの利用助成と普及、地域子育て支援拠点等の基盤整備など、すべての子ども・家庭を対象とする子育て支援サービスの整備を進める。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 社会的養護等の特別の支援を必要とする子ども達等へのサービスを拡充する。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 妊婦健診への公費負担を通常必要とされる14回程度まで拡充する。(平成20年度第2次補正予算⁴⁵⁾)
- ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及びその「行動指針」に基づいた取組を推進する。
- ・ 「育児・介護休業法」⁴⁶⁾の改正及び「次世代育成支援対策推進法」⁴⁷⁾の改正を踏まえ、企業における仕事と家庭の両立を進める。
- ・ これらの取組を踏まえつつ、年内を目途に新しい「少子化社会対策大綱」を策定する。

⁴⁵⁾ 「平成20年度補正予算(第2号)」(平成21年1月27日)

⁴⁶⁾ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)

⁴⁷⁾ 「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)

「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題への対応策の具体化

	2010年代半ばに向けた取組の方向	左記実現のために税制抜本改革を実施する前に具体案を検討すべき事項
年金	<ul style="list-style-type: none"> ・低年金・無年金者対策の推進 ・在職老齢年金制度の見直し ・育児期間中の保険料免除 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化 ・就労する高齢者への年金支給停止の在り方 ・育児期間中の保険料免除の対象者の範囲
医療・介護	<p>(医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期医療の機能強化、在宅医療等地域で支える医療・地域連携の強化 ・医師と看護師等との役割分担の推進 ・新技術、効率化への対応 など <p>(介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基盤の強化、地域包括ケアの実現 ・介護従事者の確保・定着支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年における、急性期医療の職員配置、医療・介護のマンパワー数、機能別の病床数、救命救急センター数、ICUベッド数、平均在院日数、一人当たり病院医師の業務量減、居宅サービス・介護保険施設等の介護サービスの量、などの目標（「医療・介護サービス・人材整備目標」）
少子化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応した新しい子育て支援制度の導入と、その下での給付・サービスの抜本的拡充 ・すべての子ども・家庭を対象とする一時預かりサービスの充実や地域子育て支援拠点の整備 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年における、保育所・家庭的保育・企業内保育所・認定こども園の定数、保育士数、放課後児童クラブ数、一時預かりサービス拠点数、地域子育て支援拠点数、などの目標（「子育てサービス・人材整備目標」）

平成22年度予算の概算要求に当たっての
基本的な方針について

平成 22 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

〔平成 21 年 7 月 1 日
閣 議 了 解〕

平成 22 年度予算については、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る上で重要な予算であることから、「経済財政改革の基本方針 2009」（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定。以下「基本方針 2009」という。）に則り、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）等を踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。

平成 22 年度予算においては、これまで同様、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底を継続していく。このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行う。

また、基礎的財政収支の改善努力を継続するとともに、国債発行額についても極力抑制する。

平成 22 年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行う。

記

1. 各省庁は、各所管ごとに、以下の(1)、(3)①及び②に規定する額並びに(2)①及び(3)④に規定する要望の上限額の範囲内において、適正に積算を行い、要求・要望を行う。

(1) 年金・医療等に係る経費

補充費途として指定されている経費等のうち、年金、医療等に係る経費（以下「年金・医療等に係る経費」という。）については、高齢化等に伴う自然増（各所管計 1 兆 900 億円）を前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に加

算した額の範囲内において、各所管ごとに、要求する。なお、社会保障については、「基本方針 2009」等に基づき、将来安定財源を確保することとしつつ、平成 22 年度予算においては、自然増について可能な範囲で効率化に努め、その範囲内で社会保障の充実を図る。

(2) 公共事業関係費

① 公共事業関係費に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における公共事業関係費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額の範囲内に抑制する。但し、下記(5)の調整を行う。

公共事業関係費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における公共事業関係費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額（以下(2)①において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に 100 分の 125 を乗じた額を上限とする。

② なお、公共事業関係費全般について、予算編成過程等において、

イ 「基本方針 2009」を踏まえ、地方の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等の観点から、真に必要な社会資本を選別するとともに、整備水準や普及率の上昇、産業構造の変化等を踏まえた事業分野ごとのメリハリ付けを強化し、投資の重点化を一層推進する。

ロ 費用対効果分析等による事業評価を一層活用し、中止、見直しを含め、事業の厳格な選択を行う。

ハ あらゆる事業分野において、民間手法、民間資金等活用事業(PFI)の活用や規格の見直し等を進めるとともに、既存ストックの有効活用や事業間の連携強化により、事業の透明性を十分確保しつつ、官民格差等を踏まえたコスト縮減の取組を継続する。特に、談合の廃絶など、国・地方を通じ、入札・契約の透明性・公正性を確保し、執行段階における競争促進を図るとともに、必要性・効率性を踏まえた無駄の排除を徹底する。

- ニ 国と地方の役割分担の明確化等の観点から、引き続き直轄事業及び補助事業の見直しを行う。
- ホ 政策目的に照らし、公共事業から公共事業以外のより適切な政策手段へのシフトを図るなど、公共事業及び非公共事業の区分にとらわれない配分を行う。
- へ 各地域における社会資本の整備状況や必要性に十分に配慮しつつ、適切な予算配分を行う。

(3) その他の経費

① 人件費

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。)、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)等を踏まえ、各所管ごとに、前年度当初予算における人件費に相当する額に、給与構造改革の効果を反映しつつ、平年度化等の増減を加減算するとともに、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)における重点事項別の純減目標数を踏まえた人件費の減を減算(配置転換に係る職員の受入れに伴う人件費の増がある場合には加算)した額の範囲内において要求する。

総人件費改革の内容については、要求の時点では盛り込まれなかった事項も含め、予算編成過程において、着実に実現する。

② 義務的経費

イ 以下の(i)ないし(iii)及び(注)に掲げる経費については、各所管ごとに、前年度当初予算におけるその合計額に相当する額の範囲内において、(iv)に掲げる経費については、前年度当初予算における合計額から下記(5)における加算額を控除した額の範囲内において、要求する(以下の(i)ないし(iv)及び(注)に掲げる経費を以下「義務的経費」という。)。なお、(iv)の額及び下記(5)における加算額につい

ては、今後の経済状況を踏まえ、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

- なお、防衛関係費に係る人件費の要求については、(3)①の規定にかかわらず、義務的経費と同様の取扱いとする。
- (i) 補充費途として指定されている経費
 - (ii) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費（その他施設費を除く。）
 - (iii) 国家機関費（一般行政経費を除く。）及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額
 - (iv) 予備費（経済緊急対応予備費を含む。）

(注) 平成 21 年度の衆議院議員総選挙に必要な経費の減、平成 22 年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の増、平成 22 年度の国勢調査の実施に必要な経費の増等については、上記の金額に加減算する。

ロ 義務的経費については、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。

③ その他経費

その他の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費（以下「その他経費」という。）に係る予算措置の総額については、各経費ごとに以下の額を上限として縮減を図る。但し、下記(5)の調整を行う。

イ 科学技術振興費

前年度当初予算における科学技術振興費に相当する額。

ロ 国立大学法人運営費

前年度当初予算における国立大学法人運営費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額。

ハ 私立学校振興費（日本私立学校振興・共済事業団補助等を除く。以下同じ。）

前年度当初予算における私立学校振興費に相当する額に

100 分の 99 を乗じた額。

ニ 防衛関係費

前年度当初予算における防衛関係費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額。

ホ その他

前年度当初予算における(3)③イからニに規定する経費以外の経費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額。

- ④ その他経費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、以下のイ、ロ及びハにより算出される額の合計額（以下(3)④において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に 100 分の 125 を乗じた額を上限とする。

イ 前年度当初予算における(3)③イの経費に相当する額

ロ 前年度当初予算における(3)③ロ、ハ及びニの経費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額

ハ 前年度当初予算における(3)③ホの経費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額

(4) 各経費間の要求・要望の調整等

- ① (2)①及び(3)④に規定する公共事業関係費及びその他経費に係る要望基礎額並びに(3)①及び②に規定する人件費及び義務的経費（既存債務の支払いに係る経費を除く。）に係る要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

- ② この場合の公共事業関係費及びその他経費に係る各省庁の要望額は、(4)①の調整を行う前の要望基礎額に 100 分の 125 を乗じた額に、当該調整に係る額を加減算した額を上限とする。

(5) 予算配分の重点化促進のための加算

経済危機的状况に照らし、果断な対応を適時適切に図るための臨時の措置として、所管を越えた予算配分の重点化・効率化

を促進するため、(2)①及び(3)③に規定する公共事業関係費及びその他経費の各経費について、各省庁の要望を踏まえ、予算編成過程において、総額 3,500 億円の範囲内で、上記に規定する予算措置の総額の上限に加算することができる（以下「経済危機対応等特別措置」という。）。

(注) 「経済危機対応等特別措置」とは、経済社会状況への対応等として「基本方針 2009」の第 1 章 4(3)「当面の「最優先課題」、第 2 章「成長力の強化」（「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」(平成 20 年 9 月 19 日閣議決定)を基礎とした「未来開拓戦略」(平成 21 年 4 月 17 日)及び「地方再生戦略」(平成 20 年 12 月 19 日改定)に係る施策を含む。)、第 3 章「安心社会の実現」等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に必要な経費として加算するものをいう。

(6) 各経費の重点化・効率化

「基本方針 2009」を踏まえ、各経費に係るムダ・ゼロに向けた見直しを断行するとともに、歳出全体の徹底した洗い直しを行う。その上で、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、真に必要なニーズにこたえるための予算配分の重点化・効率化を行う。

上記の各経費の重点化・効率化に当たっては、「基本方針 2009」の第 4 章 1(2)「平成 22 年度予算の方向」等を踏まえ、「経済危機対応等特別措置」も活用しつつ、第 1 章 4(3)「当面の「最優先課題」」に掲げられた取組に対して、最大限の重点対応を行うほか、第 2 章「成長力の強化」、第 3 章「安心社会の実現」等に掲げられた取組を推進する。

各省庁の要求・要望に当たっては、上記のような重点化・効率化の考え方に真にふさわしい施策・事業に重点を置く。

また、府省横断的な予算については、重複排除と関係府省間の連携を進めることとし、その際、引き続き「政策群」の手法を活用する。

2. 上記による要求・要望に当たっては、無駄の排除を徹底するため、既存の全ての事務・事業について、必要性、有効性、効率性の視点から徹底した見直しを行い、要求・要望に反映させる。その際、行政支出総点検会議による指摘等も踏まえ、政策の棚卸しを行い、予算執行の状況、決算の状況、審査結果及び検査報告、予算執行調査結果並びに政策評価結果等を適切に反映するなど積算の適正化及び無駄の排除に取り組みつつ、制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを行うなど、所管の予算を聖域なく抜本的に見直す。

上記の観点を踏まえ、要求・要望に当たっては、

(1) 予算の目的・効果等を分かりやすく示すとの観点及び予算・決算と政策評価の連携を強化し、予算の重点化・効率化を一層進めるとの観点から、政策ごとに成果目標、必要性、効率性、有効性等を明らかにする。政策評価については、その結果を要求・要望に適切に反映させるとともに、政策評価による無駄の削減の成果及びその要求・要望への反映状況を明らかにする。

また、各省庁は、各政策の執行の結果を把握し、原則として、決算額を政策ごとに把握する。

さらに、「成果重視事業」の取組を引き続き進める。

(2) 各省庁は、支出の相手方、契約形態、支出の対象となる物品購入、役務提供等の具体的な内容、事務・事業の実施状況及び成果等の予算の執行状況について調査・把握する。これを踏まえ、不適切・非効率な支出を排除する観点から見直しを行い、要求・要望に反映させるとともに、予算の執行状況及びその要求・要望への反映状況を明らかにする。

また、予算執行の実績を的確に把握し、予算との差異の要因等を十分精査しつつ、その結果を適切に反映する。

(3) 庁費等の一般行政経費等については、広報経費、委託調査費等を含め、納税者の視点に立って、所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行うことを通じて、厳しく抑制する。

- (4) 行政の効率化・簡素化を進め、財源を最大限有効に活用するとの観点から、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。
- (5) 「行革推進法」に基づき、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等について平成 22 年度予算に適切に反映する。
- (6) 行政効率化関係省庁連絡会議における取りまとめ、「随意契約の適正化について」（平成 19 年 1 月 26 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）及び行政支出総点検会議の指摘等を踏まえ、競争性のない随意契約について、競争性の高い契約方式に移行する等の取組を着実に推進する。
- (7) 科学技術振興費等については、総合科学技術会議などと、その提出前に、重複排除及び連携強化等の観点から所要の調整を行う。なお、科学技術振興費については、「第 3 期科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）及び「基本方針 2009」を踏まえ、その着実な実施に向け、1 (3)④、(4)、(5)及び(6)に規定する枠組みの下、研究費の不正使用問題への厳正な対処やデータベースの運用等科学技術システム改革の着実な実施を図りつつ、予算編成過程において経費の大胆な選択と集中を一層推進する。
- (8) 定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして温かい政府の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「行革推進法」等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、従来にも増して厳選した要求を行う。特に、定員については、「国の行政機関の定員の純減について」、「平成 22 年度以降の定員管理について」（平成 21 年 7 月 1 日閣議決定）等を踏まえ、地方支分部局の業務及び I T 化

に係る業務についての見直しに積極的に取り組むとともに、行政需要の変化に対応した定員の再配置を進めつつ、純減を確保する。

- (9)① すべての独立行政法人について、「基本方針 2009」に基づき、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を着実に実施することとし、確実に要求・要望に反映する。本年中に組織・業務の見直しの結論を得ることとなる独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）等を踏まえ、無駄を徹底して排除すべく組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直しを進め、その内容について可能な限り要求・要望に反映する。
- ② また、各独立行政法人において、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、随意契約の見直しを行うとともに、独立行政法人等の総人件費について平成 18 年度以降の 5 年間で 100 分の 5 以上（年平均 100 分の 1 以上）の削減を基本とする改革等に引き続き取り組む。
- ③ なお、独立行政法人等及び特殊法人の新設・改廃に係る要求については、「行革推進法」、「国の行政機関の定員の純減について」等既往の方針を踏まえて対処する。
- ④ 独立行政法人向け財政支出については、各政策分野における歳出改革に取り組むと同時に、上記の取組を着実にを行い、要求・要望に可能な限り反映させる。
- ⑤ このほか、「独立行政法人整理合理化計画」等を踏まえ、保有資産の必要性を厳しく精査し、政府出資等に係る不要財産の国庫納付を着実に推進する。このほか、中期目標期間終了時における積立金の国庫納付についても十分精査し、平成 22 年度予算に適切に反映させる。

- (10) 特例社団法人・特例財団法人又は新公益法人制度の下で行政庁の認定を受けた法人（以下「公益法人」という。）に対する

支出については、国民の視点に立って、無駄を根絶するため、これまでの点検の結果を踏まえ、支出を削減する観点から徹底的な見直しを行い、要求・要望に反映させる。さらに、行政支出総点検会議による指摘等も踏まえ、財政支出を厳しく抑制する。

- (11) 国等からの補助金等により公益法人等に造成した基金については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）等に沿って、引き続き、事業継続の必要性、基金保有額の規模の適正性などの観点から見直しを行い、支出を抑制するとともに、国庫返納を推進し、平成22年度予算に適切に反映させる。

また、各基金の具体的な執行に当たって、執行状況や使用残高等について、積極的に情報開示を行うこと等により、透明性を確保する。

- (12) 特殊法人等向け財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」、「行政改革の重要方針」等を踏まえ、根底から洗い直して厳しく抑制する。

- (13) 補助金等については、「基本方針2009」等を踏まえ、全ての施策や事業に関し、国と地方及び官と民の役割分担の見直し、国及び地方を通じた行政のスリム化、更なるコスト効率化等あらゆる観点から、制度改正も含めた聖域なき見直しを徹底し、その整理合理化を一層推進する。

このため、

- ① 地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、あらゆる施策や事業について、義務的経費に属する国庫補助負担金を含め聖域なく見直しを行い、経済危機に対応するために必要な経費、年金・医療等に係る経費及び国政選挙、国勢調査に必要な経費等を除いた額について、前年度当初予算における額を下回るよう抑制することを目指す。

また、「第2次地方分権推進計画」（平成11年3月26日閣

議決定)、「地域再生基本方針」(平成17年4月22日閣議決定)等を踏まえ、地域の自主性・裁量性を拡大する観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充や、省庁の壁を越えた交付金化等の補助金改革を推進する。

- ② 独立行政法人等への運営費交付金等、公益法人向け補助金等及び特殊法人等への補助金等については、財政支出に見合った成果が上がっているかどうか等、存置の必要性に立ち返った見直しを行うとともに、(9)～(12)に基づく取組を行い、徹底的な抑制を図る。
- (14) 地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に対する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることなどにより、財政資金の効率的使用を図る。また、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策については、厳にこれを抑制する。
 - (15) 情報システム関係予算のうち、システムの新たな構築・改修等に係る経費については、運用経費や業務処理時間・定員の削減が見込まれるなど行財政改革への寄与等の観点から、システム構築等の必要性・緊急性を精査し、要求・要望の選択と集中を図る。また、システムの保守・運用等に係る経費についても合理化・効率化を徹底する。
3. 国・地方間のバランスを確保しつつ、財政健全化等を進めることとする。地方財政については、「基本方針2006」等を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行いつつ、経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、所要の地方財政措置を講ずる。
 4. なお、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成8年12月3日閣議決定)に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成10年法律第35号)

等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等、「肉用子牛生産安定等特別措置法」(昭和63年法律第98号)に基づく交付金等、「電波法」(昭和25年法律第131号)に基づく電波利用共益費用及び特別会計改革の実施により経理区分が変更されることに伴い増加する経費等の平成22年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。

また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成22年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日政府・与党合意)に基づく対策に係る経費の平成22年度における取扱いについては、財政に係る合理化のための努力と併せて予算編成過程において検討する。

「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」(平成20年6月12日政府・与党決定)に基づく対策につき国が負担することとなる経費の平成22年度における取扱いについては、平成21年度に引き続き、円滑な運営のための暫定措置のあり方の検討を踏まえ、予算編成過程で検討する。

5. 特別会計についても、2. に準じ、引き続き歳出改革の推進を図り、「行革推進法」等を踏まえ、制度改革等を行い、歳出の合理化・効率化を推進するとともに、一般会計からの繰入れや民間等からの借入れを抑制する。特に、統合される特別会計については、事業の横断的な実施や事務費等の経費の重複の排除等による合理化・効率化を徹底する。併せて、独立行政法人向け、公益法人向け、特殊法人等向け財政支出についても見直しを行い、要求に反映させる。

また、特別会計の予算要求に当たっては、一般会計と同様、無駄の排除を徹底するため、個別の事務・事業について必要性、有

効性、効率性の観点から徹底した見直しを行い、要求に反映させる。その際、行政支出総点検会議による指摘等も踏まえ、政策の棚卸しを行い、予算執行の状況、決算の状況、審査結果及び検査報告、予算執行調査結果並びに政策評価結果等を適切に反映するなど積算の適正化及び無駄の排除に取り組みつつ、制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを行う。

このような観点から、各特別会計について、支出の相手方、契約形態、支出の対象となる物品購入、役務提供等の具体的な内容、事務・事業の実施状況及び成果等の予算の執行状況を調査・把握する。これを踏まえ、不適切・非効率な支出を排除する観点から見直しを行い、要求に反映させるとともに、予算の執行状況及びその要求への反映状況を明らかにする。

また、行政支出総点検会議により指摘された、特別会計ごとの課題や個別の支出の見直しに引き続き適切に対応するとともに、剰余金の処分のあり方や積立金の必要な水準等についての検証及び国民への説明の充実に取り組む。

6. 上記による要求・要望に当たっては、8月末日の期限を厳守する。また、各経費区分間において所要の調整をせざるを得ない場合には、上記に従って算出される額の合計額の範囲内とする。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。但し、年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討する。